

昭和二十七年五月

明るい寄宿舍のための運動用

寄宿舍に関する統計及び諸資料



労働省婦人少年局

尋常省城人少平風

寄寓舍三閱年絲情又為番資粹

圓るる寄寓のやみの要諦也

一、寄宿舎に關する統計

一頁

中一 表 中一種事業附屬寄宿舎に居住する業種別女子労働者数 (昭和二十五年十二月末現在) 二頁

中二 表 中一種事業附屬寄宿舎に居住する業種別男子労働者数 (昭和二十五年十二月末現在) 二頁

中三 表 中一種事業附屬寄宿舎の設けある業種別事業場数 (昭和二十五年十二月末現在) 三頁

中一 表 中一種事業附屬寄宿舎の設けある事業場数及び労働者数 (業種別、規模別) (昭和二十五年十二月末現在) 四頁

中二 表 中一種事業附屬寄宿舎における年令別寄宿労働者数 (業種別) (昭和二十五年十二月末現在) 六頁

中三 表 中一種事業附屬寄宿舎の設けある事業場数及び労働者数 (業種別) (昭和二十四、二十五年比較) 八頁

中四 表 寄宿舎の設けある事業場数及び寄宿労働者数 (府県別昭和二十二、二十五年比較) 一頁

中五 表 寄宿舎規則の違反件数 (労働基準法中一の章関係) 一二頁

中六 表 寄宿舎の設けある工場数及び労働者数 (年次別 自大正五年至昭和十二年) 一三頁

中七 表 綿糸紡績業における府県別男女別寄宿労働者数 (昭和二十七年二月末日現在) 一四頁

中八表 製糸工場の府県別工場数

(昭和二六年八月末日現在) 一六頁

中九表 製糸工場の寄宿労働者数

(昭和二三年三月末現在) 一六頁

中十表 紡織工業寄宿女子労働者の現金収入状況

一八頁

中十一表の一 紡織工業寄宿女子労働者の現金支出状況

一九頁

中十一表の二 物品購入内訳表

二〇頁

中十二表 紡織工業寄宿女子労働者手令服別總支出内訳表(割合)

二一頁

二、製糸、紡績、病院の女子寄宿舎の日常生活

実態調査より抜萃

二二頁

三、紡織工業における寄宿舎原(舎監 世話係)の業務内容

二四頁

四、労働基準法中寄宿舎に關する條項の解釈例規集

二五頁

五、製糸、紡績、病院の女子寄宿舎の寄宿舎規則及び自治会規則の例

二六頁

六、全蠶同盟寄宿舎方針

(昭和二六年二月)

二七頁

七 全織同盟綿紡部会の綿紡寄宿舍民主化方針 (昭和二六年二月) 一六八頁

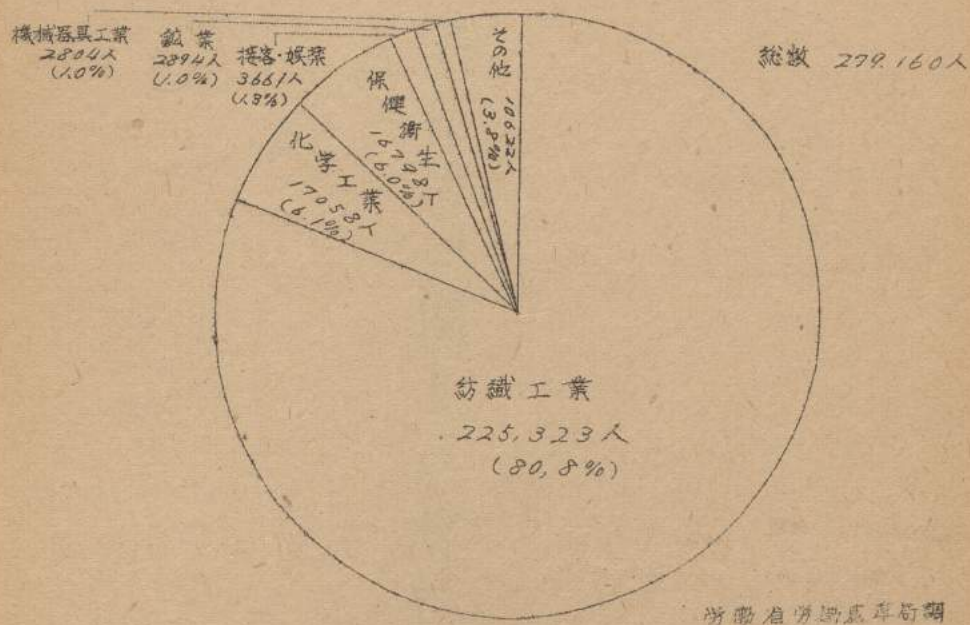
八 日本紡績同業会の寄宿舍制度民主化方策 (昭和二二年一〇月) 一七〇頁

九 紡績協会寄宿舍事向委員会の「紡績における寄宿舍制度の存り方について」 (昭和二六年三月) 一七二頁

一、寄宿舍に関する統計

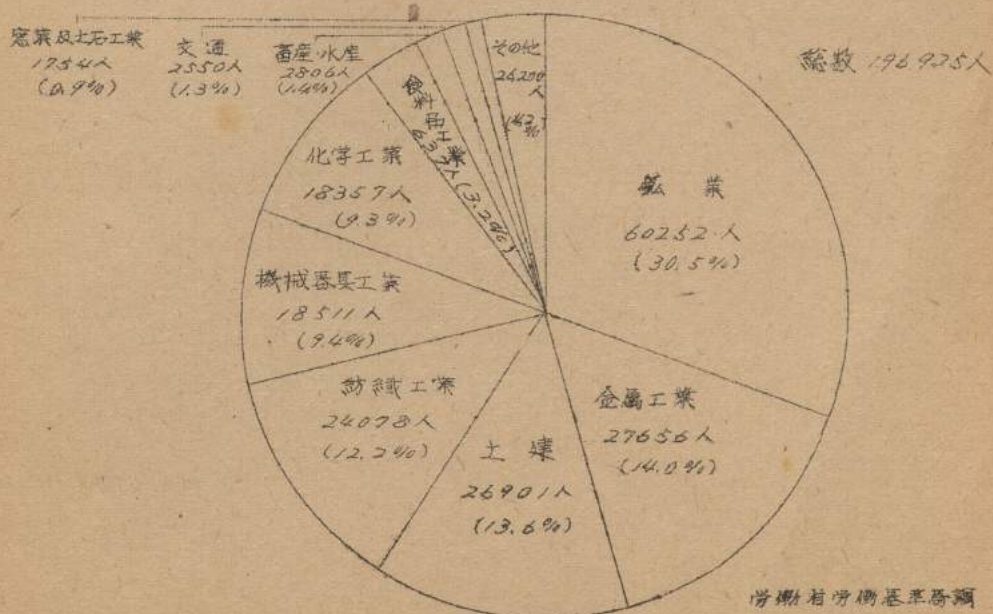
第一四 第一種事業附属寄宿舍に居住する業種別女子労働者数

(昭和25年12月末現在)



第二四 第一種事業附属寄宿舍に居住する業種別男子労働者数

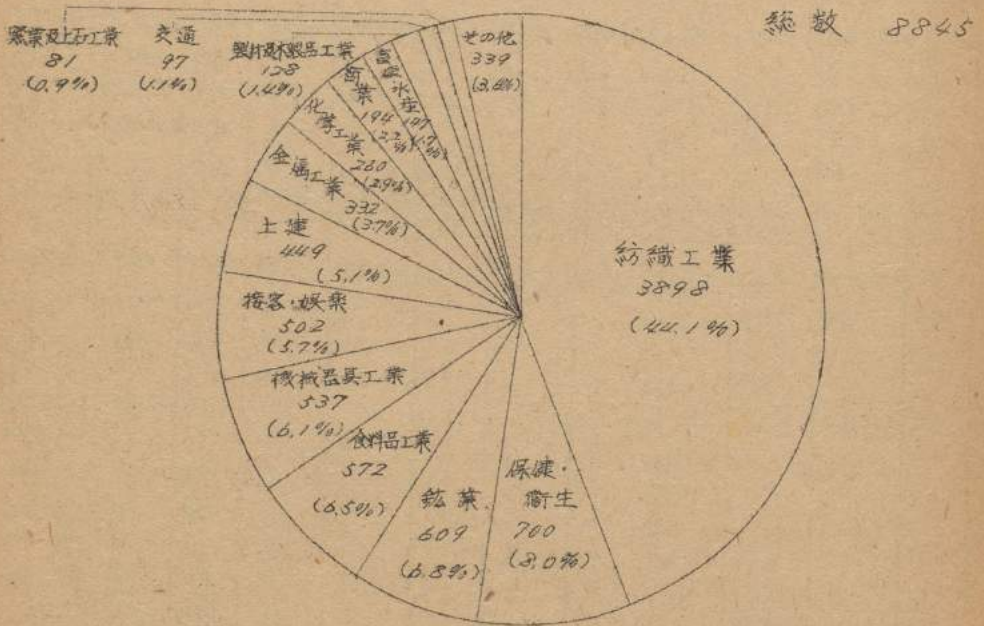
(昭和25年12月末現在)



第三四

第一種事業附属寄宿舍の設けある業種別事業場数

(昭和25年12月末現在)



數及勞働者數(業種別)

(昭和25年12月末現在)(4)

100人以下500人未満			500人以上1,000人未満			1,000人以上			合 計		
事業場數	勞働者		事業場數	勞働者		事業場數	勞働者		事業場數	勞働者	
	男	女		男	女		男	女		男	女
44	8,978	928	5	2,835	152	3	11,183	909	332	27,656	2,517
31	5,028	956	9	3,968	466	2	2,204		537	18,511	2,804
31	3,848	2,641	7	1,974	565	10	8,516	12,561	260	18,357	17,058
5	273	310				1	258		81	1,752	476
470	6,636	70,932	58	3,540	37,880	56	6,619	76,087	3898	24,078	25,323
1	102	42							128	804	124
11	1,038	506							572	6,371	2,358
									25	477	158
									69	388	362
1	20								61	804	39
594	25,573	76,365	79	12,317	39,063	72	28,780	84,557	5,963	99,200	25,129
116	16,890	713	30	10,528	267	23	14,418	911	427	52,270	2,261
2	438	1							26	1,052	34
13	1,990	134	1	408	100	1	923	78	102	5,524	503
3	398	15							20	801	49
1	16								34	605	47
135	19,732	863	31	10,937	367	24	15,341	989	609	60,252	2,894
57	12,907	747	6	4,123	174	1	1,238	119	449	26,901	1,467
10	1,474	102							97	2,550	848
									16	444	53
									23	301	63
3	292	218							147	2,806	564
									194	532	552
									19	210	24
									8	38	93
									5	45	39
									60	142	154
28	381	3,822							700	1,078	16,798
5	308	403							502	1,355	3661
									3	35	6
2	459	72							25	795	90
			1	93	470				25	241	633
834	61,126	82,692	117	22,470	40,074	97	45,359	90,665	3,385	196,925	27,160

勞働省勞働基準局調

(5)

第一表

第一種事業附属寄宿舎の設けある事業場

法第八條 号別業種別	寄居労働者数 事業場及び 労働者数	10人未満			10人以上50人未満			50人以上100人未満		
		事業場数	労働者		事業場数	労働者		事業場数	労働者	
			男	女		男	女		男	女
1号	金属工業	152	519	27	90	1,874	159	38	2,667	342
	機械器具工業	244	1,103	88	207	3,745	639	44	2,463	655
	化学工業	58	235	72	122	2,099	640	32	1,685	579
	窯業及び土石工業	34	130	35	34	643	121	7	450	10
	紡織工業	1,518	1,524	5,329	1,465	3,475	20,044	331	2,284	15,001
	製材及び木製品工業	100	288	18	26	353	61	1	61	3
	食品工業	351	1,616	128	188	2,851	1,067	22	816	657
	印刷及び製本業	9	32	6	12	220	40	4	225	112
	その他の工業	49	158	43	18	219	136	2	11	183
	ガス電気及び水道業	42	229	15	15	306	24	3	249	
	小計	2,557	5,834	5,761	2,177	15,785	22,931	484	10,911	17,542
2号	石油工業	16	100	10	146	4,037	152	96	6,296	208
	炭油工業	4	12	1	16	360	23	4	242	9
	金属工業	19	103	16	51	992	105	17	1,108	70
	非金属工業	3	11		11	193	20	3	199	14
	土石採取業	14	84	2	16	337	28	3	168	17
	小計	56	310	29	240	5,919	328	123	8,013	318
3号	土	124	585	54	204	4,648	214	57	3,400	161
4号	交通	32	108	39	47	648	548	8	320	159
5号	貨物取扱	2	13	1	12	317	32	2	114	20
6号	農林	10	44	10	12	208	49	1	49	4
7号	畜産・水産	28	139	23	109	1,980	301	7	395	22
8号	商業	173	311	339	20	208	140	1	13	73
9号	金融・広告	13	65	15	5	97	1	1	48	8
10号	映画・演劇	6	13	11	1	23	19	1	2	63
11号	通信	1	1	6	4	44	33			
12号	教育・研究	46	47	42	14	95	112			
13号	保健・衛生	241	88	122	366	513	2,741	65	96	4,013
14号	接客・娯楽	356	119	1056	132	663	1,822	9	265	380
15号	清掃・その他	1			3	35	6			
16号	官公庁	17	17	15	2	39		4	280	3
17号	その他	19	36	20	2	33	15	3	79	128
	計	3,681	7,730	8,643	3,350	31,255	34,292	766	23,985	22,894

第一寄宿舎とは事業に附属した労働者を6ヶ月以上の期間寄宿させるものをいう。

令別寄宿舍勞働者數 (業種別)

(昭和25年12月末現在) (6)

未 滿			滿 18 才 以 上			合 計		
小 計	男	女	小 計	男	女	小 計		
922	27,051	2,200	29,251	27,656	2,517	30,173		
2,331	16,515	2,469	18,984	18,511	2,804	21,315		
6,181	17,248	11,986	29,234	18,357	17,058	35,415		
284	1,592	354	1,946	1,754	476	2,230		
87,480	19,727	142,194	161,921	24,078	225,323	249,401		
104	704	120	824	804	124	928		
771	5,864	2,094	7,958	6,371	2,358	8,729		
127	359	149	508	477	158	635		
124	361	265	626	388	362	750		
14	795	34	829	804	39	843		
98,338	90,216	161,865	252,081	99,200	251,219	350,419		
512	51,848	2,171	54,019	52,770	2,261	54,531		
9	1,044	33	1,077	1,052	34	1,086		
32	5,453	492	5,945	5,524	503	6,027		
47	763	40	803	801	49	850		
24	582	46	628	605	47	652		
674	59,690	2,782	62,472	60,252	2,894	63,146		
658	26,296	1,416	27,712	26,901	1,469	28,370		
505	2,345	548	2,893	2,550	848	3,398		
10	434	53	487	444	53	497		
66	241	57	298	301	63	364		
103	2,747	520	3,267	2,806	564	3,370		
270	433	381	814	532	552	1,084		
3	207	24	231	210	24	234		
8	36	87	123	38	93	131		
	45	39	84	45	39	84		
25	140	131	271	142	154	296		
2,720	1,065	14,064	15,129	1,078	16,798	17,876		
71	1,327	3,618	4,945	1,355	3,661	5,016		
3	32	6	38	35	6	41		
6	780	74	854	795	90	885		
66	228	580	808		623	874		
103,526	186,262	186,245	372,507	196,925	279,160	476,085		

法第8条 号別業種別		満15才未満			満15才以上18才	
		男	女	小計	男	女
1号	金属工業				605	317
	機械器具工業				1,996	335
	化学工業				1,109	5,072
	窯業及び土石工業				162	122
	紡織工業				4,351	83,129
	製材及び木製品工業				100	4
	食料品工業				507	264
	印刷及び製本業				118	9
	その他の工業				27	97
	ガス、電気、水道業 小計				9	5
					8,984	89,354
2号	石油工業				422	90
	石油工業				8	1
	石油工業				71	11
	石油工業				38	9
	石油工業				23	1
	石油工業 小計				562	112
3	土交實				605	53
4	貨物				205	300
5	取				10	
6	畜産				60	6
7	水				59	44
8	商業				99	171
9	金融				3	
10	映画				2	6
11	通教					
12	育研				2	23
13	保健					
14	接客				28	43
15	清掃				3	
16	官公				4	2
17	その他				13	
計		12	40	52	10,651	92,875

第三表

第一種事業附属寄宿舎の設けある事業場及び付着数

(業種別、昭和22年、25年度比較)

	昭和22年			昭和25年		
	事業場	労働者		事業場	労働者	
		男	女		男	女
農業	328	1683	30618	332	2517	27656
林業	621	4612	22580	537	2804	128511
漁業	235	12319	16406	260	17058	123337
鉱業	86	604	3711	81	476	1754
化学工業	3705	225321	25508	3898	225323	24078
機械工業	117	183	991	128	124	504
金属工業	391	1697	4489	572	2358	6371
繊維工業	16	455	1654	25	158	477
印刷及出版業	105	1145	1147	69	362	328
その他の工業	35	55	713	61	39	804
小計	5639	248074	106817	5963	251219	99200

号

一

2号	石	474	3,782	72,228	427	2,261	52,270
	金	21	16	888	26	34	1,052
1	灰油	94	480	5,754	102	503	5,524
	屬	25	59	733	20	49	801
計	工工工	32	51	722	34	47	805
	取						
雙通	授林	648	4,388	80,325	609	2,894	60,252
	取						
3	號	550	1,730	25,046	449	1,469	25,901
	號	95	783	3,075	97	843	2,550
4	號	22	53	469	16	53	444
	號	98	244	2,212	23	63	301
5	號	111	546	1,902	147	564	2,806
	號	132	500	4,226	194	552	532
6	號	18	37	153	19	24	210
	號	2	63	7	8	93	38
7	號	4	10	45	5	39	45
	號	15	149	107	60	154	142
8	號	557	15,307	11,079	700	16,798	1,078
	號	268	3,054	1,805	502	3,661	1,355
9	號	2	2	23	3	6	35
	號	13	61	476	25	90	795
10	號	14	49	91	25	633	241
	號						
11	號						
	號						
12	號						
	號						
13	號						
	號						
14	號						
	號						
15	號						
	號						
16	號						
	號						
17	號						
	號						
計		8,188	275,000	224,958	2,845	279,160	196,925

寄宿舍の設計ある事業場数及寄宿舍勞働者数

(府県別、昭和22年、25年度比較)

昭和22年12月末現在			計			第一種事業附属寄宿舎			第二種事業附属寄宿舎		
事業場数	男 女		事業場数	男 女		事業場数	男 女		事業場数	男 女	
	男	女		男	女		男	女		男	女
355	2,063	9,296	1,327	5,723	21,129	557	4,661	21,017	770	1,062	20,112
45	603	5,607	69	467	2,185	20	388	435	49	79	1,753
266	1,856	3,799	126	1,837	4,520	82	1,791	3,647	38	46	873
165	1,341	3,146	115	1,158	1,153	66	1,124	469	49	34	714
91	60	1,831	118	534	2,796	86	525	1,612	32	9	1,184
153	3,117	956	71	2,477	1,425	56	2,466	1,075	15	11	350
65	4,546	1,861	99	5,270	4,549	69	5,170	4,859	30	100	690
136	1,079	1,924	119	2,061	2,191	64	2,006	1,387	55	55	804
258	2,769	3,624	35	2,359	1,327	76	2,351	1,118	9	5	209
150	5,521	3,000	124	6,659	4,553	109	6,028	4,033	25	25	520
726	7965	7,538	334	7,371	2,850	322	7,353	2,576	12	18	704
308	1,712	2,152	120	1,765	3,293	72	1,711	1,135	48	54	1,158
312	4,161	6,504	810	9,076	8,839	696	9,002	6,133	114	74	2,756
629	3,766	22,759	168	2,620	11,599	92	2,524	8,139	76	96	3,460
740	2,584	1,445	318	4,566	5,600	252	4,458	7,288	60	108	1,352
213	1,0032	6,679	56	10,102	2,590	48	10,607	1,462	8	95	1,128
86	3,762	1,583	187	4,967	3,008	174	4,967	691	13	28	1,177
212	4,632	1,019	233	5,643	3,494	190	5,615	2,925	43	28	569
50	1,415	366	45	1,379	570	25	1,349	354	20	30	216
415	1,6313	7,952	183	1,1615	5,419	153	1,1582	4,626	30	33	783

岐 靜 愛 三 瀨 京 大 兵 奈 和 島 岡 云 山 穗 香 漫 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 尾	11.416	239.316	208.179	109.17	282.188	247.751	8.845	279.160	196.925	2.072	3.028	50.826
早 岡 和 重 賀 都 阪 津 民 山 歌 取 根 山 島 口 萬 川 媛 和 岡 夏 岡 本 分 崎 島	652	10,092	5,047	314	12,923	7,872	299	12,903	2,842	15	20	330
	329	8,591	4,231	429	11,061	3,435	378	10,835	2,306	51	226	1,129
	1358	20,366	9,349	1,662	33,597	7,937	1,630	33,451	7,279	32	146	658
	172	12,254	2,268	89	14,932	2,417	76	14,915	2,010	13	117	407
	116	5,796	4,492	146	10,399	4,298	98	10,389	3,898	48	10	400
	363	6,854	3,198	175	7,600	2,583	146	7,587	2,234	29	13	349
	1423	19,873	22,926	461	20,117	7,897	442	20,113	7,554	19	44	343
	556	14,028	18,201	1,577	20,123	2,8503	1,517	24,096	22,722	60	27	861
	18	3,066	456	20	3,644	354	16	3,568	259	4	76	95
	23	3,255	649	37	3,360	499	31	3,311	444	6	49	55
	57	899	318	12	692	64	11	691	52	1	1	12
	1.3	3,225	630	43	2,999	1,011	21	2,908	880	22	1	131
	368	9,934	3,715	109	9,266	2,131	100	9,262	1,977	9	4	154
	172	3,951	5,307	114	5,070	4,359	67	5,060	3,858	47	10	501
	87	1,504	3,821	112	2,106	10,640	99	2,105	14,245	13	1	395
	30	3,321	356	24	2,742	472	22	2,736	411	2	6	61
	18	3,615	468	25	3,145	417	22	3,136	298	3	9	119
	115	7,357	2,846	73	9,287	3,037	65	9,264	2,652	8	23	485
	46	2,151	972	49	1,773	677	35	1,725	357	14	48	320
	276	4,201	1,4420	354	6,384	30,508	312	6,345	29,658	42	39	850
	34	2,574	511	87	2,016	3,730	41	2,003	3,240	46	13	490
	40	393	2,172	94	756	10,929	77	725	10,527	17	31	402
	41	2,780	2,089	40	2,827	1,052	32	2,786	801	8	41	251
	47	4,172	1,628	30	3,125	1,902	25	3,105	1,727	5	20	175
	51	3,000	4,455	68	4,595	6,210	36	4,390	3,725	32	205	2,485
	110	767	522	56	656	724	26	633	388	30	23	336

(註)

昭和22年の調査は、同年ノ月から事業附屬寄宿舎規程が施行されたのに応じてまず適用対象寄宿舎数を把握する目的で行ったものであつて、當時はまだ労基法にいわゆる事業附屬寄宿舎規程の適用を受ける寄宿舎の具体的範囲が明確になつていなかった(この適用範囲が具体的に明示されたのは昭和23年3月30日附憲発第508号通牒によつてである)のである。オニ種の寄宿舎以外に單なる福利施設としての建物も若干含まれてゐる。

昭和25年の調査は労基法に規定されるオニ種、オニ種事業附屬寄宿舎の計にある事業場数及び労働者数である。

第五表

寄宿舎規則の違反件数

(労働基準法オノ章附録)

	昭和23年		
	94 條 寄宿舎生活の 治	95 條 寄宿舎生活の 秩序	96 條 寄宿舎の設備 及び安全衛生
24	134	1424	2923
25	146	2103	4880
26	78	1956	5110
27	70	2015	6867

(13)

第六表

寄宿舍の設けある工場数及び労働者数(年次別)

(自大正5年)
(至昭和12年)

年次	区分	寄宿舍の設け ある工場数	労働者数		
			計	女	男
大正	5年	8286	397,914	318,092	79,885
"	6	8526	501,875	406,536	95,339
"	7	10,406	551,076	426,627	124,449
"	8	12,062	579,495	467,824	111,671
"	9	11,331	585,529	457,280	128,249
"	10	10,570	595,613	484,186	111,427
"	11	9,297	611,720	506,951	104,769
"	12	9,845	596,805	492,300	104,508
"	13	9,731	611,142	508,804	102,338
"	14	9,830	631,422	529,353	102,069
"	15	11,992	641,601	530,443	111,158
昭和	2	14,595	633,289	513,914	119,375
"	3	14,084	614,358	498,102	116,256
"	4	15,057	650,965	531,774	119,191
"	5	15,493	570,945	458,125	112,820
"	6	15,507	574,194	467,522	106,672
"	7	15,066	529,908	433,758	96,150
"	8	15,798	546,815	443,588	103,227
"	9	18,118	590,097	473,452	116,645
"	10	20,673	641,979	503,055	138,924
"	11	22,420	689,515	533,948	155,567
"	12	24,203	707,010	535,789	171,223

和重寶都夜軍良山	31	216922	20338	1354
三源	86	8202	7841	361
大共奈和	3	956	915	41
島岡云山	43	16267	15184	1083
取根山島口	14	7549	6927	622
島岡云山	39	3649	3554	95
島岡云山	2	3282	3087	195
島岡云山	22	2046	1989	57
島岡云山	14	7138	6870	2689
島岡云山	371	371	362	9
島岡云山	2	998	946	52
島岡云山	6	3197	3153	44
島岡云山	7	5246	5020	226
島岡云山	1	1316	1260	56
島岡云山	3	1479	1355	124
島岡云山	1	1532	1466	66
島岡云山	2	1113	1019	94
島岡云山	2	1766	1691	75
島岡云山	204	125300	118267	7033
島岡云山	204	125300	118267	7033

日本紡績協会調

(註)

紡績ノ社に於いては紡績協会加入の需布工場のみ。
新紡績に於いては紡績協会未加入の会社も若干参す。

第八表

製糸工場の府県別工場数

(昭和26年8月末現在)

第九表

製糸工場の寄宿労働者数

(日本製糸協会労働月報昭和23年3月末現在)

府県			計	女	男
北海道	北青岩宮	—	—	—	—
	蘇手	1,551	1,418	1,333	
	城田	1,206	1,111	955	
山形	山形	248	243	5	
	山形	2,226	2,085	1,411	
	山形	3,447	3,174	2,733	
宮城	宮城	2,026	1,850	1,776	
	宮城	508	487	211	
	宮城	5,558	5,253	3,000	
福島	福島	4,432	4,073	3,579	
	福島	293	256	37	
	福島	907	804	1,033	
茨城	茨城	790	692	98	
	茨城	815	754	61	
	茨城	22	20	2	
栃木	栃木	227	206	21	
	栃木	189	165	24	
	栃木	1,581	1,457	1,244	
群馬	群馬	9,407	8,689	7,188	
	群馬	1,949	1,791	1,555	
	群馬	644	644	50	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
新潟	新潟	1	1	1	
	新潟	1	1	1	
	新潟	2	2	2	
富山	富山	1	1	1	
	富山	1	1	1	
	富山	2	2	2	
石川	石川	1	1	1	
	石川	1	1	1	
	石川	2	2	2	
福井	福井	1	1	1	
	福井	1	1	1	
	福井	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	
山梨	山梨	1	1	1	
	山梨	1	1	1	
	山梨	2	2	2	
長野	長野	1	1	1	
	長野	1	1	1	
	長野	2	2	2	

愛三滋	知重	3066	2835	231
京大矢奈和	都阪唐良山	1585	1561	79
島船岡玄山	取根山新口	468	439	29
總奇愛高福	葛川機知阿	1235	1169	66
佐長熊大宮應	寶崎本分嶋島	—	—	—
計		1708	1607	101
		256	246	10
		240	214	26
		679	641	58
		1478	1694	104
		1170	1108	62
		30	30	0
		251	245	6
		746	704	42
		249	220	26
		1063	994	69
		1109	1056	53
		678	659	18
		703	637	66
		282	252	36
		2813	2639	174
		1486	1417	69
		954	898	59
		648	619	29
		61287	57006	4281
		297		

一日 本製糸協会調一

(註)

この青箱は23年3月現在のためその後大分異動があらつたこと、思ふが正確な数字が発表されていらないので参考として本数字を記載した。

第十表 紡織工業寄宿女子労働者の現金収入状況

費 用 区 分	実 数	比 率
収入総額	402,112	100.0%
現金収入総額	3478.09	86.5
1. 勤労現金収入	3040.33	75.6
イ 勤労地帯現金収入	2830.85	70.4
イ 勤労地帯以外の臨時収入	202.46	5.0
その他の勤労収入	7.02	0.2
2. 借入資金の返済金及利息	206.73	5.1
家族	12.40	0.3
会社	101.15	2.4
その他(同僚達による) 金銭の融資	93.23	2.4
3. 貯金引当	58.16	1.5
4. 物品売却代	86.25	2.1
5. 受贈金	76.23	1.9
家族	62.66	1.6
その他	13.57	0.3
6. その他	10.34	0.3
実物収入総額	475.41	11.9
イ 家族	226.37	5.6
ロ 会社	139.39	3.5
ハ 自家生産物	4.98	0.1
ニ. その他	104.67	2.7
サービス収入	54.99	1.3
イ. 会社	40.81	1.0
ロ. その他	14.18	0.3
掛買収入総額	126.3	0.3

- (註) ① 自家生産物とは共同菜園や野山からの収穫物の一切を果括する。
 ② サービス収入とは映画、野球等品物をなくサービスの専攻を一切果括する。
 ③ 昭和23年11月労働省統計調査部により実施された中部地方及び近畿地方の紡織工業4工場に寄宿女子労働者500人についての1ヶ月の主計調査の結果である。
 —労働省労働統計調査部調—

第十一表の一 紡織工業寄宿女子労働者の現金支出状況

費 目 区 分	実 数	比 率
支出総額	3,346.77	100%
現金支出総額	3,266.70	97.6
1 月給より差引額	842.55	25.2
イ 食 費	497.08	14.9
ロ 所得税	136.81	4.1
ハ 保険料	125.23	3.7
ニ 組合費	66.05	2.0
ホ 其の他	17.38	0.5
2 物品の購入	1,756.00	52.5
イ 食 費	237.75	7.1
ロ 衣類身廻品、其の他	1,518.25	45.4
3 貸金借金の返済金及利息	127.49	3.7
イ 家 族	397	0.1
ロ 会 社	173	0.0
ハ 其の他 (同業連による 金銭の融資)	121.79	3.6
4 贈答金	193.49	5.8
イ 家 族	173.00	5.2
ロ 其の他	20.49	0.6
5 貯 金	71.62	2.1
6 個人保険料	0.21	0.0
7 接待娯楽交際費等のサービス	77.08	2.3
8 其の他の現金支出	198.26	6.0
実効支出総額	371.5	1.0
イ 家 族	77.5	0.2
ロ 其の他	29.46	0.9
掛買支出総額	42.92	1.3

〔註〕ヤ10表の註3を参照

表二 物品購入内訳表

費 目	区 分	金 額	比 率
物品の購入		1756.00	100%
1. 給食以外の飲食料		237.75	13.5
1. 補食費		104.79	6.0
主 食		54.68	3.1
非主食		50.11	2.9
口 嗜好品		124.59	7.1
菓 子		47.00	2.7
果 物		60.80	3.5
飲料その他		16.72	0.5
ハ 外出先の飲食費		3.37	0.4
2. 被服費、その他		1518.25	86.5
1 被 服 費		1080.30	61.5
衣類、寝具		567.65	32.3
身辺活其の他		512.65	29.2
口 保健衛生費		262.62	15.0
ハ 修養娯楽費			
ハ 修養娯楽費		127.04	7.2
ニ その他		48.29	2.8

(註) *10歳の註3を参照

費目	手令階級別	合計	18才未満	19~20才	21才~25才	26才以上
支出総額		100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
現金支出総額		97.6	97.4	98.0	97.0	97.4
1. 月給よりの差額		25.2	29.7	23.4	24.1	24.3
a. 食費		14.9	19.7	14.1	13.4	12.2
b. 所得税		4.1	3.0	3.5	4.8	5.0
c. 保険料		3.7	4.0	3.4	3.6	4.6
d. 組合費		2.0	2.4	2.0	1.8	1.8
e. その他		0.5	0.6	0.4	0.5	0.7
2. 物品の購入		52.5	49.0	52.2	54.2	58.0
a. 給食以外の飲食料費		7.1	7.8	6.1	7.3	8.6
b. 衣類、身廻品		32.3	36.1	32.9	34.2	36.0
c. 保健、衛生費		7.9	7.7	8.0	7.6	8.8
d. 娯楽費		3.8	4.4	3.8	3.5	3.7
e. その他		1.4	1.0	1.4	1.6	1.9
3. 貸金、借金の返済金及利息		3.7	3.0	4.5	3.9	3.5
a. 家族		0.1	0.5	0.0	—	—
b. 会社		0.1	0.0	—	0.1	—
c. その他		3.6	2.5	4.5	3.8	3.5
4. 贈答品		5.8	7.2	8.0	4.3	2.6
a. 家族		5.2	7.0	7.7	3.2	2.5
b. その他		0.6	0.2	0.3	1.1	0.1
5. 貯金		2.1	3.4	1.6	2.0	1.8
6. 個人保険料		0.0	—	0.0	0.0	—
7. 援貸貸交際費のサービスク		2.3	0.9	2.2	2.9	3.2
8. その他の現金支出		6.0	6.2	6.1	5.6	6.0
a. 保健、衛生費		0.7	0.7	1.0	0.6	0.8
b. 娯楽費		1.6	1.5	1.8	1.5	1.2
c. 交通費		2.4	3.1	2.2	2.3	1.6
d. 通信運搬費		0.5	0.5	0.4	0.5	0.5
e. その他		0.7	0.4	0.6	0.7	1.9
実物支出総額		1.1	1.5	1.1	1.1	0.5
a. 家族		0.2	0.2	0.5	0.1	0.1
b. その他		0.9	1.3	0.6	0.9	0.4
掛買支出総額		1.3	1.1	0.9	1.9	0.1

(12)

二 製糸・紡績 病院の女子寄宿舍の日常生活

——実態調査より抜萃——

婦人労働課において昭和二十四年二月に製糸工場の女子労働者、昭和二十五年二月に病院診療所の看護婦、昭和二十六年二月に紡績工場の女子労働者の労働実態調査を行った結果、婦人労働調査資料第5号、第6号、第7号として報告されているが、このうち寄宿舎の日常生活に關する部分のみを抜粋し、今回の啓蒙活動の参考資料とする。

製糸工場の女子労働者の寄宿舎の日常生活

これは関東地方一都六県の常備労働者五人以上の機械製糸工場六六の中、企業形態及び規模別に抽出した二〇工場について調査を行った。このうち一工場のみは寄宿舎の設備がないので寄宿舎に關する調査は残りの一九工場についてのみである。

I 起床、就寝

労働時間の関係から寄宿舎の起床や就寝の時刻は工場によつて大差がない。第1表Aに示した通り、起床時刻は、午前五時半から六時半が多く、就寝時刻は午後九時から一口時までが多い。

第1表A 起床時刻の調査結果
起床時刻 / 就寝時刻

起床時刻	就寝時刻
午前5時30分	午後9時
午前6時00分	午後9時30分
午前6時30分	午後7時
	午後9時

種	数	
午前 〇時以前	—	19
" 〇時 〇分	—	3
" 〇時 〇分	—	10
" 〇時 〇分	—	6

事実上夏季と冬季では三〇分乃至一時間位差のあるところから六寄宿舎あり。起床はベル、鐘、サイレン等をならす所が多い。就業時刻には各室又は全寮一斉に消燈している寄宿舎も相当ある。以上の定刻に起き、定刻に寝るとしてみると、その睡眠時間はオノ表の通り八時間にみないものは全くなく、八時間乃至一〇時間である。

オノ表 寄宿舎の睡眠時間

種	数	
〇時以前	—	19
〇時 〇分	—	0
〇時 〇分	—	11
〇時 〇分	—	8

Ⅱ 外出 外泊

外出は殆んどすべての寄宿舎は自由である。職場主任の許可を必要とするところ一カ所、回数を制限しているところ一カ所である。

ホコ表 外出の手続

1944年2月婦人少年局調

総	数	19
室長に口頭で言うだけ		9
守衛にこれを渡す		5
書面による		4
外出券を取場主任に提出		1

ホケ表 外出の手続

1944年 婦人少年局調

総	数	19
1) 室長が室長に用件先を口頭で言う		4
2) 室長から外出券をもらい——守衛に渡す——守衛と守衛から外出券をもらい 強要に渡す		6
3) 会社の像の印がある		9

外有は経営者側が干渉していないところは一〇カ所、経営者側の取場主任、地方係——募集人、寮母等の印又は了解のいるところが一〇カ所である。

Ⅲ 食事

寄宿舎の食事については、賃金及び労働者のための施設において、経営、食事内容、給食施設にみれてるので、ここでは省略する。

〔註〕 食事については婦人労働調査資料五号の三四頁製紙工場の寄宿労働者に対する経営者負担額及び五九頁製紙工場の食事を参照されたい。

紡績工場女子労働者の寄宿舎の日常生活

これは調査当時、日本紡績協会加入の三十五社、九十八綿紡績工場の中から十大大紡績会社と各工場の他、その以外の会社から五会社五工場を規模別、地域別（北陸、東海、近畿、四国）に計二十五工場について調査を行った。

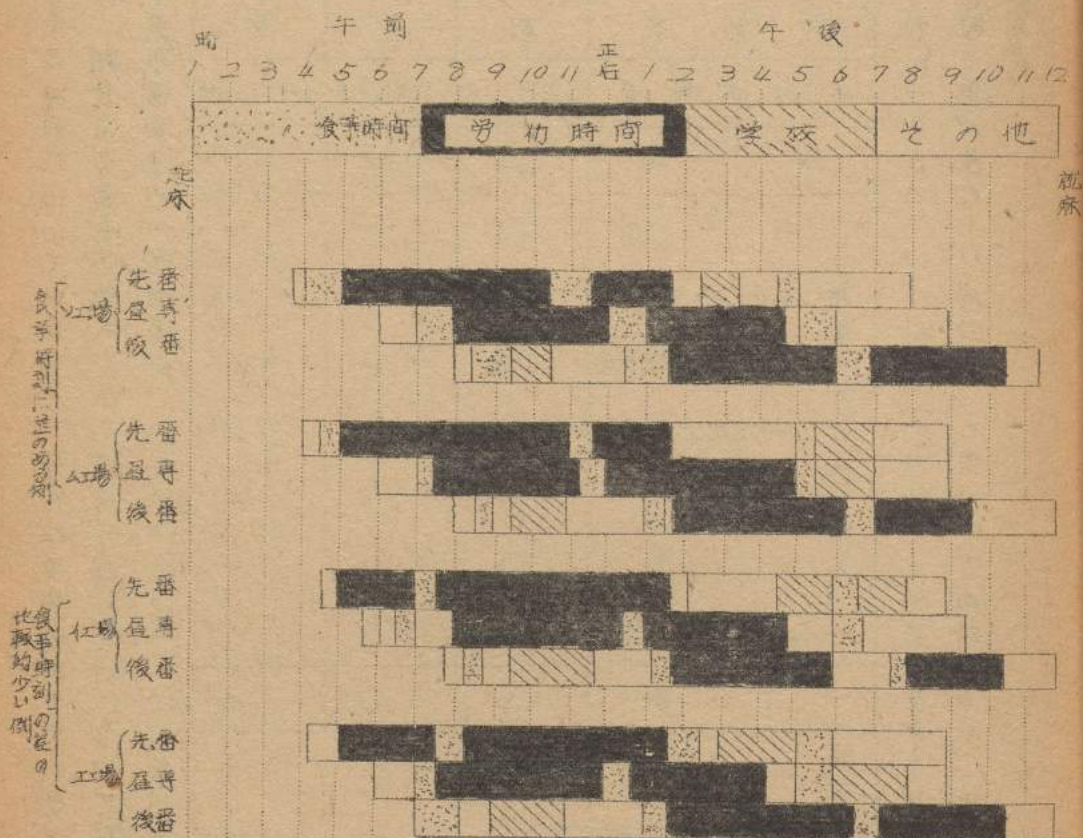
一 女子寄宿舎の生活時間

綿紡績工場の女子労働者の大半は朝五時から夜の一時三十分までの操業時間を二交代で働いているのであるが、その寄宿舎における生活時間もおのづからその労働時間の交代に伴つて変化するであらうことは予想される。勿論、各労働者の生活時間は個人的な事情によつて個人差があることは疑いないが、先ず、後番、ひるせんなどの組によつても相当開きがあることがこの調査の結果から明らかなである。

これを主として各寄宿舎で集団生活の秩序を保つためにきめてゐる食事、起床、就床、入浴などに關する時間から窺つてみる。調査した二十五の寄宿舎ではいづれもこれらの生活時間をきめてはいたが、その大半（二十五中一四例）は寄宿舎規則によつてはつきり規定してゐる一方では、寄宿舎規則では具体的な時刻は「自治会で決定する」、又は、「経営者と自治会側からなる連絡会議で決定する」となつていて、そういう手続できめていた場合も相当多かつたのである。

これらの取きめによると、寄宿舎の生活時間は明らかなにその労働時間によつて左右されており、午前

五時から就業する光番の起床時最も早く、それに従つて食事、入浴、就寝などの生活時間是一日の中の前半の方にかちよつており、午後一口崎三口分まで労働する後番の生活は最も遅く始まつて最も遅く終るといふ結果になつてゐる。市一四はその代表的な例を示してゐる。



先づカーに、食事の時刻についてみよう。最初に労竹時間の交代制によつてどの様な差があるかをみると、第一表の様に、朝食も夕食も後番の方が先番より遅い時刻になっており、殊に、朝食の時刻は三時間、乃至四時間以上の差のあるものが相当多い。(ニ五中一〇) 此れらは先番が始業の午前五時より前に朝食

表 / 中

綿紡績工場女子寄宿舎の先番と後番の食事時刻の差

婦人少年局調
1951年 2月

時刻差	朝	晝	夕
平均時刻差	2時間10分	1時間35分	1時間3分
総数	25	25	25
小計	25	—	—
後番 30分未満	0	—	2
後番 30分以上/1時間未満	8	—	6
後番 1時間以上2 "	7	4	9
後番 2 " 3 "	1	5	6
後番 3 " 4 "	2	2	1
後番 4時間以上	7	1	1
小計	0	12	0
後番 30分未満	—	—	—
後番 30分以上/1時間未満	—	12	—
後番 1時間以上2 "	—	1	—
後番 2 " 3 "	—	—	—

をとる場合で、時刻から見ると、いづれも午前四時三〇分前に食事をとつてゐる (第二表A)。先番と後番の朝食時の差が甚だしき場合は、先番は午前四時三〇分、後番は午前四時四〇分、その間に、六時間余の開きがある。

比較的時間の差が少いのである。

晝食、夕食は朝食と比べると一般に先番と後番の開きが割合に少い。(ハ)二表B参照)

晝食の時刻については、先番は朝食を就業前にとるものは拘束時間の途中で、比較的早い時刻に晝食をとっており、最も早い例は午前一の時である。(ハ)二表B)朝食を遅くとする場合には晝食は午後一時四十分の終業後に行われることとなり、最も遅い工場では午後二時半である。後番の晝食は先番よりもむしろ早くと

こ川に対して、先番が就業後一定時間経過してから朝食する場合(ニ)五中一五)は、その朝食時刻は午前十時前後が多く、(ハ)二表A)後番は大体午前八時乃至九時で

表 A

綿紡績工場女子寄宿舎の
朝食開始時刻

1951年2月 婦人少年局 調

	先 番	晝 亭	後 番
統 数	25	25	25
午 前 4 時 以 前	2	—	—
4 時 1 分 ~ 4 時 30 分	8	—	—
4 時 31 分 ~ 5 時	—	—	—
5 時 1 分 ~ 5 時 30 分	—	—	—
5 時 31 分 ~ 6 時	—	1	—
6 時 1 分 ~ 6 時 30 分	—	3	—
6 時 31 分 ~ 7 時	3	17	1
7 時 1 分 ~ 7 時 30 分	7	4	2
7 時 31 分 ~ 8 時	3	—	6
8 時 1 分 ~ 8 時 30 分	—	—	14
8 時 31 分 ~ 9 時	—	—	1
9 時 1 分 ~ 9 時 30 分	—	—	—
9 時 31 分 ~ 10 時	—	—	—
10 時 1 分 ~ 10 時 30 分	—	—	—
10 時 31 分 ~ 11 時	—	—	1

るようになっているところが約半数あり、午後一時四五分の始業前、午後一時前後が多い

表 B

綿紡績工場 女子寄宿舎の
晝食開始時刻

1951年2月 婦人少年局 調

	先 番	晝 専	後 番
総 数	25	25	25
午 前 10 時	3	—	—
10時1分~10時30分	4	—	—
10時31分~11時	3	2	1
11時1分~11時30分	—	3	—
11時31分~12時	—	18	2
12時1分~12時30分	—	2	2
12時31分~1時	—	—	18
1時1分~1時30分	—	—	—
1時31分~2時	14	—	1
2時1分~2時30分	1	—	—
2時31分~3時	—	—	—
3時1分~3時30分	—	—	—
3時31分~4時	—	—	—
4時1分~4時30分	—	—	+

夕食については先番の一番早い所では、午後四時、遅い所では午後七時で、全体としては、大半数へ二カ
中一カが午後五時より早い。ハ中二表に

これに対し、後番はすべて午後五時半以後であり、大半午後七時半頃までには食べ終わるが、最も遅い工
場は午後八時三十分である。後番の夕食は勿論、拘束時間中である。

以上には、労働時間の交代のないから、その食事についてはふりかかったが、ひるさんの労働時間は大体
一般労働者のそれに近いものであり、従つてその食事の時刻も大体一般に近いものが多く、とひる所で早

中 3 表

中 2 表 C

綿紡績工場 女子寄宿
舎の先番後番の起床、就
寝時刻の差

綿紡績工場女子寄宿舎の
夕食開始定刻

婦人少年局調

1951年2月 婦人少年局調

先番 後番の時差	起 床	就 寝
総 数	25	25
2時間 未満	0	0
2時間 - 3時間 未満	1	6
3 4	14	14
4時間 以上	9	5

	先 番	晝 時	後 番
総 数	25	25	25
午 前 4 時	3	—	—
4時1分 - 4時30分	4	10	—
4時31分 - 5時	7	7	—
5時1分 - 5時30分	2	2	—
5時31分 - 6時	5	5	7
6時1分 - 6時30分	—	—	6
6時31分 - 7時	4	—	6
7時1分 - 7時30分	—	—	4
7時31分 - 8時	—	—	1
8時1分 - 8時30分	—	—	1

(註) 各寄宿舎の定刻による差

これに於いて、後番の起床時刻は大体、午前七時半から八時半までであり、最も遅いところを午前九時までに起きることになっている。(中三表)

中二に起床、就寝時刻についてみると、先ず先番と後番の差がどの位あるかをみると中二表の通り 起床は大部分へ二五中二四一が三時間以上の差があり、就寝も三時間以上差のあるものが多い。(へ二五中一九)

各寄宿舎の先番の起床時刻は中三表にみる様に、大体午前四時前後に集中しており、午前四時より早く起きることになっているのは、始業前に朝食をとる寄宿舎である。

沖4表

綿紡績工場女子

寄宿舎の起床時刻別工場数

1951年2月婦人少年局調

	総数	先番	晝番	後番
4時	3	25	—	—
4時以前	22	—	—	—
4時30分～5時	—	—	—	—
5時～5時30分	—	—	—	—
5時30分～6時	—	—	1	—
6時～6時30分	—	—	15	—
6時30分～7時	—	—	6	—
7時～7時30分	—	—	2	3
7時30分～8時	—	—	—	7
8時～8時30分	—	—	—	13
8時30分～9時	—	—	—	2

沖5表

綿紡績工場せり寄宿舎の起床時刻別工場数(1)

1951年2月婦人少年局調

	総数	先番	晝番	後番
千石8時以前	6	9	—	—
8時～8時30分	9	9	—	—
8時30分～9時	—	—	10	—
9時～9時30分	—	1	6	—
9時30分～10時	—	—	7	—
10時～10時30分	—	—	2	—
10時30分～11時	—	—	—	2
11時～11時30分	—	—	—	7
11時30分～12時	—	—	—	13
12時～12時30分	—	—	—	3

(1) 規定の時刻である。

就寝時刻のきまりについては、(中五表) 早番は午後八時から九時頃までが長く、遅番は午後十一時半頃から十二時位までが一般的であるが、十二時すぎに就寝する規定のところもある。遅番は終業するのは午後十二時三十分であるが、いくつかの寄宿舎でもそのあとで入浴するようになっていたり、寝る時刻は十分遅くなるわけである(中六表)。

第6表

綿紡績工場女子寄宿舎の入浴時刻

1951年2月婦人少年局調

總	數	後 滿
午後 1 時	~ 午前 1 時	1
" 10 時 40 分	~	1
" 10 時 30 分	~ 午前 1 時	1
" 10 時 30 分	~ 午前 0 時 30 分	1
" 10 時 30 分	~ 午前 0 時	9
" 10 時 30 分	~ 11 時 30 分	7
" 10 時 30 分	~ 11 時 15 分	1
" 10 時 30 分	~ 11 時	1
" 10 時	~	1
" 9 時 30 分		1
10 時 30 分	~ 午前 0 時	1

以上、各寄宿舎で寄宿舎規則その他きまつてゐる食事、起床、就寝などの時刻をみてきたが、その規定の各寄宿舎の睡眠時間を計算してみると、大抵の様に、この間によると規定に従つて寝起きしたとすれば睡眠時間七時間未満という寄宿舎はないわけであり、殊にひるせんは、ほとんどの寄宿舎は八時間以上睡眠のこれるような規定になつてゐる。

オ 表

綿紡績工場女子寄宿舍の規定による睡眠時間 (1)

睡眠時間	先 番	ひるせん	後 番
平均時間	7時間38分	8時間55分	8時間22分
総 数	25	25	25
7 時 間 未 満	0	0	0
7 時 間 以 上 8 時 間 未 満	20	2	8
8 〃 9 〃	5	11	14
9 時 間 以 上		12	3

註(1) 各寄宿舍のさまりの起床、就寝時刻から計算した時間数
婦人少年局調

これに対して、先番は八時間未満の寄宿舍が大部分（二五中二〇）をしめており、平均七時間三八分で睡眠時間が最も少い傾向がみえる。

後番は一般にひるせんより時間が少いが、いづれがと言へば八時間以上の睡眠のとりる寄宿舍の方が多い。

以上のべた女子寄宿舍の生活時間は、ひるせんで交代のない場合にはさしたる問題はきりか、大体一週毎に交代のある先番と後番は時刻的に見て相当に差があることが明かである。これは労働者個人についてみれば、一週毎に週休をはさんで生活に変化の起ることであり、それが身心の適応に及ぼす影響、従って仕事の能率の上に及ぼす影響は相当に研究されるべきものがある。又、集団生活の面から考えれば、時間的にずれるものがあるグループを含んでいるという点で労働組合や自治組織の活動の上に一つの問題を提起するものである。

表 8

瀬紡織工場女子寄宿舎の門限

昭和二年三月二十日調査

種 数	番別 の 店 切	番によつてちがうもの		
		先番	昼専	後番
午 前 中	20	5	4	4
午後5時31分~6時	1	1	—	—
6時1分~6時30分	—	—	—	—
6時31分~7時	—	—	1	—
7時1分~7時30分	—	—	—	—
7時31分~8時	2	2	—	—
8時1分~8時30分	—	1	—	—
8時31分~9時	7	1	2	—
9時1分~9時30分	3	—	—	—
9時31分~10時	4	—	1	1
10時1分~10時30分	3	—	—	—
10時31分~11時	—	—	—	—
11時31分~12時	—	—	—	2

二 外出、外泊、帰省、面会

イ 外出

外出に使用者側の許可を要する寄宿舎はないが、自治会において外出の許可を受ける場合へ25中3寄宿舎があり、これは室長、寮長、秩序部の認印をもらうところや、外出証を発行しているところなどである。外出の際、時刻の制限（門限）はすべての寄宿舎がきめており（表八表）交替番制にきめてあるところと、（25中5）一率にきめてあるところとある（25中20）後の場合は、先番のものは、終業後に外出するが、後番のものは、午前中に外出しなければならぬこととなる。

時 間		外 々		出 居	
寮才	室 (氏名)	自 月	日	時 分	時 分
至 月	日	時 分	時 分	時 分	時 分
行先	理由				
月 日	曜 (日) (振替印)	(補訂時刻)			

要するに女子寄宿舎の外出は、自治組織で内限をきめてゐる以外には、大してむずかしい手續をもなく、大体口頭で届出るものが多い。

内限に達した場合の罰則をきめていたのは約半数（25中13寄宿舎）であり、その決定も自治総会で論議の結果である場合の比較的多く、使用音側で決定し自治会側が同意したという例はノにすぎなかつた。罰則の内容として、最も多いのは注意又は訓戒であり、その達犯の程度によつて外出禁止にするというところも可成あつた。稀除をせしめること、始末書をとること、室を代えることなども規定してゐるところがあつた。

内限達犯の罰を決定する主体は、半数は自治委員会であるが（13中4）持別に懲罰委員会というものを組織して、これをきめてゐる寄宿舎もあつた（13中4）。しかし、この向題について暗らかに使用者側も干渉してゐるものとみられるところはノ々所にすぎない。この場合は罰を執行する主体も使用者側となつてゐる新工場である。だが、一概に罰を執行する主体は自治会側であり、自治委員会又は懲罰委員会が責任を持つてゐる。

(41)
由に直接ホストに入れており、便宜上、構内に簡付のホストに入れられるようになってゐる場合もある。

病院、診療所の看護婦の寄宿舎の日常生活

これは比較的文化的の高い地域として関東地方、これと対蹠的な地域として東北地方を選び、そのうちあう病院八三（ベット二十以上の七、四％）、診療所一六九（ベット二〇以下及びベットなしの診療所の二四％）を現模写、星形形態別、診療科別に抽出し調査を行った。

この調査した病院診療所の中で、看護婦の寄宿舍を備え、或は、事業場の一部又は経営者の家庭内に在る形で看護婦を寄宿させているものは、ユニークである（カー表）

カー表

1950年2月 導入小計 訪問

看護婦が寄 宿する事業 場	通 勤 の 事 業 場	総 数				
		総 数	ベットの 数	ベットの 数	ベットの 数	ベットの 数
小 計		252	52	117	35	48
看護婦寄宿舍として孤立の棟あり		221	35	106	33	47
その他	他1)	44	1	1	2	3
		177	35	106	25	11
		31	17	11	5	1

註ノ1) 事業場内に特定部屋が設けられてあるもの、事業場の世帯内に一定の数の部屋が設けられてあるものをいう。

規模別に見ると、ベット五以上の病院では、看護婦が全員通勤のもの一ヶ所を除いて、寄宿舍がある。或いは事業場内の特定の部屋に看護婦を寄宿せしめている。しかし、診療所では、事業主の住居内か、事業場の特定の室に住込んでいるものが大部分である。この場合の看護婦の部屋は、女中と同室、待合室兼用など云う場合もかなりある。

看護婦が通勤のところは、ベットの少ない診療所に多く、一七で、その総数の三三%である。ベットの数が多くなると看護婦の通勤が少なくなくなる傾向が見える。

看護婦宿舍の居室の広さは一人当り三畳より広いものが、半数以上を占めている。(オ2表)
 規模別に見ると、診療所の方が、病院より一人当り畳数にゆとりのあるものが多い。一人当り畳数
 一、五畳より少ないものは、四ヶ所しかない。四ヶ所とも、ベッド五口以上の病院である。

オ2表 看護の居室の一人当り畳数別宿舍数

1950年2月 婦人少年科部

部	数	総数	一人当り畳数				不明
			小計	3畳以上	4.5畳～3畳	4.5畳未満	
ベント数	0	211	213	113	94	4	8
"	1	35	34	24	10	1	1
"	1	106	100	57	43	1	6
"	20	49	32	15	17	1	1
"	50以上	33	47	17	26	4	1

診療所の場合、看護婦は、数ばかり、住込が多いためにこの調査では、共同生活の実態はつきりしない場合が多いので、寄宿舎の日常生活では病院(ベント二口以上)への入りについて取ることとした。
 一、起床、就寝時刻

看護婦が、当直をしない場合の起床、就寝時刻は、オ3表、オ4表に示す通りである。これによると、

わりの日は、午前六時三十分までに起床し、八五%までが、午後十時までに就寝している。

表3 起床時刻

1950年2月 婦人少年局調査

起床時刻	総数	ベット49	ベット20	50以上
5時/分～5時30分	80	33	0	47
5時30分～6時	4	0	0	4
6時/分～6時30分	35	14	8	21
6時30分～7時	20	8	1	12
7時/分～7時30分	10	1	9	9
7時30分～8時	4	3	1	1
8時/分～8時30分	7	7	0	0

表4 就寝時刻

1950年2月 婦人少年局調査

就寝時刻	総数	ベット49	ベット20	50以上
9時/分～9時30分	80	33	0	47
9時30分～10時	2	0	0	2
10時/分～10時30分	18	8	0	10
10時30分～11時	41	12	0	29
11時/分～11時30分	3	3	0	3
11時30分～12時	4	3	0	1
12時/分～12時30分	4	3	0	1
12時30分～1時	8	7	0	1

2、外出、外泊、面会、通信の手続

1、外出

外泊の場合許可を要する所は、ハロ中、三田病院ある。他は、自由に外出している。
 外出する場合は、口頭で、ことわって行くものが多い。しかし、ベット五以上の病院では、口頭による外に、書状によるものが、かなり多くなっている。

外出の際、工場の寄宿舎にしばし見るような、名札を貸す形式は、病院ではほとんど見られ

ない。

外出する際の届出先は一般に婦長が多い。しかしベツト二の一回の病院では、院長に届出るものがある。三分の一位にある。自治委員、又は寮長、室長（結果として、婦長が寮長に選ばれるものがある）に届出するものがある。ベツト五以上の病院に七ヶ所ある。

口、外泊

外泊の場合は、外出より許可を必要とするものが多い。八十の病院の中五〇までが許可を必要としている。外泊の場合も、口頭で申出るものが多い。小さい病院（ベツト二〇以下）では、大部分が口頭で、書類によるものは、三三の中五であるが、大きい病院（ベツト五〇以上）では約半数である。

口頭だが、書類によるものが多い。四七の半一七である。

外泊の際の届出先は、小さい病院では院長の場合が多く、婦長に届出る場合は、三三の中五ヶ所である。しかし大きい病院では婦長に届出て外泊する場合が多く、四七の中、二八で院長に届出る場合は、わずかに一ヶ所しかない。

自治委員、寮長、室長、当番に届出で外泊するものは、大きい病院に八ヶ所見られる。

要するに、大病院では、小さい病院より形式的に整っており、看護婦の出入に院長より婦長が責任をもっているものが多いと云うことになる。

ハ、面会の手続

面会者があつた場合に、許可を得て面会している場合は、八の半、一八にすぎない。この場合は口頭によるものが大部分である。書類によるものは、大きい病院に、二ヶ所しかない。

面会の際の届出先は、婦長が多い。小さい病院では、院長に届出るものが、三三の中、六ヶ所あるが、大きい病院では無数である。その他に、大きい病院では、全監に届出るもの三、寮長室長に届出

あるものが二ヶ所ある。

二、門限

病院の看護婦の宿舍の大部分は、門限がきまつてゐる。門限のあるものは、大病院に多い。大病院では、四七の中、四〇に門限があるが、小病院では、三三の中、二二ヶ所に門限があるにすぎない。門限があるものについての時刻は、オ五表に示す通りである。二表によると午後十時以前のものが多い。

オ五表 門限

1950年2月 婦人少年科

総数	数	総数		ベットの数		ベットの数	
		数	33	20~49	50	50以上	7
「門限制あり」	小 計	80	33		47		
	9時以前	62	22		40		
	9時1分~9時30分	2	0		2		
	9時31分~10時	13	2		11		
	10時1分~10時30分	31	10		21		
	10時31分~11時	3	2		1		
「門限制なし」	不明	10	1		2		
	不明	18	7		3		
小 計		18	11		7		

木、通信

通信は、受信と、発信と、すべての病院で自由になつてゐる。

3、宿舎規則の有無及び制定年月

表六に示す通り、宿舎規則のあるものは、半数に満たない。この場合の宿舎規則の多くは、労働基準法の第十九条によつて作られてゐるが、宿舎内申合せ事項のような形態のものと、少し含まれてゐる。宿舎規則の制定された年度を見ると、

一九四七年（昭和二十二年）	一
一九四八年（二十三年）	一五
一九四九年（二十四年）	八
一九五〇年（二十五）	七
不明	五

となつており、一九四八年（昭和二十三年）までに約半数が制定されてゐる。

表六 宿舎規則のありもの

一九五〇年2月 婦人少年局調

総数	宿舎規則ありもの数
----	-----------

合計数	20	40	80	33	36	4
〃	30	以上	47		32	

宿舍規則のない病院でも、左に掲げたような内規を依つてゐる宿舍もある。

Ⅱ病院 宿舍内規

- 一、無用の男子は、出入を禁ずること。
- 一、家族の面会は、婦長の許可のもとにする。
- 一、朝六時起床、夜九時就寝のこと。
- 一、土曜日午後一時より三時迄勉強
- 一、本曜日お花、午後一時より四時迄
- （Ⅰ病院は看護婦数 五人）

Ⅳ、宿舍の経費

経営者が、宿舍の経費についで算出してゐる所は殆んどない。

食費についてはオ三部で既に述べたが、看護婦が食費以外に宿舍を支払つてゐるものは七ヶ所にすぎない。その一ヶ月の額は

一〇円	一	一五円	一	二〇円	一	三〇円	一	部屋の大きさを異る病院	一
一	二	一	二	一	二	一	二		一

となつてゐる。部屋の大きさで異る場合は、三〇円、六〇円、九〇円、十二〇円、一五〇円の五段階に分れており、ここは設備も相当よくとつてゐる。

（一註）食事に關しては婦人部竹調査資料オ文号の七四頁給食施設を参照せられたい。

三、紡織工業における寄宿舎係（舎監・世話係）の

業務について

昭和二十六年三月日本紡績協会が発表した「紡績における寄宿舎制度の在り方について」によると、寄宿舎の業務について次の様にのべている。

「寄宿舎生活の充実と自治能力の向上の爲にはよき指導者の協力が必要とされる。これは寮生自らの希望でもある。寄宿舎における寮生の生活全般に亘り、正しい心づかいを以て懇切な指導を行い、寮生の人格をたため、生活の幸福なものとする爲には、如何なる人が最も適任であるかを考えるならば、平生寮生と起居を共にし、その日常生活を知悉しているものこそ最適任者であるといふこととなる。この様な指導者として会社は寄宿舎係を置いてゐるが、この寄宿舎係の任務はさきわめて重大であり、且つさきわめて困難なものであるから、特にその人選には慎重を期し、生活経験の豊かな人格、教養に秀いでた人物を選任し、更に寮生の信頼感をから得るよう絶えず指導教育してゐるのである。特に寄宿舎係は従来の世話係の一部にあつたように寮生の生活に干渉し、これを支配し、監督するようになつてはならぬから、会社としても寄宿舎係の人選とその活動の監督には特に注意を払つてゐる。

寄宿舎係の業務としては

オ一に 寄宿舎施設設備の保全管理に当ると共に、寮生の生活を正常にして快適に営まれるよう絶えず生活環境の整備改善をはかること

オ二に 自治の運営が真に民主的に行われるよう自治会（自治委員会と各専門部）に協力し常に集団生活と個人生活の円滑なる調和を図ること

オ三に 寮生の健康、身上等に関するよき相談相手として、日常生活の指導を行うこと

オ四に 会社と自治会の連絡者として双方の円滑なる意思疎通をはかること

オ五に これらの目的を達する爲に行う事務手続き

また昭和二十三年九月に日本紡績協会と大手前の紡績十社（一八九工場について）寄宿舎制度民主化の

現状調査を行つたが、専指舎係に關する調査について次のようである。

世話係（寮生係）の現状

一一九工場中世話係を廃止し取場転換を行つたもの一五工場、そのほか、別に一寮をもうけて寮母を廃止して全く自治的に行われしめ、他は寮母の指導によりて自治化の促進に當つてゐるもの一工場である。

1、世話係の工場、任命

世話係の任命はすべて会社（工場長）が行うが、任命に當つて

① 自治会の希望を考慮（従つて世話係は自治会の一員となり委員会にも出席する）するもの（一工場）

② 自治会に意見をさくもの（一工場）

③ 専指舎の幹事（世話係）

として会社が任命し自治会の承認を得るもの（自治会の一員となるが決裁権はない）——（一工場）
——等がある。

世話係が自治会の一員とほつてゐるものは二〇工場であり、そのうち自治役員となつてゐるものは五工場、残余は自治役員（乃至各専門部）の顧問或は相談役として自治促進に當つてゐる。

④ 全員寮委員で、うち一名は副委員長となつてゐるもの（一工場）

⑤ 自治委員長となつてゐるもの（二工場）

⑥ 室委員その他自治役員となつてゐるもの（二工場）

2、世話係の業務

世話係の日常業務としては全工場を通じ大体次の如きものがある

① 一般事務事務 (在舍状況調、日記日報作成、入退舍外泊帰省手続、現場食堂との連絡、物品購入その他)

② 管理業務 (施設、設備、備品の管理、倉庫の補佐)

③ 一般雑務 (郵便物取次、配給品の分配、来客応待、野金取扱等寮生よりの委託事務)

④ 相談反連絡 (家庭への連絡、自治会と会社との連絡、身上相談、保健相談その他)

⑤ 教育 (学校教育、和洋教、生忍、手芸、茶道等の指導)

⑥ 自治指導 (専門部顧問として行事立案実施の指導と協力)

現在においては石の諸業務のうち殆ど大部分の工場の世話係が教育を除く一般事務、身上相談、自治指導の業務を担当している。

教育を担当しているとところは一三工場であり、うち一社は全員学校教師(有資格者) 世話係の形をとっており、また教育業務のみを今担当しているところもある(二工場)

民主世の進展に伴つて以上の世話係の業務において若干分忙傾向が表はれており、一般事務に關してはこれを専任事務員(勤務係)に担当せしめ、或は自治会に漸次委譲し、身上相談、自治指導に中心をおく世話係の本来的業務を専ら担当しているものもあり(八工場)またこれは反対に自治生活に關する一切の事項の処理運営はすべて自治会に担当せしめ、世話係は自治指導にも干渉せず、主として一般事務事務、管理業務等の倉庫業務補佐乃至は寮生の身上相談等の業務を担当しているものもある(三工場)

3. 世話係の存廢に關する意見

報告書中より世話係の存廢に關する主たる意見を摘記すれば次の如きものがある

① 民主化において一番問題になるのは學生自治の動きよりも寄宿寮特に従来の世話係の立場であるが、現在是非両論あつて苦しい立場におかれいるから具體的で世話係のあり方が説明されればその仕事は容易となるであらう。

② 寄宿舎がなつこの拘束的性格をもつて居つたときにおいこの最前線にあつて寮生の管理をしたのが世話係である。現在の考え方における寄宿舎制度においては、どの会社をバックとした世話係の寮生に対する考え方、管理面は当然排除されなくてはならない、その際従来の世話係の頼をきりかゝる事務的な面にのみ拘束され、教育面にはみまひすまいしなけれはならぬのであるが、元来その目的の下に採用されたものでないため、事實上は同じ人間の頼を切り替へることは困難である。そこで事務的な面を担当する者はえれを別に入れ、教育面にたずさわるものはそれそれの能力あるものを採用することにした。

③ 世話係も殆ど不要となつてゐる。この以前版にあつたものは施設管理の面へその取務を移しつつあり世話係の行つていた仕事は自治会に引継がれ、ために若干負担の重すぎる傾向はあるが、自治意識の昂揚により寄宿舎の運営は健全に行われてゐる。

④ 自治会の形として係員の全退は自治委員の負担荷重となり、従つて次の考え方を外さぬ限り係員は多くあるべきである。

⑤ 自治委員は自治の運営をさめる。

⑥ 係員は親切な指導と士気としてよく理解して委員会の意志を尊重して代つて方針通りの運営をする。

⑦ 世話係は本来の世話係と性格は異つてゐるが廃止はしない。

理由：生活面における指導力はその良い点であるから会社を営に結ぶつけこえを行わなければ存

鑑した方がよい

④ 当工場の自治委員の意見によれば世話係は絶対に必要である。民主化が一時終結するものでなく永久の教育課程にある以上、民主化を指導する世話係も永久に必要と思はれる。寄宿舎自治化とは別個の対人関係の仕事が世話係である。会社が寄宿舎の制度を利用しての世話係をおくところに問題があるであらう。世話係は会社とも自治とも全く別個な人間的人格的存在であらう。

次に昭和二十七年四月婦人少年局において紡績一口社（二工場宛）に対して舎監及び世話係の業務内容の送附方を依頼した。九工場より報告があつたのでその結果について述べる。

寄宿舎係次、舎監、寄宿舎係主任、などの名称でよばれ、世話係及び寄宿舎関係従業員を指導監督し、寄宿舎及舎生の管理を主要任務とするものと、世話係、寮母、専の名称でよばれ舎監（寄宿舎主任）のもとで寄宿舎及舎生に關する事務一般を取扱うものとの二つに明瞭に分けられている工場が六、舎監（寄宿舎主任）と世話係との区別のないところが三工場である。併しこの場合、寄宿舎係を統率するものが会社の労務主任であるのみ、寄宿舎係の中にどの長がいるの不明瞭ではない。

次に舎監（寄宿舎係主任）の業務内容を六工場についてみるに大体次の様な仕事を行つてゐる

① 世話係、寄宿舎関係従業員の指導、監督する

② 寮生全般を対称とした寄宿舎管理並びに之れに附随する諸業務など諸行事と計画実施する

③ 会社と自治会とのよき連絡者となり健全なる自治生活の発展向上に対し側面より援助協力する

このほみ工場内に学校がある場合は学校関係の業務も兼ねてゐる。

六工場の世話係（寮母）業務内容を整理すると前述の紡績協会調査報告中の業務内容と殆ど大差がない、即ち

① 一般事務事務

在会状況調査、日誌、日報作成、入退社、外泊帰着手続、現場、食堂との連絡、起床、就寝、食事、放送、物品購入その他

② 管理業務

施設々備、備品の管理（会社所有の寝具の新調、補修、保管、数量把握、掃除用具、等消耗品の請求に關する事項）

③ 一般雑務

郵便物取次、配給品の分配、寮生家族の応接、面会、宿泊、喫食等の手配、寄宿居住者よりの委託事務

④ 相談及び連絡

家庭連絡、自治会と会社との連絡、身と相談、病人の看護

⑤ 教育

家庭教育、料理、生花、茶の湯、手芸等の指導

⑥ 自治指導（行事立案の指導、協力）

以上の六項目の業務のうち一般事務事務及び一般雑務については、自治委員とほし、自治委員会の決定或は報告にもとづいてその事務を行うと明記して報告がなされている工場が一、自治委員と通さず直接世帯係が担当すると明記して報告がなされている工場が一で、その他は世話係と自治委員との仕事の分担の関係が明瞭でない。

なお、寮生の居室配置に關して一工場では世話係が行うと報告しているが他の一工場では世話係の任務として「居室を定めるに當つては自治会と協試の上寮生の混雑、本人の希望、取場並びに監長等の關係を良く

考察して居住者が真に備んで自治体生活を送り得る様にする」と報告されている
倉監と世話係の区別が判然としない三工場よりの業務内容は右に述べた倉監及び世話係の両業務が一諸に
報告されている。

次に参考として報告された寄宿倉係の業務の二三を紹介する

〇 〇 紡 績 工 場

一 台監の業務内容（寄宿舎主任）

イ、寮生全般を対象とした寄宿舎管理並に之れに附随する諸業務及諸行事を計画実施する。

ロ、会社と自治会とのよき連絡者となり健全なる自治生活の発展向上に対し側面より援助協力する。

二 世話係の業務内容

イ、台監（寄宿舎主任）のよき補助者として寄宿舎管理並に自治生活の向上発展に対し側面より援助協力する。

2、運物施設物品の保全管理に当ると共に必要に応じて修理、購入、製作の依頼を発行し関係部署に連絡処理すると共に随時寮内巡視を行い生活環境の整備改善をはかる。

3、寮生各人の生活環境を熟知し必要に応じ作業部署又は家庭との連絡及其の他適切な生活環境の向上に対し側面的な協力を行う

4、寮生の健康管理について飽えず工場医局、保健係、衛生管理室と連絡互の世話を行う。

イ、寮生の依頼に依り公休、生理休暇及傷病手当金等の申請を代行する

ロ、入退院、入退室等の際の手配及世話並に病欠又勤在室等の食事搬送

ハ、救急薬の整理及消毒薬の補給其の他

5、火災予防のため寮全内の火気取扱に関する取締りにあたる。

6、盗難防止のため特に寮生出勤後に貴重品を置き寮内巡視を行い警戒すると共に盗難発生の際は速かに実情を調査し工場保安係に其の旨を連絡処理する

7、其の他寮生の健康に依り毎日出欠勤状況を統計し帰休、公休、病欠者等の実態を参考とする外日常生

活に必要なる世話を行う

第二例

〇 〇 紡 績 工 場

一、 倉 庫 の 業 務 内 容

寄宿舎世話係、事務員との他寄宿舎係従業員を指揮監督して、寄宿舎及び全附属設備の管理運営、寮圧並びに自荘会に対する連絡、補導時に当ることを主たる任務とする

(1) 寄宿舎規則に関する諸手続の処理、寄宿舎規則の実施運用に関する事項の処理

(2) 寄宿舎及び附属設備の安全衛生並びに警備に関する事項の処理（但し、衛生に関する専門的な指導又処理については医局の所管とする）

(3) 寄宿舎施設、什器、備品の管理保全及び使用又は賃借に関する事項の処理

(4) 入舎、退舎、部屋賃等に関する事項の処理

(5) 寄宿舎自治に関する補導

(6) 自治会との連絡会議に関する事務処理

(7) 従業員的一般教育（各種昼夜教育）に関する事項の処理

(8) 面接者並びに寄宿々料者の取扱いに関する事項の処理

(9) 新田場の管理運営に関する事項の処理

(10) その他寄宿舎管理運営上必要なる事項の処理

二、 寄宿舎世話係（寮母）の業務内容

寄宿舎々監の指示を受けて寮生の日常生活補導、生活相談、身上相談、家庭連絡、その他寮生の委託せ

る事項の処理を主たる任務とする

(1) 寮生に対する生活補導、生活相談

(2) 身上相談、健康相談その他寮生の一身上に関する相談の受理及びこれの処理に関する事項

(3) 家庭との連絡に関する事項の処理並びに面会人に対する応接及び取扱に関する事項の処理

(4) 帰省、外泊、休暇、欠勤等に関する諸手続の処理

(5) 貯金、送金、郵便物の配布等に関する事項の処理

依託金及び保管に関する事項の処理

(6) 舎内の清掃、壁損修繕並びに什器備品等の調査、保管に関する事項の処理

(7) 出欠勤の調査及び取扱いの連絡に関する事項の処理

(8) 一般教育(各種夜教育)の専門科目分担に関する事項

(9) その他寮生の委託する事項の処理及び寮生に対する連絡事項の処理

第三例

○ ○ 紡 績 工 場

一 寄宿舎係主任の業務(当工場寄宿舎規則には舎監の用語なし)

ハ 寄宿舎係主任(以下主任と略記する)は世話係以下を並督指導し左記事項の監督処理に關し責に任す

る。

(1) 自若会の運営が眞に民主的に行われるよう自若会に協力し常に集団生活と個人生活の両面なる調和

をはかること

(1) 建物、施設、物品の保全管理に就ては養生の生活が快適に営まれるよう絶えず生活環境の整備改善を図ること

(ハ) 養生の健康、身上等に關し良き相談相手、理解者として世話する事項

(ニ) 会社と自治会との連絡者として双方の円満なる意思疎通をはかること

二、世話係の業務

各組（当工場では寮を五、月、星の三組に区分してある）担任の世話係は主任の監督を受け左記業務処理に關し主任に対し責に任ずる

1. 受持の建物、施設、物品につき注意し清潔、整頓、保全、防火、防犯等の実施に當り、自治会と隔意なき連絡協力を計る

修理を要する場所或は物品のある時は新調修理請求票に又更新増加を要するものある時は需要品受取票にそれぞれ所要の記入をして主任に提出する

2. 労務課採用係から新入舎養生ある等の通知を受けた時は工員採用通知票により此の旨主任に報告すると共に在籍者名簿、人名カード、外出門鑑、室札を作成し居室を定め夜更、作業服の貸与を行い又父兄宛に社の件を中止する

前項居室を定めるに當つては自治会と協議の上寮室の長所、本人の希望、現場並に室長等の関係をよく考察して居住者が眞に愉んで自給体生活を営み得る様にせなければならぬ。

3. 養生の退社申出のある時は、その理由実状を聴き本人の自由意志から出ているかを十分に確かめた時は退社額に所要の記入をなし主任、現場担任者、現場主任、所屬課長、労務課長を歴訪した上工銀係から賃金の決算を受けた上退社する様世話する

4. 欠勤、外泊をする者ある時本人自ら欠勤用紙或は休職額に所要の記入をなした上現場担任の認証を受

け世話係に其旨通知する、世話係は更に主任に報告する

本人病後とり仰の理由で現場へ事前に連絡不能の時は世話係は本人に代つて所要の手続を行う

5. 世話係は肥えず寮生の健康に注意し又保健婦と緊密に連絡し加養休養を要するものある時は進んで受診の上早期療養をする様世話する

6. 寮生に面会人ある時は直ちに本人に此の旨通告すると共に面会室に案内する

并に宿泊希望の面会人ある時は被面会人との関係等を承知した上寄宿舎係助手と協力して夜更の貸与給食等の世話をする

7. 世話係は自治会と隔意なき連繫を保ち苟も寮生が就業規則第二章の主旨（附記）勞働の尊厳、職場の秩序、従業員との和、互の敬愛等に違反がない様に勉めまで寄宿舎自治の精神を尊重しその成果を挙げたるため方策を講じて協力するものとする

7-1. 寮生の身上に要突、凶犯等のある時は機を失することなく自治会委員、労務組合及関係上長に連絡し必要に依じては進んで家庭と連絡し以て本人の幸福と責任の遂行を計るものとする

8. 文書一般の整理に關しては次の各項を行う

省 略

や 四 例

○ ○ 粉 積 工 場

一、倉庫の事務内容

1. 寄宿舎建物施設物品の安全管理並生活環境の整備改善

(61)
2. 風紀秩序の維持（自治会と協力して常に集団生活と個人生活の両面なる調和）

3. 寮生の健康、身上等に關する相談啓蒙並日常生活の明朗化啓蒙
4. 会社と自治会との連絡をへ双方の円滑なる意思の疏通（四り自治の側面的啓蒙、
5. 寮生係の指導監督（当工場では世話係なる名稱は用いず）
6. 以上の目的を達成する爲に行う事務手腕
7. 寮生との連絡並工場との連絡関係
8. 社会 學園教育の推進

二 寮生係の業務内容

1. 金庫の業務補佐
2. 直接各番別の寮生と接觸して自治会と協力し、日常生活の明朗化と凡配秩序の維持向上を図る。
3. 寮生の健康、荷上等に關する相談指導
4. 家庭との連絡並工場との連絡関係
5. 自治委員より報告を受けたる事務手腕及入退舍手腕
6. 面会入其の他取扱ひ
- 三、其の他自治委員会と連絡会議を開き協議の上決定する
（毎月一回定例会議、重要事項あれば随時）

第五例

(2) 荷係の業務内容
自治会に対しては

秩序あり、人間向上を計るべき団体生活の指導、援助、協力

(B) 喪生個人に対しては

一、身上相談

一、凶性の觀察と側面的指導

一、家族との連絡通信

一、要注意者、要保護者の善導（健康上）

一、患者の早期発見

一、病人の世話、傷病人の急救処置

(C) 管理（基準法上）

一、寄宿舎建物、寝具、備品の管理

一、防火防犯に関する事項

一、入寮、退寮に関する事務処理

一、寄宿舎造繕に関する事項

(d) 一般事務

一、行事（体育、趣好、修養）企画立案

一、行事の手伝い、誕生会、慰労行事等

一、慶弔及災害見舞金（共済組合等）請求手続

一、保険給付に関する世話

一、金銭及貴重品その他の寮生依頼品の保管

一、工賃伝票の取扱

一、送金預金の取扱

- 一、官庁其の位部署との連絡報告資料の呈出
- 二、入院患者世話見舞
- 三、郵便、小包其の他の取扱
- 四、物品の請求（備品、消耗品）
- 五、面会人、留泊者の世話
- 六、移動、勤務加配等の連絡
- 七、出勤、欠勤調査、統計報告
- 八、養生名懸作製、整理
- 九、出勤後の寮内整理、整頓、呉被
- 十、持出券、辨当券等の発行
- 十一、その他

第六例

○ ○ 紡績工場

一、業務科の業務内容

- 一、寮附屋建物設備及び備品の修繕管理、整備及び火災盗難の予防並に寮生の衛生に関する事項
- 二、寮生の入退寮、病欠、事故欠、休暇、入院、外泊、帰省等の連絡事務及び人員把握、並に必要により

現場係員、給食科等との連絡に関する事項

- 三、寮生の身上相談、保険相談、苦情処理、家庭連絡等に関する事項

- 四、寮生の居室配置に関する事項

5. 傷病養生の診療、給食等の手配に関する事項
6. 養生家族の応援、面会、宿泊喫食等の手配に関する事項
7. 自治会との連絡、協調に関する事項
8. 会社所有機具の新調、補修、保管、敬重把握等に関する事項
9. 費の掃除用具等消耗品の請求に関する事項
10. 養生個人購読の新聞、牛乳等の代金郵便物簡易保険家族送金税金等の取扱サービスに関する事項
11. 新聞雑誌刊行物等の整理保管に関する事項
12. 業務日誌の記録保管に関する事項

以

上

四、勞働基準法中寄宿舎に関する條項の

解釈例規集

労働基準法 第十章 寄宿舎

第九十四條 関 係

趣旨及び運用方針

○ 寄宿舎生活は労働関係とは別個の私生活であり、これに使用者が干渉することは私生活の自由を侵すものであつて、本條の運用にあつては右の趣旨により充分の行政指導を行うこと。

〔昭和二二・九・一三 労働省発基オ一七号〕

事業附属寄宿舎の範
囲

○ 「事業の附属寄宿舎」とは社宅、独身寮の如き福利施設としてではなく事業経営の必要上その一部として設置される寄宿舎をいふ、事業場との距離も一応の判定の基準とすること。〔昭和二二・九・一三 労働省発基オ一七号〕

舎 並、寮 母

○ 舎並、寮母を置いても私生活の自由を侵さない限り本條に抵触するものではないこと。〔昭和二二・九・一三 労働省発基オ一七号〕

事業附属寄宿舎の具
体的範囲

○ (一) 事業寄宿舎の範囲については、先に九月十三日附労働省発基オ一七号通牒で一応の基準を示したが、その具體的適用については次の通りであること。

(二) 寄宿舎とは、常態として相当人数の労働者が宿泊し、共同生活の実態を備えるものをいふ、事業に附属するとは、事業経営の必要上、その一部として設置せら

れ、それを廃止することによつて事業の経営が不可能又は著しく困難となるような事業との必然的な関係をもつことをいう。従つて、この二つの條件を充すものが事業附属寄宿舎として法十條の適用を受けるものであること。

が事業附属寄宿舎として法十條の適用を受けるものであること。

- (2) 事業に附属するか否かについては概ね次の基準によつて総合的に判定すること
- (イ) その事業が通常通勤距離内から労務を充足し得るか否か。
- (ロ) 通勤距離外から雇い入れられた労働者について、労働管理上共同生活が要請されるか否か。
- イ 事業場内又はその附近にあるか否か。
- 従つて、単なる現下の住宅難緩和の爲の福利施設として設置された附屬アパルト式寄宿舍は之に含めないこと。
- (3) 寄宿舍であるか否かについては概ね次の基準によつて総合的に判定すること。
- イ 相当人数の労働者が宿泊しているか否か。
- ロ 共同生活の場所有が独立又は区画された施設であるか否か。
- ハ 労働者が通常、起居・食等の生活態様を共にする共同生活を営んでいるか否か。
- 従つて、社宅、鉱大規模の如く居住する労働者が大々独立の生活を営むもの又は小人数の労働者が事業主の家族と生活を共にする所謂住込の如きものは含まれないこと。
- (4) 附らかに事業附屬寄宿舍と認むべきものを例示すれば次の如きものであること。
- (イ) 鉱山、土建、林業、水産業等の現場の寄宿舍
- (ロ) 紡績、製糸工場の寄宿舍
- (ハ) 中小工場で事業場の一部を利用する寄宿舍
- (ニ) 大病院の看護婦の寄宿舍

寄宿舍役員の選出及
寄宿舍規則の立案
との関係

自治会会館等の地位

(木) 大規模な商店・向屋・旅館・料理店等の寄宿施設

(ハ) 一般住宅地域と離れた場所を設置され、事業場の寄宿舍

(二) 使用旨側の取扱は合監での他を称の如何を問わず、寄宿舍の設備の管理正に

寄宿舍規則の履行に關する使用者の事務を取扱ふことが出来るだけで、労働者
の私生活の自治に干渉することは絶対にできない趣旨であること。

（昭和二三・三三の 基念五〇八号）

問(一) 法九十四條才二項の役員選出に干渉してはならないとは具體的に如何なる

範囲をこすものなりや。

答 目的組織体の役員は構成、選出方法、選挙権の制限、被選挙権の議決方
法等が考えられるので明示せられたい。

(二) 以上の事に關して使用者が自ら決定なき寄宿舍労働者の為に案を形成し、寄宿舍
労働者の自由なる承認を求むることは違反なりや、

(三) 前二号により決定せる事項を法九十五條にする寄宿舍規則中に記載し、又は
それ以外の事項と同規則中に記載することは違反なりや、

答(一) 法九十四條才二項は役員選出に關する一切の事項へ専断指示するを合
むに干渉してはならない趣旨である。

(二) 使用者が案を形成することは違法である。

(三) 違法である。〔昭和二三・五一 基念五一三・七号〕

問 女子労働者の組合と関係する事業の附屬寄宿舍にかいて寄宿する女子労働者中
より自治会の会長及び役員になるべき前号の人物が選出されないの、使用者は従

専任寮長の給料

進駐軍直備労務者の

宿舎設備

(70)

未の寄宿舎制度を目的的に切替える措置と見て、全社の寄宿舎世話係職員へ二十三四
オ）三名を寄宿舎に入舎させ、同様の役員選挙を行ったところでの内二名が会長及
か役員として当選したのであるが、当選したら自治会の会長及び役員は工場におけ
る労務には従事せず、専ら自治会事務に従事している。これは事實上、法九十四條
オ二項に抵触していると思ふが如何。

答 寄宿舎に寄宿する労務者に關する事項について、使用者のために事務を処理する
ものは「舎監、世話係、その他名称の如何を阿わない」と見え、寄宿舎に入舎してい
ても法九十九條に規定する自治会の主体としての労務者ではないから、寮長、室長
その他寄宿舎の自治に必要な役員となることはできない。

（昭和二三、六、三 基収オ一八四四号）

問 寄宿舎の自治のみに専任する寮長に対しては、会社は給料を支払うべきものとは
ないとの論もあるが、寄宿者は会社の経営管理するもので、そのための労力を使つた
のといえるから、たとえ自治のみに従事するとしても、会社は給料を支払うべき
のと思われるが如何。

答 事業所雇寄宿舎における自治活動は寄宿労務者の私生活の自由の一側面であり、
直接事業とは関係のないことであるが、事業所雇寄宿舎の自治のみに専任する寮長
に対して賃金を支払うか否かは当時者の自由である。（昭和二三、六、二六基収オ元三三号）
尚 連合国軍関係取揚が交通不便な個所にあるために、通勤可能な地域から労務者を
求めることが出来ず、しかも労務者を收容する施設、建物もないために宿舎を借上
げ、又は建築しているが、これは単に労務者の便宜のために、労務者に利用させて

寄宿舎規則作成の方法

第九十五條

関係

いる建物とみなして差し支えないか。それとも法才十章の事業附属寄宿舎とみなすべきであるか。もし法にいう事業附属寄宿舎であるとすれば、管理責任者その他の職員を配置すべきは勿論、諸般の設備を施さなければならぬ。政府は従来これらの維持管理に要する費用は、終戦処理費をもつて賄つてきたが、SCAPIN才一八七二号の発出により、これらの費用は軍の発するPDによりななければならぬとなつた。しかし現実には軍のPDは全然未払といない。それ故現在利用してゐるところは、労務者の負担によつて維持されてゐる。このような状態においても、なお労付基準法が適用されるか。

答 労付基準法にいう事業附属寄宿舎であるかどうかは、昭和二十三年三月三十日附基発才五〇八号通牒によつて具体的に判定されるべきものである。なお事業附属寄宿舎に該当し、しかもPDを得られないときは、都道府県労付基準荷に連絡されたい。〔昭和二十四年八月基発才一九二八号〕

○一 本條才一項才一号乃至才四号は寄宿者生活中の關係の要請を充すために規則せらるべき部分であり、従つて寄宿労付者と使用者との共同管理事項として、これが規定の作成又は変更について寄宿労付者の過半数の同意を必要としたものであること。

二 寄宿労付者の過半数が未成未成年でない場合に、規程才二條に準ずる手続をとりしめるよう指導すること。

附 近
建物又は場所
完全な区画
防火壁
階 段

寄宿舍に於ける安全
衛生基準
設置等の手続

第九十六條 関係

四 規定が三條の一号については、外土又は外土の日増行次第を外土又は外土の当日又は前日に届出させることは差支えないが、それ以上の期間をおいて予め届出せめる場合には、許可を受けさせる場合と同じ効果をもち、これを課せしめるよう指導すること。

(四) 食費、娯楽代、雑費の振替を労働者に負担させる場合には、これらの労働条件に関する事項については就業規則中に規定すること。(昭和二三、三三の基発第五〇八号)

○ (一) 事業附属寄宿舍が規定が六條以下は法第九十六條に基づいて実体的基準を定めたとのであること。

(二) 事業附属寄宿舍についても、法第五十四條及び法五十五條の適用があることに留意すること。

(三) 規程が七条関係

(1) 「附近」とは、社会通念上危険性又は有害性の及び得る地域をいうこと。

(2) 才七條の建物又は場所とは、普通病院の検査室の如きものは含まず、伝染病院の隔離病舎、塵芥処理場等をいうこと。

(四) 規程が八條の「完全な区画」とは壁、板しきり等をいうこと。

(五) 規定が十條の「防火壁」は上下式鉄扉、耐火構造の隔壁等をいうこと。

(六) 規定が十一條の「階段」は常用なると非常用なるとを問はないが、避難の目的上むしろ常時使用せられるものであることが望ましいこと。尚、本條の規定は建

有効な保持

出入口の戸

たん重

手すり

有効採光面積

蚊帳、寝具等

睡眠を妨げない適當な方法

靴の目的で設けられたものであるから階段は棟内各室からもつとも手近な場所に配置され、且つ外部の安全な場所に通ずる出口に容易にゆくことの出来るものでなければならぬこと。

(七) 規定才十二條の「有効に保持する」とは階段又は通路を障害になる物等によつて阻害せず、非常に際して直ちに避難の用に使用することが出来るように保持する意味であること。

(八) 規定才十三條については積雪地において本議立法の趣旨に鑑み引戸とするように指導すること。

(九) 規定才十六條の「たんぽ」は概ね宿、并付者五十人につき又は一廊下につき一個程度とするよう指導すること。

(一〇) 規定才十七條才七号の「手すり」は片方が壁などである場合には他の片側のみで差支えないこと。

(二) 規程才十九條才七号の「有効採光面積」とは自然照光のために有効に使用され得る窓の面積を意味し、無双窓の如き構造のものにあつては外光の射入り得る面積のみを算入すること。

(三) 規定才二十條の「蚊帳、寝具等」は使用者が寄附が仕着のために備えねばならぬが寄附者が注意に持ちこむことを禁止する趣旨ではないこと。

(三) 規程才二十一條の「適當な方法」とは寢室専用に使用し、且、就寝中と提示をする等の方法をえうものであるが、本文が原則であることを強調し指導すること。

(四) 規定才二十四條の「食堂」は必ずしも寄附が仕着専用のものであることを必要と

食堂の床面積

食器等の消毒設備

水質検査

かまどの防火構造
食堂の栄養士

脱衣場及び浴室に
ける必要な用具

健康診断

病室

(附) 衛生管理者

しないが、寄宿舎よりの距離の遠くないものでなければならぬこと。
(五) 規定才二十五條同條

(一) 才二号の「床面積」は支障して食事をする場合に、毎回の食事の際の一人につき一平方米以上あれば差支えないこと。

(二) 才五号の「設備」は糞排泄設備を足りること。

(三) 才八号の「水質検査」は日本薬局方排水試験法を標準とすること。

又水質検査の機関は公共団体の外、試験所、研究所等権威あるものなりはよいこと。

(四) 才九号の「防火構造」とはトタン、ブリキ等と覆つたものでも差支えないこと。

(六) 規定才二十六條については労働安全衛生規則才二百二十二條と同じく「置くようにすればよい」趣旨であること。

(七) 規程才二十七條才二号の「必要な用具」とは、脱衣場にあつては脱衣篋又は棚、浴室にあつては洗面器又は桶をいうこと。

(八) 規定才三十一條の「健康診断」の内容については安全衛生規則才五十條の規程に準ずること。

(九) 規程才三十三條の病室は寄宿労働者の短期間と治療すべき疾病のために使用されることを本質とし、病室を併する診療所が至近の場所に設けられてある場合には之を代用するも差支えないこと。

(十) 規程才三十四條の「衛生管理者」は医師でない場合には事業上の衛生管理者を兼

伝染性の疾病

修正適用許可の基準

男女別收容

階段構造

廊下の幅

寝室

仕せしめてはならないが、その本務に支障のない限り寄宿舍において衛生管理以外の取務を兼ねるも差支えないこと。

(三) 規程才三十五條の「伝染性の疾病」とは所謂伝染性皮膚疾患又は伝染性眼疾患等集団生活において伝染のおそれ多い疾患を言うこと。

(三) 規程才三十六條の許可については事業の種類、規模、寄宿期間、寄宿労働者の性別、手令別等を考慮することを要するが、現下の資材需給状況よりこれを得ないと認められるものについては当分の内観ね次の基準によつて適宜許可すること。

(一) 規程才八條については二階以上の建物であつて各階を夫々男子用又は女子用とするか、或いは平家建であつても出入口まで区画があるが如き場合には許可すること。

(二) 規定才十七條各号の基準に近いものについては、階段を使用する労働者数を勘案して修正適用して差支えないこと。

(三) 規程才十八條関係

(一) 「廊下の幅」については、九メートルまでは修正適用して差支えないこと。

(二) 山小屋その他一階建の仮設寄宿舎でやむを得ぬ事情あるものについては片廊下でなくとも許可すること。

(四) 規程才十九條関係

(一) 別に定めるものの外、規程才三十九條の基準は通算許可して差支えないこと。

(二) 山小屋その他仮設な場外に設けられる寄宿舎においては、カセ等は十燭光以下

睡眠措置置

食堂炊事場

浴場

便所

清浄な水

様式オ三号の記入方

法

オ二種寄宿舎の意義

(76)

みえなくともランプその他これに準ずる燈火施設があれば差支えないこと。

(イ) オ八号の除外は認めないこと。
(ロ) 規定オ二十一條については睡眠を妨げないような何らかの措置をとる場合には許可すること。

(ハ) 規定オ二十五條についてはオ三号乃至オ六号、オ八号、オ十一号、オ十三号、オ十五号及びオ十六号以外は許可して差支えないこと。

(ニ) 規定オ二十七條関係についてはオ二種オ一号については男女が入浴の日時を別にする場合、オ二号及びオ三号は一応の施設がある場合には適宜許可して差支えないが、オ四号の除外はみとめないこと。

(ホ) 規程オ二十八條についてはオ一号、オ二号、オ六号及びオ八号以外は適宜許可して差支えないこと。

尚オ二号については十人未満の労働者を寄宿させる場合オ六号については山小屋の場合には許可して差支えないこと。

(三) 規程オ二十七條オ四号及びオ二十八條オ七号の清浄な水は規程オ二十五條オ八号の飲用にする為の清浄に到らずとも入浴又は手洗に適當であれば差支えないこと。

(四) 様式オ三号中「特例を必要とする具体事由」欄に「修正規程を併せ具体的に記入せしめること。」

(五) 規定オ三十七條の「オ二種寄宿舎」とは、六ヶ月未満の期間を過後取壊すような仮設的寄宿舎をい、寄宿する労働者が受つても寄宿舎建造物の使用の期間そのものが六ヶ月以上に亘る場合にはオ一種寄宿舎に該当すること。

期 間

場 所

階 段

出 入 口 の 戸

階 段 敷 室

廊 下

履 貝、
そ の 他

(二)

六規定才四十一條は現下の資材開始状況その他本府の実状に鑑み特に除外を定めたるものであるから、既に設置せられている寄宿舍で本基準に適合せしめるのに相当の資材、資金等を要する事項については概ね次の基準によつて承認すること。

尚、除外を承認する期間は原則として一ヶ年間とし、期間終了後更に避けることの出来ない事由の継続するものについては、その際再び考慮すること。

(1) 規程才七條は既存の寄宿舍には適用がないから除外の同意を生がないこと。

(2) 規程才十條については事業の種類、建物の構造、当該寄宿舍の環境等を考慮し、相当期間承認して差支えないこと。

(3) 規程才十一條才一項については適當な階段の設置又は改造に必要な最少段数の期間を限り承認すること。

才二項については寄宿舍構造の耐火性、音響防音等をも考慮し、避難の際の安全性が認められる場合には階段の数が一つであつても承認して差支えないこと。

(4) 規程才十三條については降雪地において避難の際の安全を考慮して内開戸としてゐるものは承認して差支えないこと。

(5) 規程才十七條及び才十九條については略々基準に近く一応安全衛生上支障がないと認められる場合には承認して差支えないこと。

(6) 規定才十八條については寄宿舍の環境、事業の種類等を考慮し寄宿舍付着を適宜文書させることを條件として承認して差支えないこと。

(7) 規定才二十條については履貝以外は承認して差支えないが、蚊帳については、

食堂と炊事場

浴場

階段の巾

修正適用の運用方針

西側廊下

密着舎の環境等を考慮することとを要し、場合によつては収束機等の使用等を條件として承認すること。

なお、防蚊金網の設備がある場合には防蚊と同様に取扱つて差支えないこと。

(8) 規定才二十五條及び才二十八條については才二十五條才三号乃至才六号、才八号、才十一号、才十三号、才十五号及び才十六号並びに才二十八條才一号及び才八号以外は承認して差支えないこと。

(9) 規程才二十七條才二項才一号については男女が入浴の日時を要にする場合には承認して差支えないこと。(昭和二三・三三、基発才五〇八号)

向 規程の配列よりみれば、規程才十七條才八号の幅は手すりの幅のように考えられるが、本法中には最も重要と思われる階段の幅に關する規定が皆無である。従つて才八号の幅は階段の幅と思われるが如何。

答 階段の幅である。(昭和二三・三三、基發才八八六号)

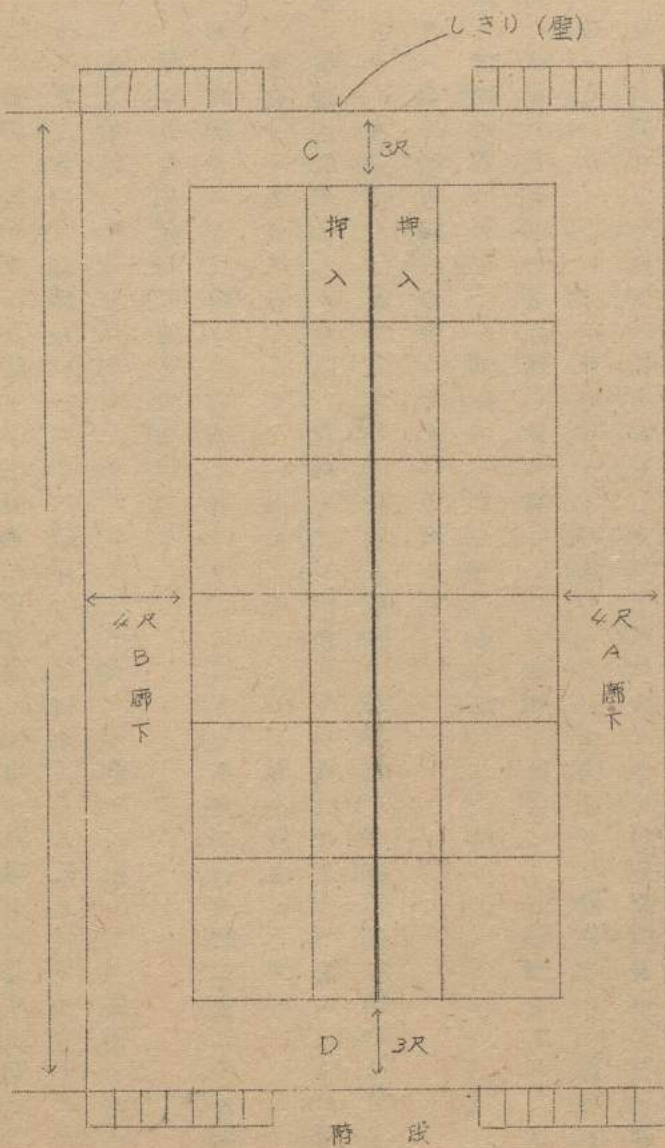
向 事業附属寄宿舎規程様式才三号によれば特例を必要とする期間を記入しなければならぬが、これは同規定才三十六條の「これを修正して適用する」とはやむを得ない持例にして法才八條才三号、才六号及び才七号の事業附属寄宿舎又は常時十人に滿たない労働者を六ヶ月を超える期間寄宿させる寄宿舎も可及附に才二章に定めるところに依り適用すべき意味であるか。

答 見解の通りであるが、その要体的運用方針については、本年三月三十日附基發才五〇八号通牒の通り。(昭和二三・六一、基發才一八九七号)

向 事業附属寄宿舎規程才十八條に「廊下は庇廊下とし云々」とあるも左圖の如く兩

側廊下にしても差支えないか。
 なお、本寄宿舎は中廊下のものを両廊下に改造しようとするものである。

四



答、A Bの廊下については差支えないが、C、Dが廊下であれば、一、二米以上である
 ことを要する。故に実情を応じてC、Dを通うすにA及びBより直接外部に通ず

る出入口を設けること（昭和二三・二五、基収才七四五号）

問 ○○事業場において事業松根に伴い、労働者の健康を害すると夫に寄宿舎の建設を計画中であるが、市街地建築物法、敷地等との関係にて中廊下として棟敷を減じた意旨であるが、この場合事業附属寄宿舎規程才十一條及び才十二條の設備をして才十八條に違反するものとして設計変更を要するか

答 見解の通り（昭和二四・三・一〇、基収才七四五号）

○ 事業附属寄宿舎規定才十八條により事業の附属寄宿舎は中廊下としなければならぬことになっているが、耐火建物であつて概ね次のような基準を具備しているときは、事業の附属寄宿舎に寄宿する労働者の安全衛生に有害でないと認められるから個々に検討の上、次の各基準を満たすことを労働基準監督機関が事前に承認した場合には、中廊下であつても違反でない。

- 一 冬季において、居室に適當量の日射があること。
- 二 冬季において、室内の気温が適當に保たれるような暖房設備を設けること。但し、一酸化炭素発生のため人体に害を及ぼすような施設でないこと。
- 三 夏季において、日射を防止するための適當な設備を設けること。
- 四 廊下に面する居室の壁の上下に、随時開放できる換気窓を設けること。

但し適當な通風施設を設けた場合はこの限りでないこと。

又換気窓を設けた場合は、開放した場合に廊下の通行に支障がないような構造であること。

五 廊下の有効な幅は、一メートル以上であること
 六 廊下の照度は十ルクス以上あること。

七 各室の出入口の戸を外開とする場合は、廊下の通行に支障のないようになすこと。

なお、右基準に該当するか否かについて、この判定は各分の岡本倉において行うが、中廊下の寄附倉を建設することについての届出（届出以前の申請を含む）があつた場合には、判定に必要と思われる次の資料を添えて本府労働基準局長に稟議し、その承認があつた上で工事に着手されるよう取扱われたい。

- (1) 労働安全衛生規則才五十六号に基く事業場設置届の写し及び摘要書の写
- (2) 労働安全衛生規則才五十六條才一号、才二号及び才三号による四面の写
- (3) この判定に必要と思われる建物の方位、居室の有効採光面積、暖房、リヤ光、通風及び採光の設備等の中で、(1) 及び (2) の資料では明らかなでないものがあれば、これに関する資料

(4) 浦道存票労働基準局長の意見

(5) その他参考となる資料

（昭和二六、一、二七、基発才五五号）

五 製糸・紡績・病院の女子寄宿舍規則

及び自治会規則の例

事業附属寄宿舎規則及び自治会規約について

婦人少年局では昭和二十七年三月参考資料として現在実施されている、事業附属寄宿舎規則及び、自治会規約を任意抽出によつて紛糾工場二三、製糸工場一よりおつめて検討した。

これを実施年度別にみると

紛 糾	昭和二十二年		昭和二十三年		昭和二十四年		昭和二十五年	
	(三)	(九)	(九)	(一)	(一)	(一)	(六)	(一)
製 糸	昭和二十二年		昭和二十三年		昭和二十四年		昭和二十五年	
	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)

紛糾においては二十五年二十六年度において寄宿舎規則の改訂がかなり多くなされている。

内容について概括的にのべると、一般に茲則、自治会組織、入舎及退舎、日課、行事、安全衛生、寄宿舎管理、雜則、附則に大別することゝ出来抽象的な条文から具体化した表現の条文に改められていること、寄宿舎管理並に寄宿係の職務を明確化している傾向、また安全衛生において労働基準を九十五条にもとづいて細かくうたっている傾向などが注目される。

なお、寄宿係の職務として無志補導一指導をうたっているもの雜則中に加えられた項目で寄宿舎内に於てビラ等を掲示撤布又は配布するとき及び集会は予め自治会と協議の上寄宿係の許可を受けなければならぬ。

などが多くみられたことは注目される点である。

其の他寄宿舎規則にみられる一般事項として例示されるべき点がある。

。 金社及び自治会は相互の立場を尊重し此の規則を守らなければならぬ。

。 会社は寮長及監長其の他寄宿舎生活自治に必要の収買の並任に干渉しない。

。 連絡会議は会社と寮生の連絡を図り、寄宿舎の運営行事並に施設に關し協議するに關である一柱、

決議機関でないことを明確にする。

。 寄宿舎における起床、消灯は自治会に於て自主的に行う、但し睡眠時間中は互に他の睡眠を妨げて

はならない。

。 外出は自由である、但し自治会に於て帰宅時間を定める。

。 外泊せんとする者は外泊先とその期間を自治会に届出る。

。 面会は共同の利益を害する場所、時間を除いては自由に面会することが出来る。

。 会社は労働基準法第九十五条に基き安全及衛生に必要の措置を講ずる一主、安全衛生に必要と具体

的項目を列記している。

。 寄宿係は寄宿舎の管理に當り舎生の私生活に干渉しない。

。 寄宿舎の管理は表才九十五条により建物及び附屬設備の管理は会社の权限に於て行われる、此等の

使用及び改変は寄宿係の許可を得なければならぬ。

。 なお、外出外泊の許可制について次のような実例がみられることは注目すべきである。

（一）羊起工業工場

。 寮長、副寮長及び監長は自主連帯の執行機関である寮務係と連絡を密にし、自治会の決議事項並に

寮則の実行を図り寮生活の向上に努めねばならない。

（注）寮務係は勤務課に属す。

○ 外出時間は就業時間外とし門限は九時休日前の門限は一〇時とする、外出せんとするものは各自出入捺印の上、外泊せんとするものは外泊許可証に記入捺印の上警衛所に提出すること。

へ。○ 製糸。○ 工場。

○ 舍生が帰省、出張、旅行、その他已むを得ない事由によって外泊する場合は事前に出張の日時、外泊期間、帰舍の日時を舍監に申出て外泊証明書交付を受けなければならぬ。

つぎに自営会規約についてみると昭和二十五年、二十六年に実施されているもの即ち改訂されたものとみなされるのが、紗績、製糸ともに著しく多い、たゞ一つ。○ 製糸の寄宿舎規則（昭和二十三年実施）の中に簡単な自営会規約が小くまれているのが見られた。

規約の内容を大別すると総則、組織、役員及選挙機関、統制並に賞罰、会計、附則になっている。概括的な自営会規約は次次に充実整備されてきたものとみられる。

自営会が設けられて以来自立的な運営に於て種々の困難に当面している。即ち私生活が団体生活であるため個人と集団生活との調整のむづかしさがその一であり、自営会と寄宿係のまさつがその二である。その後規約の改訂には組織、統制の単純化、標準化がはかられ自営会の業務分析がなされ、専ら部も次第に簡單化されている傾向がみられる。

一、寄宿舎規則

この規則は工場附屬寄宿舎に關する事項を規定する

第一章 總則

第一條 目的

この規則は法令に基いて寄宿舎の秩序を維持し健康で文化的な団体生活を営むために採られるものである

第二條 寮生

この規則に於て寮生とは従業員にして第十一條に定める手續を経て寄宿舎に居住するものをいう

第三條 遵守義務

寮生は必ずこの規則を守らなければならない

第四條 自治会と会社との連絡

自治会と会社との連絡はすべて管理係を通じて行う

第二章 自治

第五條 自治

寄宿舎生活に於ける風紀秩序の維持並びに文化の向上は自治によつて行う

第六條 自治会

寄附金の自治運営は別に定める自治規則による

第七條 連絡懇談会

寄附金の運営に因しては連絡懇談会を設ける連絡懇談会細則は別に定める

第八條 自治委員の業務執行時間

自治委員其の他の役員は会社の就業時間外にその業務を執行する
恒し会社の承認を得た場合はこの限りでない

第三章 会社の立場

第九條 其の一

会社は常に寮生を家庭的な雰囲気の中に在りて日常の起居が出来ようとし
各種施設の改善に努力する

第十條 其の二

会社は寮生の私生活の自由を侵さない。又自治委員其の他役員の選任に干渉
しない

第四章 入寮及退寮

第十一條 入寮

寄附金に入寮を希望する者は会社に届出て許可を得なければならぬ

第十二條 退 寮

従業員としての身分を失つた者及び退寮を希望する者は会社に届出た後に退寮しなけりばならない

第十三條 点 検

退寮する場合は備品具の他について管理係及び自治委員長の点検を受けなければならぬ

第五章 日 課

第十四條 起 床 就 寝

寮生の起床及び就寝の時刻は次の通りとする。この時刻は季節によつて変更することがある。但し休日の前日就寝時刻及び休日の起床時刻は自治委員会と会社で協議の上決定する

起 床	一 般	前 番	後 番
就 寝	六・四〇	四・五〇	七・四〇
	一〇・〇〇	九・〇〇	一一・三〇

第十五條 外 出

外出は自由である。但し退寮時間内は原則として消燈時とする

第十六條 外 泊

外泊する場合は外に定める自治会規約に依る

第十七條 帰 着

帰着する場合は室長が自治委員長を経て事前に管理係に届出る

第十八條 行 事

第六章 行 事

寄宿舎の行事はその計画並びに運営を自治委員会で行い、会社組合は協力する

第七章 食 事

第十九條 時 間

食事の時間は原則として次の通りとする

但し就業時間の変更によつて要する時間がある

普通日 朝食 自 七、四〇 至 八、四〇

昼食 〃 一、二〇 〃 二、四〇

夕食 〃 六、四〇 〃 七、一〇

休日 朝食 自 八、一〇 至 八、四〇

昼食 〃 一、二〇 〃 二、一〇

夕食 〃 五、三〇 〃 六、一〇

第二十條 場 所

食事は食堂において行う

第二十一條 選 着 の 食 事

寮生の入居選着に対しては本人の麻酔及び栄養を考慮して医師担当者から指示

する給食を行う

会社が行う非常災害の避難方法、場所等に因する指示その他の法令に定める処
置については之を守らなければならない

附 二 十 三 條
非 常 災 害

火災その他の災害を発生し、或はその発生を予知した時は直ちに保置その他
適當の者に報告する若しその暇の無い時は臨時の処置をとりその旨報告しなければなら
ない

附 二 十 四 條
火 気 の 使 用

寮生は所定の場所以外で火気の使用及び喫煙をしてはならない

附 二 十 五 條
診 療

寮生は負傷若しくは疾病に罹つたとさ速やかに管理係に届出医師の治療を受
けなければならぬ

附 二 十 六 條
衛 生

寮生は会社の施行する健康診断及び予防注射衛生、消毒衛生思想の普及その
他法令に定める処置については之を守らなければならない

附 二 十 七 條
伝 染 病

法定伝染病その他寄宿舍生活に不適当と認められる疾病に罹つた者は入院入
室隔離その他医師の指示に従わなければならない

附 二 十 八 條
施 設 の 利 用

附 二 十 九 條
障 害

第二十九條

寮生は寄宿舎の厚生施設その他の備品を利用することが出来る
施設の取扱

第三十條

貸与品

会社よりの貸与品は自治委員長が責任を荷つて管理し、寮生退社ときは管理
係立合の下に返却する

毀損又は重大な過失によつて紛失又は毀損したときは本入がこれを弁償する

第十 章 規 則

第三十一條

外来者の宿泊

寄宿舎に寮生以外のものを宿泊させてはならない。但し管理係及び自治委員
長の承認を得ればこの限りでない

第三十二條

面 会

寮生が面会する場合に所定の場所で面会しなければならない

第三十三條

規定外の取扱

この規則にない事で寄宿舎生活に必要な事項は連絡懇談会で之を定める

第三十四條

規則の改廃

この規則の改廃は会社が提案する場合自治会の同意を得て行ひ自治会が提案する場合は会社の
承認によつて行う

この規則は昭和二十七年二月十五日より実施する

二、自治会規約

第一章 総則

第一條 名稱事務所

この会は〇〇寄宿舍自治会といふ事務所を寄宿舎内におきます

第二條 組織

この会は〇〇宿舎居住者等を以て組織します 但し管理係は除きます

第三條 目的

この会は自治を通じ明らかな寮生活を経験し相互の協力による文化生活の向上はかります

第二章 事業

第四條 事業

この会は第三條の目的を達成するため次の事をします

一 寄宿舎の秩序の維持並に会員の指導に関する事

二 文化 体育の向上 厚生に関する事

三 規則 器具 備品 図書等の使用及び保全に関する事

四 会員の表彰並に懲罰に関する事

五 凡 規 律 に関する事

大 その他自治会の目的達成に必要な事

第三章 概 関

第五條 会議の種類

自治会を運営するためには次の会議を開催します

自治総会

監事会

自治委員会

生活改善委員会

第一節 自治総会

第六條 自治総会

自治総会は自治会最高のも会議で会費全費で構成し毎年一回二月に委員長が召集して左の事項を決定する

一 寄宿舍規則 自治会規約に関する事項

二 予算 決算に関する事項

三 役員選挙に関する事項

四 賞罰に関する事項

五 その他自治委員が必要と認めた事項

第七條 臨時自治総会

臨時自治総会は自治会規約が必要と認めた時、委員会の三分の二以上の賛決

第八條

があつた時委員長が臨時に召集します

第九條

議長及び副議長は役員以外の會員から選出し 書記は議長が任命します

成立株決

自治総会は構成員の三分の二以上の出席で成立し株決は構成員の過半数で決
定します尚第六條の事項中重要な議題は無記名投票で決定します

第十條

室長 会

室長会は室長を以て構成し 月一回これを行之大会に次ぐ決議機関であつて
業務執行の責に任ずる

室長会は構成員の三分の二以上の出席により成立する。但し自治委員長が必
ずと認めた時及び室長三分の一以上の要求があつた時は臨時に行ふことがで
きる室長会の議長はその範囲を定める

第二節 自治委員会

第十一條

自治委員会

自治委員会は自治総会に次ぐ会議で正副委員長と委員とを構成し委員長が必
要に応じ召集します。自治委員会が協議する事項は次の通りとします

一 自治総会提出議題の立案に関する事項

二 目利予算決算に関する事項

三 部屋移動に関する事項

第十二條

四 日課時限變更に関する事項

五 その他自治総会より委任された事項

議長成立採決

自治委員会の議長はその簡便出席者中より選出します。会の成立及び採決は総会に準じます

第十三條 生活改善委員会

第十三條

生活改善委員会

生活改善委員会は自治会員の生活を改善するため左の班を設け自治委員会へ啓申する。各班の班長は委員長の承認を得て臨時班員会を召集する

一 生活班

一 清掃班

一 文化班

第十四條

正副委員長は各自治委員長がこれに当り。正副班長は自治委員長がこれに当る

第十四條 代理及議事録

第十五條

代理

委員が各会議に欠席する場合に総会を除き代理を出席させる事が出来ます

第十六條

議事録

各会議は必ず議事録を依り署名人を出出し商議の要かつた事と検査し委員に会議の内容を知りせします。議事録は自治委員会のもとに保管する。

第 四 章 役 員

第 十 七 條

役員の種類

この会は次の役員をおきます

各班

総自治委員長一名

正副自治委員長各三名

自治委員十九名

合計一名(総自治委員長兼務)

会計監事一名

第 一 節 選 任

第 十 八 條

総自治委員長

総自治委員長は自治総会で全員の無記名投票により選出します

第 十 九 條

各班正副自治委員長

正副自治委員長は自治総会で全員の無記名投票により選出します

第 二 十 條

正副室長

正副室長は室員の互選により選出します

第 二 十 一 條

自治委員

自治委員はA B 班各八名 C 班三名無記名投票で選出します

第二十二條

書 証

書記は委員会に於て選出し委嘱します

第二十三條

会 計

会計は総自治委員会の承認を得て総自治委員がこれを兼務します

第二十四條

会計監事

会計監事は自治委員会に於て一名自治委員外より選出委嘱します。

第二十五條

生活改善委員会の班員

班員は自治委員中より選出します

第五章 任 務

第二十六條

総自治委員長

総自治委員長は各自治会を代表し会務を統轄し、次の仕事をします

一 自治会の召集

二 自治委員会の召集

三 生活改善委員会の開催承認

四 新入者の部屋決め、その他全般的な指導

第二十七條

正副自治委員長

各町正副自治委員長は委員長を補佐し委員長事故あるときはこれを代理する

第二十八條

室長は常に室員の意見を取り上げて室長会に出席し 自治運営にあたります

第二十九條

自治委員

自治委員は常に全員の意見をとり上げ自治委員会に出席し 自治運営にあたります自治委員会の仕事は次の通りとします

一 会員の意見を自治委員会に達すること

二 会員の生活指導にあたること

三 風紀 規律に關すること

四 其の他自治会の諸行事の運営にあたること。

第三十條

生活改善委員会

生活改善委員は各班の会合に出席し、立寄り、これを実行します

尚自治委員会で決定された諸行事の実施指導にあたります。

第三十一條

書記

書記は自治委員会及び室長会の記録をします

第三十二條

会計庶事

会計庶事は予算と決算の対比並びに自治費用が正當に使用されているかを監査しその結果を自治総会に報告します。

第三十三條

任期

役員及び班員の任期は定期総会から翌年定期総会迄とします。

第三十四條

欠員

役員及び班員中に欠員が生じた時は選出された各会で補充します新に補充された役員班員の任期は前任者の残任期間とします

第六章 日 課

第三十五條

起床靴履

起床靴履は寄宿舎規則に準じます。

第三十六條

外 出

外出は自由とします。但し帰寮時限は原則として消燈時迄とします。

第三十七條

外 泊

外泊する時は、日時、場所、期間を室長に届け出て外泊します。

第七章 行 事

第三十八條

行事への参加

自治委員会諸行事には積極的に参加し、自治会の発展に協力します。

第三十九條

行事決定

自治会諸行事は毎月行事予定を自治委員会で作成し、室長会の議を得て掲示します。

第八章 賞 罰

第四十條

表 彰

自治会の発展に功勞のあつた人は自治委員会の推薦により総会で表彰します。

第四十一條

懲 罰

自治会規約又は自治の申合せに違反し自治生活に不適当な人に対しては自治委員会では是告し自治総会に於ては除名する事が出来ます。

第九章 会 議

第四十二條

経 費

第四十三條

この会の経費は会費、寄附金及び義賣金をもつて賄います。

第四十四條

会費は一月一人十円とし、毎月末に会計へ納入します。
報 告

自治会の経費状況は毎月一回自治委員会に於て会計から報告します。

第十 章 規 則

第四十五條

規約にない事項の取扱い

この規約にない事項で自治会運営に必要な事は自治委員会及び自治総会の決議によつて処理されます。

第四十六條

義 務

会員はこの規約及び寄附金生活に必要な諸規則並びに決議事項は守らなければならない。

第四十七條

改 廃

この規約は自治総会に於て会員の三分の二以上の賛成がないと改廃できません。

第十一 章 附 則

第四十八條

実 施

この規約は昭和二十七年二月十五日から実施します。

以 上

三、連絡懇談会細則(案)

第一條 寄宿舍規則第七條による連絡懇談会はこの細則による

第二條 この会は会社及び自治会の役員をもつて構成し、組合の代表が参加するものとする。

第三條 この会の運営のため座長を設ける。座長はその都度出席者中より選出する。

第四條 この会は二ヶ月に一回の定例会を開く、その月の第三公休日とする。但し必要に
 じ 臨時に開くことが出来る。

第五條 この会は主として次の事項を協議する。

1 寄宿舍規則及び本細則の改廃に関する事項

2 会社及び自治会から提案された寄宿舍の改善に関する事項

第六條 この細則は昭和 年 月 日から実施する。

昭和二十四年十二月二十一日

第一章 総則

第一条 此の規則は寮舎生活自治の精神に則り〇〇製糸株式会社〇〇工場寮舎に関する事項を規定する

第二条 此の規則に於て寮生とは、会社の従業員で第九条に定める手続を経て寮舎に居住するものを言う

第三条 寮生は此の規則を守り、自治のもとに寮舎生活の風紀秩序を維持し、その生活向上を図らねばならぬ

第四条 屡々此の規則に違反するものは、第五条に定める自治委員会の議を経て退寮を命ずることがある

第二章 自治

第五条 寮舎生活自治のため、自治委員会を設ける

自治委員会の構成及び任務については自治委員会の規約による

第六条 寮生の自治生活を助成するために工場、徒組、寮生の父兄及び寮生の各代表をもつて組織した寮

舎厚生委員会を設ける。その規約は別に定める

第七条 工場は寮舎生活の自治制を認め、自治委員会委員その他必要な役員の選任に対しては干渉しない

第八条 寮風の向上に任ずるため自治会員を以つて通番を設ける。通番の規定は別に定める

第九条 自治委員その他の役員は原則として工場の就業時間外に於てその業務を執行しなければならない

但し已むを得ない事由に依り工場の諒解を得た場合は此の限りでない

第三章 入寮及び退寮

第十條

寮舎に入寮を希望するものは別に定める書式により、会長を経て工場に入寮を願ひ出なければならぬ。

第十一條

第四條の規定により退寮を命ぜられ、又は工場従業員としての身分を失つた場合は速やかに退寮しなければならない。

第十二條

退寮を希望するものは別に定める書式により会長を経て工場に届け出なければならない。

第十三條

伝染病その他医師が集団生活に不適当と認める疾病に罹つた場合は入寮を拒絶し又は退寮及び室を若しくは入院を命ずることがある。

第四章 日課

第十四條

寮生の起床及び就寝の時刻は次の通りとする。

起床 五時四十分 就寝 二一時四十分

第十五條

外出は左記時間内に行う。

一、普通日 自十七時 至二一時半

二、休日 自八時 至二一時半

交替勤務制をなす場合は別に定める。

第十六條

己むを得ない事由により、前項時間内に外出を必要とする時は会長迄届けなければならない。寮生は帰省、出張、旅行等のため外泊する時は事前に出発日時、外泊日数、外泊場所、帰場日時を会長に届け出なければならない。

第五章 行 事

第十七條

行事の計画、予算並にその運営は工場了解を得て、自治委員会で行う。

第六章 食事

第十八条 食事時間はその通り定める。但し季節により変更することがある

一 普通日 朝 六時四〇分 昼 十二時 夕 十六時

二 休日 右に同じ

作業その他已むを得ない事由によって、右の時間に喫茶出来ない場合は各係責任者又は寮舎係に予め喫茶時間を届け出なければならぬ

第十九条 寮生は食堂及び食器の清潔整頓に留意しなければならない

第七章 安全及び衛生

第二十条 工場は寮舎の衛生管理のため事業場、附属寄宿舎規定第廿四条による衛生管理者をおく

第二十一条 寮生は前定場所以外で火気使用又は喫煙をしてはならない

第二十二条 寮生は負傷したり又は疾病に罹った時は会長に届け出なければならない

第二十三条 寮生は工場の実施する健康診断及び予防注射を受け且つ必要に応じて寮舎の消毒、清掃をしなければならない

ればならない

第二十四条 疾病休養者は病室及び休養室に於て療養或いは休養するものとする

第二十五条 寮生は互に睡眠と休養を妨害する行為をしてはならない

第二十六条 寮舎の安全及び衛生のために工場が行う定期的の行事については寮生は進んで之に参加しなければならない

第八章 厚生

(104) 第二十七条 寮生は寮舎に備えられた図書及び娯楽、運動等の諸施設その他の物品を使用することが出来る

使用については別に定める

第九章 寮 務

第廿八条

工場は寮舎の設備施設を管理し、自治に協力して工場との連絡に任ずるため寮舎係を置く

第廿九条

寮舎係は寮舎及び其の附属建物について換気、採光、照明、防湿、保温、休養、避難、防火、清潔に必要な措置その他寮生の生活に必要な事務に当るものとする

第三十条

寮生は建築施設備品を破壊、汚損或は改造してはならない

第三十一条

寮舎内に於てピラを過示又は撒布若しくは集会を行う時は予め寮舎係に了解を得なければならぬ

第三十二条

寮生に面会者のある場合はその旨寮舎係に届け出て所定の場所にて面接しなければならない

第三十三条

寮生は寮生以外の者を寮舎に宿泊させてはならない但し寮舎係に許可を得た限りではない

第三十四条

此の規則に定められていない事項は、寮舎生活に必要な事項は自治委員会と工場との協議により決定する

附 則

第廿五条

此の規則は昭和二十四年十月二十一日より実施する

第廿六条

此の規則の改正は工場が提案する時は寮生総会の合意を得て、寮生が提案する時は寮生総会の議を経て工場の同意により之を行う

二 女 子 寮 自 進 会 規 約

(寮舎規則第五条によつて此の規約を設けます)

第一条

本会は〇〇製糸〇〇工場女子寮自進会と稱し、以下本会という。〇〇工場女子寮生をもつて構成する

第二条

本会の事務所は〇〇製糸〇〇工場教育事務所内に置く

第三条

本会は会員の明朗活潑な自治活動により、会員の教養を高め相互の親睦を計ると共に民主的なる
寮生活の向上を期するを目的とする

第四条

本会は前条の目的達成のために次の専門部を置く

一 総務部

一 社会部

一 文化部

一 体育部

一 保健衛生部

一 厚生部

各部の分担業務は別に定める

第五条

本会に次の役員を置く

一 会長 一名

一 副会長 一名

一 幹事 四名

一 部長 六名

一 室長 若干名

一 書記 二名

一 会計 一名

第六条

役員の選出は次の方法に依る

1. 会長、副会長、部長、幹事は会員中より単記無記名投票にて選出する

2. 書記並に会計は会長が任命する

3. 役員はごさるだけ兼任しないこととする

会長はこの会を代表し、この会をまとめる

副会長は会長を援助必要となるときはその代理をする

幹事は各寮舎の会費を徴収し会計に細めるまでの責任をもつと共に寮別の会議をもつときは会をまとめ、すべて会長に報告するものとする

部長は総会に決つた調査並びに講演会、見学、その他について具体的にすべてがやり易いようにすゝめるものとする

書記は会の記録をとり、この会の事務を行ふ

役員は任期は一年とする。但し役員に欠員を生じた時は第七條に定める選出方法に依り選出しその任期は残任期間とする

第九條

本会に次の機関を置き必要の都度附くことにする

- 一 総会
- 二 室長会
- 三 役員会
- 四 懲罰委員会
- 五 部長会

総会は全会員をもつて構成する最高決議機関である

室長会は室長で構成する

役員会は会長、副会長、部長、幹事、書記、会計をもつて構成する

部長会は会長、副会長、部長、書記をもつて構成する

第十條
総会は役員会の議により又は会員の半数以上の要求があつた場合、会長が招集し議長はその都度出席全員中より選出する

第十一條
室長会、役員会、部長会は必要の都度会長が招集し、寮舎自治に必要な事務を相談する

第十二條
室長の任免及び室員の割当変更は略則条に定める役員会で決定する

室長の任務は別に定める

第十三條
会員に次の行為があつた場合は自治会懲罰委員会に附議して懲罰を命ずることがある

一 寮舎規則及び自治会規約に反し、違反したとき

2 総会申合事項に屢々違反したとき

3 会員としての体面を汚したとき

4 自治会に損害を与えたとき

第十四条 自治会懲罰委員会は第九条の役員会が兼ねることとする

第十五条 総会に役員の不信任案が可決されたときは役員は辞任しなければならない

第十六条 本会の円滑なる運営を図るため 毎月十円の会費を徴集する

第十七条 徴収した会費の収支明細は会計係がこれを保管し会員の要求があつた場合には何時でも之が閲覧に應じ 又年二回総会に於てその収支状況を報告しなければならぬ

第十八条 本規約の変更は会員の三分の二以上出席せる総会で議決を要する

第十九条 本規約に定めぬ諸事項については寮舎規則に準じて行う

第二十条 この規約は昭和二十七年三月六日改正実施する

才六条

自治会ハ別ニ定メル自治規約ニ従ツテ事項ヲ運営スル

才七条

会社ハ寮長及室長其ノ他寄宿舍生活自治ニ必要ナ役員ノ選任ニ干渉シナイ

才八条

自治会ノ役員ハ会社ノ就業時間外ニ其ノ職務ヲ行ハナケレバナヲナイ、但シ会社ヲ解ヲ得モノハ此ノ限りデハナイ

才九条

自治会会社ノ選紹会議ヲ設置シ運営ニ関シ協議スベキ事項ヲ審議スル

才三章 八 舍 及 退 舍

才十条

寄宿舍ニ入会ヲ希望スルモノハ会社ニ願ヒ出テ許可ヲ受ケナケレバナヲナイ、但シ基準法ニ定ムル

伝染病又ハ医師が集団生活ニ不適当ト認メタ者ハ入会ヲ許可シナイ

才二条

室ノ割当及室替ハ自治会が行フ、但シ必要アル場合ハ会社が意見ヲ述ベルコトガ出来る

才三条

伝染病疾病其ノ他医師が集団生活ニ不適当ト認メタモノハ入会ヲ拒絶シ退舍室替若ハ入院ヲ命ズル

コトガアル

才三条

従業員トシテノ身分ヲ失ツタモノ及退舍ヲ希望スルモノ並ニ才二条才五条ノ規定ニ該当スル者ハ別

ニ定メル書式ニヨリ自治会ヲ至テ会社ニ届出其ノ日ヨリ七日以内ニ退舍シナケレバナヲナイ

才四条

舍生ハ退舍ノ場合ニハ寮員其ノ他ノ貸用品ニ就テ管理者及自治会ノ奥檢ヲ受ケナケレバナヲナイ

才五条

屢々此ノ規則ニ違反スル者ハ自治会ノ議ヲ至テ退舍ヲサヘルコトガアル

才四章 日 課

才六条

起床、就寝、食事、外出時間等、決定ハ自治会ハ会社ト協議シテ行フ

才七条

舍生ノ起床時間ハ左ノ通りトスル

平日

休日

一、前番 午前三時五〇分

午前七時〇分

二、後番 八時〇分

全石

三、昼専 六時二〇分

全石

但シ季節ニヨリ変更スルコトカアル

又特殊勤務者ニハ適用シナイ

行但シ晝ハオ一七条ニ〇条ニ適用スル

オ八条

舍生ノ就業時間ハ左ノ通りトスル

平日

休日

一、前番 午後九時〇分

午後一時

二、後番 午後二時〇分

全石

三、昼専 一時〇分

全石

オ九条

舍生ノ食事時間ヲ左ノ通りトスル

朝

昼

夕

一、先番 午前四時三〇分

自一〇時〇分
至一一時五〇分

自四時三〇分
至五時〇分

二、後番 八時三〇分

自一〇時〇分
至一一時五〇分

自七時〇分
至八時〇分

三、昼専 七時三〇分

自前
至一一時五〇分

自五時〇分
至六時〇分

外出入左ノ時間ニ行フ

自前
至一一時五〇分

自五時〇分
至六時〇分

オ〇条

自午前七時 至午前九時

トスル

已ム得ナイ事由ニヨリ前項以外ノ時商ニ外出スル時ハ自治会ニ届出ナケレバナラナイ

オ二条 帰省 出張 旅行 其ノ他已ム得ナイ事由ニヨリ外泊スル場合ハ予メ出張帰省日時ヲ自治会ニ届出
ナケレバナラナイ

ナケレバナラナイ

オ三条 オ一 九条ニヨリ外出シ已ヲ得ナイ事由ニヨリ外泊シタ場合ハ帰省後速カニ其ノ事由ヲ自治会ニ届出
ナケレバナラナイ

ナケレバナラナイ

オ三条 舍生ハ病氣其他ノ事由ヨリ会社ヲ欠勤シヨウトスル時ハ就業規則ニヨル届出トハ別ニ予メ自治会ニ届出
ケレバナラナイ

ケレバナラナイ

オ四条 会社ハ必要ニ施シ前四条ニヨル届出ヲ自治会ニ対シテ通報ヲ求メルコトカアル

オ 五 章 行 事

オ五条 行事ハ全テ自治会ノ決定ニ基キ実施スル 但シコレカ運営並ニ予算ニ関シ会社ト協議スル別ニ会社

ハ舍生ノ安全衛生凡紀維持文化体育厚生等ノタメ行事ヲ行フ事カアル

オ六条 行事ノ実施ニ関シテハ舍生ハ進ンデ協力シナケレバナラナイ

オ七条 舍生ハ文化体育娯樂等ノタメニ会社ノ建物器具備品図書等ヲ利用スルコトが出来ル ソノ使用保存
ニツイテハ自治会ト会社カ協議スル

ニツイテハ自治会ト会社カ協議スル

オ 六 章 安 全 衛 生

オ八条 舍生ハ所定ノ場所以外デ火器ノ使用及喫煙シテハナラナイ

オ九条 舍生ハ火災其ノ他ノ災害ノ予防ニツイテ今ニ注意シ火災発生シタトキ及発生ノ危険アルトキハ直
ニ附近ノモノ及室長管理若ニ通知シ自ラハ避難ノ処置ヲ講ジナケレバナラナイ

ニ附近ノモノ及室長管理若ニ通知シ自ラハ避難ノ処置ヲ講ジナケレバナラナイ

オ三〇条 舍生ハ寄宿舎ノ清潔整頓ニ留意シ快適ナシ生活ヲ営メルヨウニ努力シナケレバナラナイ

オ三一条 舍生ハ互ニ休養シスル暇ヲ妨ゲル行為其ノ他他人ノ迷惑ニナルヨウナ行為ヲシテハナラナイ

オ三三系

舍生ハ異傷シタリ疾病ニカカツタ場合ハ速カニ自治会ヲ至テ管理者ニ届出デ適宜ノ処置ヲ受ケナケ
レバナラナイ

オ三三系

舍生ハ会社ノ実施スル健康診断消毒予防注射等進ンデ受ケナケレバナラナイ

オ三四系

舍生ハ温リニ採貝ソノ他ノ貸其品ヲ交換シテハナラナイ

オ三五系

舍生ハ此ノ外安全衛生ニ關スル法令並ニ会社ノ規定ヲ守ラナケレバナラナイ

オ七 章 寄 宿 舍 管 理

オ三六系

会社ハ労働基準法ヲ九六条ニ基キ寄宿舍管理ニ必要ノ措置ヲ講ズル

オ三七系

舍生ハ前条ニヨリ会社カトル措置ニ積極的ニ協力シナケレバナラナイ

オ三八系

舍生ハ建初器具備品貸其品等ヲ故意ニ破壊シタリ汚損改造シテハナラナイ

オ八 章 寄 宿 舍 管 理 者

オ三九系

会社ハ寄宿舍管理ノ為必要ナル保員ヲオク

オ四〇系

保員ハ寄宿舍ノ管理ニ当リ舍生ノ私的生活ニ干渉シナイ

但シ必要アルトキ自治会ト協議スルコトガアル

オ九 章 雜 則

オ四一系

舍生ハ共同ノ利益ヲ害スル場所時間ヲ除イテハ自由ニ面会スルコトが出来る

オ四二系

舍生ニ面会人アルトキハ管理者ニ届出デ所定ノ場所デ面会シナケレバナラナイ

オ四三系

面会人カ宿泊スル場合ハ管理者ノ許可ヲ得テ指定ガレタ場所ニ宿泊シナケレバナラナイ

オ四四系

面会人宿泊人ガ会社ノ食事ヲシタ場合ハ夫々所定ノ至費ヲ徴収スル

オ四五系

此ノ規則デキメテイナイ事項ヲ寄宿舍生若ニ必要ナ事項ハ会社ト協議ノ上決定スル

附 則

オ四六系
此ノ規則ノ変更ハ会社側が提案スルトキハ自治会ノ同意ヲ得テ行ヒ舍生ノ提議アルキハ寄宿舍会至ニ会社ノ承認ニ依ツテ行フ
此ノ規則ハ昭和二十三年五月一日ヨリ実施スル

第一章 總 則

第一条 この規約は女子寄宿舎の自治に關する事項を定める。

第二条 自治はお互の人格や個性を尊重し責任を重んじ自主独立精神により社会人として明るい楽しい生活を送ることを目的とする。

第三条 前条の目的を果す爲に寄宿舎の生活を十分理解し（お互がお互の方でお互の爲に）助け合い寄宿舎の生活が良くなるように工夫し努力しなければならない。

第二章 自治会が決定する事項

第四条 自治によつて行ふ主な事項は次の通りである。

一、寄宿舎規則及び自治規約に關することから

二、寄宿舎の運営予算及び費限の支給に關することから

三、日課や文化体育厚生などの行事に關する事項

四、寄宿舎の秩序の維持や会生の指導に關することから

五、安全衛生に關することから

六、入退社室の配置に關することから

七、建物の器具備品図書などの使用や保管に關することから

八、会生の衣飾整頓に關することから

九、その他寄宿舎生活に必要なことから

(44) 第五条 前条の中で会社と相決すべき必要な事項は連絡會議で決定する。自治会が必要な時は工場幹部及び原の業務を求め説明や意見を聞く事がある。

第三章 役員

第一節 役員の種類とその役目

第六条 自治を運営するため次の役員を置く

自治委員長	一名	司 務 員 長	三名	寮 長	五名
副 寮 長	十 名	評 議 員 各 寮	四名	室 長 各 室	一名
会 計	一 名	会 計 監 査	若干名		

第七条 役員の役目は次の通りである

一 自治委員長は全寮の代表し自治指導運営を行いお互にきめ合つて事に就いて業務の責任者となる

二 副自治委員長は自治委員長を扶け委員長の事故のある時代理をする

三 寮長はその属する寮の代表であると共に寮自治指導及び運営の責任者となる

四 副寮長 寮長を扶け寮長が事故のあつた時代理する

五 評議員 寮長副寮長と共に評議会に出席し其の寮の代表し大切な事を定める

六 室長はその室を代表し室員を指導する

七 会計は会計事務を処理する 監査は会計を監査する

第八条 役員は次の方法で選ぶ

一 室長 評議会でその部屋さめた方法で選ぶ

二 評議員 室長がお互ひに選ぶ

三 寮長 寮全員より選ぶ 副寮長は室長より選ぶ但し寮長副寮長に選ばれたものは評議員となる

四 自治委員長は全員のより選ぶ

又、副自治委員長は衆議の内より評議会を選ぶ

第九条

役員は六ヶ月間その役に就く事にする。但し六ヶ月の期間が終つて又選ばれた時は引續きその役に就く事が出来る。

第十条

役員に欠員が出来たときは評議会がその方法を補完する。その場合の任期は前役員の残りの期間である。

第十一条

役員は任期が満了しても後任者が定まる迄その役目を果たさなければならぬ。

第四章 評議会

第一節 評議会

第十二条

各寮毎に置きその寮だけに關係あることを運営する会で寮長が必ずな時に随時召集し全寮長が出席して構成される。

第二節 評議会

第十三条

全寮長の聯合的な自治運営を行う会で寄宿舎委員会に次いで大切な事を定める会である。評議会は自治委員長、副委員長、評議員で構成し自治委員長は必ずな時又評議員の三分の二以上の請求があった時にも委員長が召集する。評議会には専任委員長も出席する。

第三節 寄宿舎委員会

第十四条

評議員及び評議員で構成し自治について最も大切な事を定める会議である。毎年二回（半期各一回）委員長が召集する。評議会が必要を認め時にも委員長は臨時評議会を召集する。寄宿舎委員会は構成員の三分の二以上出席しなければ成立し互に代議員については評議会がその節度を守る。

第四節 委員長及び株主の方法

第十五条

会議の議長は原則として各々寮が、就任する。議長は副議長及び書記を定める事が出来る。

第二天条

秋次は出席した構成員の半数以上で定める。可否同数の時は議長が決定する。

第五節 代理 及び 議事録

第三七条

衆自治会へ議長が事故のため欠席する時は必ず代理を出席せねばならぬ。

第三八条

評議員が事故のため欠席する時はその際に出席する代理者に委任する事が出来る。その場合代理者は委任状を提出しなければならない。

第三九条

会議は必ず議事録を依り署名委員を若干人で行書の内容の正誤を調査する。金生に会議の内容を知らせるために議事録をきまつて場所に掲示する。

第六節 連絡 会 議

第四〇条

連絡会議は寄附金会社双方がある時に開く事とする

第四一条

連絡会議に出席する代表は委員長 副委員長外必要に於て委員長が決定する

第五章

自治当番 町 委員会並 趣味研究グループ

第一節 自治 当 番

第四二条

日常生活を運営するため自治当番を置く自治当番は各条より若干名輪番制で勤務する自治当番の勤務については別に定める。

第二節 町 町 委員会

第四三条

評議会がその必要を認めれば町は次の委員会をおく

行政 予算 委員会

文化 娯楽 委員会

食糧

配給

保健衛生

放 育

福利厚生

管理

9. 寄宿舍美化委員会

11. 凡 記

10. 定 金 委員会
12. 夜警懲罰

第四系

委員会は各寮より送られた若干名の委員で構成し、(町一名は常任委員とする) 夫々委員長一名副委員長一名を置く。
各委員の仕事は自治委員長とよく連絡して評議会を決定した事を行って、ヒリ又は委員会が寮生活をよくする為
に創意工夫研究調査し、その事を評議会に相談してから行ふ

第三節 寮長、打合、会

第五系

自治委員長は必要に於て寮長打合会を召集する

第四節 趣味研究のグループ

第六系

評議会が必要と認められた時は併行して歌の会、家事研究会、読書会などの会をおく事が出来る。

第六章 入退舎室 章

第七系

新に入舎する者の室割は自治委員長が寮長と相談して定める。新に入舎した者の生活指導は室長が中心となり室長が町政視察に行届いた時給を不安な気持ちを早くなくするようにお互が努める。

第八系

退社又は解雇された人が退舎する時は其の所を収めようとお互が挨拶を交し別れる退社を希望するものは室長を通じて寮長へ退舎届を提出する。

第九系

退舎する者は寮長との借用届を室長の検査をうけてから管理係更へ返納しなければならぬ。

第十系

有別な事情があり室費を要する時は寮自治会がこれを定める。室費が全寮宿舎に及ぶときは評議会が之を定める。

第七章 草 日 課

第三系

寄宿舍規則の日課時間は守らなければならぬ。

第三系

就寝時には消灯し止むを得ない事情で点燈を必要とする時は室長に届出で候衆室を使用する。

第三系

食事は会社の食堂で摂り時刻な場合は持ち帰り時間外に摂ることが出来る。食事後の飯台の整理は使つて者が行う。

第四系

調理室、ミレン室は別に時間中に使用する事が出来る。

第五系

寄宿舎規則で定められた時間以外の外出行為と帰舎する時刻を室長に届出してから行う。就寝時までには帰舎してはいない者があつた時室長はどりの氏名を自治会番へ届出る。

第六系

帰省外泊旅行出張などで外泊する時は室長を通じて保長へ連絡し帰舎した時は室長へ届出る。病気などの他の事情で出勤遅刻する時は室長は出勤表に記入して自治会番に連絡する。

第八章 行事

第八系

行事は評議会で決定してから行う。会生は行事には進んで協力し時に集合時間を守る。

第九系

会生は文化体育厚生娯楽などのため会社の建物用品図書を使用する場合は会社と協議した範囲で派へ届出してから自由に利用する事が出来る。

第九章 文 章 清 潔 整 頓

第十系

毎月一回寄宿舎美化日を定め一回は寮内一回は寮外を清掃する。日は毎月自治会で定める。清掃担当区域は別に定める。

第十一系

寄宿舎内外の清掃及び規則にきめて室内整理などは室長が中心となり室員がお互い力を合せて行う。

第十二系 第一の章 火 災 予 防

第十三系

定められた場所以外で火気の使用及び喫煙は禁止する。

冬期間の炬燵に使用する電熱は出勤、不在、就寝時は必ず刃削する。

第十四系

非常バケツにいつちも水を入れたきつておける場所を置き手押ボンブアやホースの位置や使い方は全員がよく知つておかなければならない。必要な時は訓練する事が出来る。

第四條 貴重品（財物や時計など）は事々所へ保管する。

第五條 火災や盗難を予防する爲に必要があつた時、当番をおくことがある。

第六條 事故が起さば、所長に申し出て、保買へ連絡して、全員の力を合せて解決に努力しなければならぬ。

ない。

第七條 非常な災害が起さば、時は緊急、所長の指示に従ひ、沉着冷静に安全な場所に避難し、指導者と連絡をとりあへる。

うにする。

第一章 保健衛生 休養

第八條 会社と協議して、きつて健康診断レントゲン透視予防注射消毒は全員が行う。

第九條 寝食は度々洗濯日光消毒を励行し、又他人のものとは交換しない。

第十條 新築で欠損する時は速かに診断を受け、医師の指示に従う。

第二章 管理

第十一條 備品・借用品は、おぼりに指示されている場所以外に貸出してはならぬ。

第十二條 建物・備品・借用品は、大切に取扱ひ、破損した時は速かに保買へ届出なければならぬ。保買は管理上必要とときは検査することがある。

第三章 表彰懲罰

第十三條 自治会に功勞があつたものは、表彰委員会の見解をきいて評議会で表彰する。

第十四條 度々寄附金規則自治会規程其の他評議会で決定した事項に違反し、衆生として不適当なものは懲罰委員会の見解をきいて退会せしめる事がある。

第十五條 会費を滞りなく納付する事がある。

第四章 自治業務

第十六條 自治業務を行う上、必要の必要を保買をおく事がある。保買は委員長の指示に従ひ、事務を処理する。

第一五章 雑 則

第五六条

面会は必ず指定された場所で行う。

第五七条

面会人が宿泊を希望する場合、係人へ届出を指示される場所で宿泊しなければならない。

第五八条

面会人の食事は指示された所に行う事とする。

第五九条

この規約で定めてない事で、寄宿舍生活に必要な事項は評議会の上で決定する。

第一六章 附 則

第六十条

この規約を変更するときは評議会が行い、変更になったところは全頁に知らせなければならない。

第六十一条

この規約は昭和五年三月二十六日より実施する。

〇〇紡績工場寄宿舎規則

第一章 総則

第一條 本規則は寄宿舎生活の自治精神に則り〇〇紡績株式会社〇〇工場〇〇寮に關する事項を規定する。

第二條 本規則に於て寮生とは〇〇紡績株式会社〇〇工場の従業員にして本十條に定める手續を経て寄宿舎に居住する者を言う。

第三條 会社及寮生はこの規則を仰り寄宿生活の風紀秩序を維持して生活の向上人格の陶冶を圖らなければならない。

第四條

第五條

第六條

第二章 自治

第七條

第八條

第九條 自治委員会は寮生の選出する委員をもつて構成し寄宿生活に必要な事項について審議する。

第十條

第十一條

第十二條 自治委員会は寮生の選出する委員をもつて構成し寄宿生活に必要な事項について審議する。

第十三條

第十四條 自治委員会は寮生の選出する委員をもつて構成し寄宿生活に必要な事項について審議する。

第十五條

第三章 寮 退 寮

第十六條

第十七條 寄宿舎に入舎を希望するものは会社に願ひ出て許可を得なければならぬ。

第十一條 寮には敷居等の他必要に依り備品を備へする。
第十二條 第四條の規定により退寮を命ぜられ又は従業員としての身分を失つた場合は一週間以内に退寮し

第十三條

なければならぬ

退寮を希望する者は会社に届出之退寮をしなければならぬ。

退寮の機会候其の他備品を返却しなければならぬ。

第四章 日 課

第十四條

寮宿舎の日課を左の如く定める

一 起床及び就寝

起床 前番 午前四時二十分

後番 午前八時

重番 午前八時

就寝 前番 午前八時二十分

後番 午後十二時

重番 午後十時

二 外出及び外泊

イ 外出

外出は外出時宿内に於て自前に行うことが出来る

但し帰着時同は午後十時三十分までとす

ロ 外泊

外泊せんとする者は外泊先とその期間を寄附寮に連絡しなければならぬ

但し休日を利用して外泊する場合はこの限りでないが必ず出勤までに帰寮しなければならぬ

3. 面会

寮生は面会の場合所定の面会室で面接しなければならない

但し就業中の者は取場適當者に連絡しその許可を得なければならぬ

4. 外來者の宿泊

父兄其の他外來者が宿泊を必要とする場合は寄宿係の了解を得て所定の場所に宿泊しなければならぬ

ばならない

5. 食事

食事は食堂内に於て所定の規律、礼儀を守り公衆に迷惑を及ぼさない様に行う

食事時間を左の如く定める

普通 通 日

前番

朝食 七時三十分より八時十五分

昼食 一時四十五分より二時十五分

夕食 六時四十五分より七時十五分

後番

朝食 八時三十分より九時〇〇分

昼食 一時〇〇分より一時四十五分

夕食 七時十五分より八時〇〇分

晝番

朝食 七時〇〇分より七時三十分

昼食 十二時〇〇分より一時四十分

休日

夕食 四時三十分より五時〇〇分

朝食 七時〇〇分より九時〇〇分

昼食 十二時〇〇分より一時〇〇分

夕食 四時三十分より五時三十分

入浴

浴室は常に清潔に保ち他人に迷惑を及ぼす様な行爲をしてはならない
但し入浴日は毎日にして入浴時間等を左の如く定める

前番 午後六時四十分―八時二十分

後番 午後十時三十分―十二時

書番 午後六時四十分―九時

第五章 行 事

第十五条 寄附金の行事計画並に運送は会社と連絡の上会社及東主協力して之を行う

第十六条 寄附金の行事には之が明瞭なる生形を維持する目的をもつて全費こぞつて協力する。

第六章 安全衛生

第十七条 養生は火災予防に注意し所定以外の場所では火器を使用してはならない

第十八条 養生は負傷又は罹病の場合には必ず早急に届出て診療を受けなければならない

第十九条 養生はたかひに正しい眠休養を妨害する様な行爲をしてはならない

特に消燈は確実之を實施し消燈後の仕事は所定の部屋に於て行うものとす

第二十条 養生は前三条の外安全衛生に關する法令並に会社の規定を守らなければならない

第七 章 屋 庄

第三十一条 寮庄は建初、施設、備品を破かい、汚損、改修しなくてはならぬ。

第三十二条 寮庄は会社の定める寮庄施設は許可を得て使用することか出来る。

第八 章 耕 則

第三十三条 この規則に定めのない事項や寄宿生活に必要なことは連絡会議に於て協議する

第九 章 附 則

第三十四条 本規則の改廃については連絡会議にて協議する。

第三十五条 本規則は昭和二十六年八月一日より実施する

二.〇〇 自治会規約

綱 領、私達は寄宿舍の民主化を図り健全にして明朗なる自治性を確立して文化日本を背負うに恥かしから

ぬ女性となるべく努めます。

私達は基本的人権尊重の意義を体得し品位のみな養体育の向上相互啓発を目的として友情を基とする秩序ある団体生活を営む様努力します。

私達は寄宿舍共同福利の増進保持に努めます。

第一章 総 則

第一条 本自治会は〇〇紡績株式会社〇〇工場〇〇寮自治会と言います。

第二条 自治会は綱領を遂行することを以て目的とします。

第三条 自治会は〇〇寮に居住する人を以て組織します。

第二章 事 業

第四条 自治会は会員の自治生活一切の事項を協賛し之を執行推進するものであります。

其の主な事項は

一、寄宿舍規則並びに自治会規約に関する事

二、自治会予算に関する事。

三、自治会員の公送に関する事

四、起筆、容儀其の他規律風紀に関する事

五、月別行事日程に関する事

- 六、体育、文化教養、趣味娯楽に肉すること。
 - 七、安全衛生に關する事。
 - 八、備付物岳の管理に關すること。
- 九、其の他必要と認める事項。

第三 章 後 顧

第五 条

自治会には左の役員を置き、役員の公選を原則とします。

会長 一名 副会長 二名 専門部長 三名 常任委員 若干名

委員 若干名 会計 一名 書記 三名

会長は会員の無記名投票で選出します。

副会長は会員の無記名投票で選出します。

但し選挙区は会長の未だ番を除き各々一名とします。

委員は各案一名宛とし、番別に会員の無記名投票によつて選出します。

常任委員は案毎に一名とし、各番別の委員の互選とします。

専門部長は常任委員の中より委員会で選出します。

会計書記は委員会で選出します。

當選は高點順とし、同点数の場合は決選投票に依つて決めます。

再選同数の場合は抽選とします。

選挙権は入会三ヶ月以上の会費を収め候補者は満十八才以上の入会後一ヶ年以上の会費とします。

第九条

会長は自治会を代表して自治業務に関する事を総務とします。

副会長は各々所屬する番の自治業務を擔当し会長の事がある時は代理します。

専門部長は各専門部の業務を行います。

専任委員は自治委員会の決議又は緊急事項を執行します。又各審判の自治に関する事を行います。

委員は会員の総意を代表して自治運営の基盤的役割を果すものです。

会計は会計業務を擔当します。

書記は試事録及び会費名簿を記録します。

第十条

役員の任期は半ヶ年とし毎年四月十日に改選します。

役員缺員の場合は直ちに補充します。

補充された役員の期間は前任者の残任期間とします。

第四章 組織

第十一条

自治会には次の機関を置きます。

- 一、自治大会
- 一、委員会
- 一、常任委員会
- 一、専門委員会
- 一、連絡会

第十二条

大会は自治会の最高決議機関であつて自治会員三分の二以上の出席で構成一年二回開く事を原則とします。

但し委員会及び自治会員三分の二以上が必要と認めた場合は会長が臨時に大会を招集する事が出来ず。

第十条 自治委員会は大会に次ぐ決議機関で毎月一回以上会長が招集し正副会長及び委員を以て構成し委員及び各専門部の提案その他必要なる事項を審議します。

第十一条 常任委員会は執行機関にして正副会長及び専門部長、常任委員を以て構成し必要に應じ会長が招集し委員会の決議又は緊急事項を執行します。

但緊急事項については次回委員会に報告し承認を得る必要があります。

第十二条 専門部委員会は専門部長と専門部委員を以て構成し月一回以上専門部長が招集します。専門部委員会は天々左の事項を聴当します。

一、文化部 文化教育振興に関する事項

二、厚生部 寮の営繕厚生及び衛生施設一般に関する事項

三、生活部 秩序、風紀、食事、寝具及び諸調査に関する事項

第十三条 連合会試は原則として月一回以上持ち合社会勤労係と自治会代表者を以て構成し寄附自治の運営に関して両者より大々提案された事項について審議決定します。

第五章 義 務

第十四条 自治大会又は委員会に於て決議決定した事項については委員は責任を荷つて履行しなければならぬ。

第十五条 自治会員は自治運営のために毎月会費を納めなければならぬ。

第六章 入会及び退会

第十六条

入会手續きは五日以内に番頭を経て会長に提出します。

第十七条

本自治会より退会するものは予めその理由を記入し毎月十五日までに番頭を経て会長に提出します。

第七章 賞 罰

第十八条

寄宿舍自治生活に於て特別功勞のあつた会員には自治番頭会を協評の上表彰することがあります。

第十九条

本規約に著しく違反した会員には自治委員会の決議により退寮を命ずることがあります。

第八章 会 計

第二十条

自治会の収入は会費臨時会費寄附金その他とします。納入した会費は返しません。

第二十一条

本会の会計期間は次の通りです。

四月一日	——	十月三十一日
十一月一日	——	三月三十一日

收支決算書は大会で公表し承認を假なければなりません。

附 則

第廿二条

本自治会規約は自治大会の三分の二以上の同意によりて改正することが出来る。

第廿三条

本自治会規約は昭和二十七年三月十五日より実施します。

本自治会規約は昭和二十七年三月十五日より改訂同日より実施します。

病院寄宿舍規則及自治会規約

国立〇〇病院看護婦寄宿舍規則

第一條 国立〇〇病院に勤務する看護婦、看護婦生徒は原則として病院附屬の寄宿舍に居住しなければならない。

但し看護婦は院長の許可を得て〇〇市内或は其の近郊の自分の家へ父母、実兄、実姉等の住居へ又は確實な親戚等の宅から通勤してもよい。

第二條 看護婦は其の職業に極めて専心ものである事を常に念頭に置き人格の修養に努め其の使命を完了するよう心掛けねばならぬ。

此の修養の爲に寄宿舍に自治制を敷き、全寮生に合議の上生活の秩序に關する規律を制定される。

本規則の第五條及び第六條は、看護婦が合議して決定した所である。

第三條 病院長は寮生の中から寄宿舍主任看護婦を任命する。此の主任看護婦は全寮生から自治制の役員に選挙されても差し支えない。

第四條 前條の主任看護婦は、全寮生の生活上の世話（転入転出、食費計算等）寄宿舍の物品會計の業務、建設物及び設備の管理其の他院長の指令する事務を担任する。

第五條 寮内に於ける起床時間を左の通り定める。

四月一日から十月三十一日 まで 午前六時

十一月一日から三月三十一日 まで 午前七時

第六條 寮に於ける門限を午後一時迄とする。

外出へ外出に際しては行先を明かにし、都合により門限時刻までに帰寮能わざるときは其の旨前以つて口頭、或は電話を以つて寮長に届出るものとする。

第七條 病院長は寮の自治制役員の承諾を求めて、病院に勤務する婦人或は本病院に密接な関係のある婦人を、寄宿舎に宿泊させる事がある。但し此の際、其の婦人は此の規則及び自治寮々則を遵守しなければならぬ。

男子の宿泊は絶対に禁止される。

第八條 此の規則の変更は病院長と全寮生又は寮の自治制役員と合議の上で行われる。

附 則

一、此の規則は昭和二十三年三月三十一日から実施される。

二、此の規則の適用には、いつも全寮生で制定された自治寮々則が参考されねばならぬ。

〇〇〇自治寮々則

(国立〇〇病院看護婦寄宿舎々則)

第一章 総 則

第一條 国立〇〇病院看護婦寄宿舎を〇〇〇寮と名づけて、寮生の合議によつて全寮生の生活を律する自治寮とする。

第二條 本寮々生は国立〇〇病院に現に勤務する看護婦を以つてする。

第三條 本寮生活は寮生相互の親睦と人格の陶冶、文化の向上、福祉の増進を計り以つて共同生活の向上を期するものとする。

第四條 學生は団体生活の一員である事を自覺し、礼儀を正しくし、學生としての一切の行爲に對して充分の責任を持つこと。

第五條 起居外出、外泊等については國立〇〇病院寄宿舎規則第五及び第六によるものとする。

但し右の兩條は、學生一同合議、決定して國立〇〇病院長が制定する寄宿舎々則に加入を乞つて、許容されたものである。

第三章 役員

第六條 本寮には左の役員を置く。

寮長一名、副寮長一名、委員五名、室長各室一名。

第七條 寮長は全寮を代表し、寮務を総理する。副寮長は寮長を補佐し寮長事故ありたる場合は職務を代行する。

委員は寮務を掌理する。

第八條 役員は任期は一ヶ年とする。

第九條 役員は行爲が役員たるの品位を著しく毀損したる時は役員會議を以つて寮長との役員を解任することとなる。

第十條 役員任期中に已むなき事情あり、辞任申出たる場合は役員會議を終て寮長は之を認可する。

第十一條 寮長、副寮長、委員は總會に於て選舉する。室長は各室にて選出する。

第十二條 本寮には顧問を置く事となる。

第四章 會議

第十三條 會議は總會と役員會との二種とする。

第十四條 總會は定時總會と臨時總會とする。

定時総会は毎年二回、寮長之を招集する。

臨時総会は寮生の三分の二以上の請求ありたる場合及び役員会の要請ありたる場合に開催する。

第十四條 役員会は前日までに議題を寮長に申入れ、寮長は之を全寮生に告示する。

第十五條 総会は全寮生の三分の二以上の出席を得て成立し、役員会は役員会の三分の二以上の出席を得て成立する。

第十六條 決議は過半数の賛成による。議決の結果は寮長全寮生に告示する。会議により定められたる事は最高決議事項として全寮生が之を遵守しなければならぬ。

第五章 雜則

第十七條 金費は毎月二の円とする。但し委員会に於て必要と認めたる場合は臨時徴集する事がある。

第十八條 寮生にして、寮生活の秩序を紊す行動ありたる場合は役員会議により適當な処置を講ずるものとする。

第十九條 寮生にして他の模範たるべき行爲ありたる場合は之を表彰する。

第二十條 通勤看護婦は起居、外出、外泊を除き他は本則に基づいて律せらるるものとする。

附則

第二十一條 本寮則の改正は、寮生の發議により総会の議決を以つてする。

第二十二條 本寮則は昭和二十三年三月三十一日より施行する。

公立〇〇病院寄宿舎規則

第一條 本寄宿舎の看護婦並に生徒は左記事項の伸張向上につとむると共に和寮の權に自治共同の生活をいたしませう。

一、自治の精神昂揚

自分の責任に於て自らの生活を立てる事を處理する様な自治自立の精神をたぐむること。

二、相互扶助の精神昂揚

和合諸東を固くし親睦融和を図り其互に他の長所を採り短所を採り短所を補い其爲共榮の實をあげること。

三、看護婦の使命自覚

職務の重大性を自覚し温和懇切を旨とし敏速忠實に其本分を完うする様つとむること。

可、情操の陶冶と知識技能の修養練習。

其効切砥固新の修養に志し人格の向上に力むること。

才二、本寄宿舍の看護婦並びに生徒は此を合せて秩序正しき生活をすると共に次の規則を守り其団体生活の主旨に副う様力めましよう。

才三、起床
自四月 午前五時
至十月 至十一月 午前六時

才四、就寝
自四月 午後九時三十分
至十月 至十一月 午前十時

才五、消燈時間 午後十時

才六、外出、場所、時間、用件を会監に申し出て外出すること。

才七、外泊、所定の外泊誌に記載し会監に申出ること。

帰舎の際は其の旨報告すること。

(138)
才八、室内生活

一、各室に室長を置き秩序統制をはかる。
室長は各室に於て互選する。

二、午後九時五十分合座は寄宿舎各室を巡視し室長より人員の報告を受ける。随時合座は各室を巡視する。

三、礼儀を守り品行を慎み、特に冗談に關しては注意すること、言動については鄭重靜肅を旨とし喧噪にわたらぬこと、廊下を疾走せぬこと、各自所持品の整理整頓に留意すること、戸締を嚴重にし盜難の予防に注意すること。

才九 食事

一、朝七時、昼食十二時、夕食午後五時。

二、共同自炊とし炊事当番三名づつ一通間(日曜・土曜)交替にて炊事にあたる。当番は食堂の清掃・流し場炊事用具の清潔整頓にあたる。食糧調味料等倉庫の保管に当る。

三、食器は各自洗つて所定の場所に置くこと。

才十 衛生

一、室内及び廊下は各室に於て分担して清掃する。

二、舍外は毎日各室順次交替して清掃する。

(掃除当番札を順次廻送する)

三、入浴、午後四時三十分より八時まで。

入浴上の諸注意を守ること。

四、洗濯、衣服私服靴帽は常によく洗濯して清潔を旨とすること。

五、換気、窓の開閉に注意し通風採光に気をつけること。

才十一 火の用心

常に火災に対しては細心の注意を払うは勿論、万一失火等の災害発生の際は直ちに事務当直に急報すること共に沉着よく消火、避難、搬出、救護等にあたること。

才十二 行事

一、至誠会、毎月一回全員相会し、國家社会の時事問題、知徳修養談、種々の伝達事項、希望事項、実践事項、等を取扱い親しく懇談し相互向上改善をはかる。

二、講習会、講師を聘し知徳の修養をはかる。

三、遠足、旅行

四、裁縫、専任の教師を聘し月火水木の四日午後六時より九時まで稽古する。

五、生花、毎週、金曜日教師を招き実習する。

昭和二三年三月一日定む。

私立〇〇病院

才一章 総則

才一條 一の寄宿舍規則は〇〇市私立〇〇病院寄宿舍使用に関する事項を定める。

才二條 〇〇病院寄宿舍を使用し得るものは〇〇病院看護婦を必助産婦でなければならぬ。

才三條 寄宿舍を使用するものは二の規則を誠実に守り互に人格を尊重し公民として各々その責任を果し和樂の家庭をなす様努めなければならぬ。

才二章 起居及び行事

四 條 寮長は寮生の過半数で選任し院長の承認を得たる長の命ずる所を行事に従わなければならない。

但し寮長の任期は一ヶ年とする。

五 條 寮長及び副寮長は寮生全員の選挙又は推薦により之を定める。

六 條 寮長及び副寮長は看護婦の自治生活の向上と秩序ある生活をする様努めなければならない。

七 條 起居、就寝の時刻は左の通りとする。

(イ) 自四月一日 午前六時起床
至十月三十一日

自十一月一日 午前六時三十分起床
至三月三十一日

(ロ) 就寝及び消燈は午後一〇時とするも特別必要なる場合は点燈する。

八 條 入浴は一週二回へ水曜日 土曜日とし時刻は左の通りとする。

午後 六時—九時迄

九 條 外出は左の通りとする。

(イ) 平日、急用に限り外出を認める。

(ロ) 休日、自由とする。

十 條 外出の際は外出証に記入し寮長又は室長に申し出る事。外出は出来るだけ二人以上とし特別

の場合以外は単独外出をさける事。外出は如何なる場合と謂ふ午後一〇時以後はせざる事。特に男

性同直の場合は注意する事(一人のために全寮生に迷惑をすることあり)

寮長室長は全責任を持つて寮生の指導に努める事。

十一 條 帰省の際は院長及び事務長へ不在の際は其の代理者への許可を受け寮長の承認を受ける事。

内親以外の男性は寄宿舍内にて面会せざる事。特別の場合は寮長又は室長の許可を受ける事（住所、氏名、年令、面会時間を記入しおく事）如何なる場合と謂ども午後九時三〇分を越えざる事（就寝の都合あり）

近親者が宿泊する場合に住所氏名、腕柄を記入し予め寮長及び室長の許可を受ける事。

才十二條 寮生の食事は看護婦食堂に於いてする。

食事は原則として定められた時間に行わなければならない。

才十三條 日課は左の通り定める。

(イ)	起	床	六時三〇分
(ロ)	清	掃	洗面 六時三〇分—八時
(ハ)	朝	食	午前八時—九時
(ニ)	勤	務	九時
(ホ)	昼	食	午後〇時—午後一時迄
(ヘ)	勤	務	午後一時—午後五時迄
(ト)	夕	食	午後五時—午後六時迄
(ナ)	入	浴	才八條の規定に拠る。
(リ)	就	寝	才七條の規定に拠る。
(ヌ)	学	課	毎週月、木、看護婦教育 午後七時—一〇時迄 毎週火曜日、助産婦教育

(141) 第十四條 寄宿舍に於ける生活何れを計るため毎月一日自治会へ財産婦会へを調催する外隨時申し合せにより座談会を開催する

第三章 資金及び衛生

第十五條 養生は火災の取扱に注意し火災予防に資金を期せなければならぬ。
第十六條 養生は火災の取扱に注意し火災予防に資金を期せなければならぬ。
第十七條 養生は火災の取扱に注意し火災予防に資金を期せなければならぬ。

第十八條 養生は火災の取扱に注意し火災予防に資金を期せなければならぬ。
ある。

第四章 建築物の管理

第十九條 養生は常時使用する建物及び備付物品を尊重保護し破損紛失等のない採取扱わなければならぬ。
い。

〇〇農業会病院看護婦規則

第一章 総則

昭和二十五年一月

第一條 本院看護婦立心に見習看護婦は之を寄宿舍内に收容す。

第二條 寄宿内の事に關しては使用者の監督を受ける事なく純て自治に依る。

第三條 寄宿舍に居住するものは本規則を誠意を以て遵守する。

第四條 会内には会長副会長各一名を置き各課毎に室長を置く。

五 條 会長、副会長は全員の互選に依り選任す。
六 條 会長は左の事項を掌理する。

一、 会内居住者の指導取締り

二、 建物及び会内備付物品の整理保管

三、 一般諸事項の伝達

四、 会内の風紀衛生

七 條 副会長は会長を補佐し、会長事故ありたる時は其の業務を代行す。

八 條 会長は毎日寄宿日誌を記し管理者に提示する。

九 條 会内居室の人員配置は会長之を行ふ。但し、宿会にて同意を得る。

十 條 行事に因する事項

一、 毎週 水曜日、看護婦宿会を開く。但し、急用有りたる時は臨時常会を開く。

二、 起床 四月一日 十月三十一日 六時
十一月一日 三月三十一日 六時三十分

三、 朝食 四月一日 十月三十一日 六時三十分
十一月一日 三月三十一日 七時

四、 昼食 四月一日 十月三十一日 正午
十一月一日 三月三十一日 正午十一時

五、 夕食 四月一日 三月三十一日 五時
十一月一日 三月三十一日 四時三十分

5. 就寝

四月一日	十月三十一日
十一月一日	三月三十一日

大時

6. 消燈

四月一日	十月三十一日
十一月一日	三月三十一日

十時

才十一條 外出及び外泊に關する事項、

一、 舍内居住者の外出及び外泊は左の名号に依る。

1. 時間外に於いて業務に支障なき限り、自由とするが外出にありては外出証、外泊にありては外泊願(届)に所掌の事項を記入する。

2. 帰舍後は必ず舍長に連絡する。

才十二條 舍内居住者は總て左の名号を遵守する。

一、 言語動作を慎み各自静肅を守り他人の勉強休養を妨げ又風紀を紊す様な行爲があつてはならない。

二、 衣服日用品其の他所持品は質素節約を守り奢侈虚飾にならぬ様に各自肅する。

三、 常に礼儀を正しく容儀を重んじ親愛を旨とし、苟も情忌軋轢の行爲があつてはならない。

四、 身体被服を清潔にして、暴飲暴食を慎み各自健康保全に注意する。

五、 梳髪洗面洗濯乾燥等は必ず所定の場所に於いて行う。

六、 舍内居住者の間に於いて金銀物品等の質物はお互に之を慎しむ。

七、 衣類及び諸物品は常に整頓し、私用品貸与品には、各自の姓名を必ず附記し、他人のものと混同しない様にする。

八、 履物傘類等の手入は舍外に於いてこれを行う。

九、 食事は兩足静養中の着を除き必ず食堂にて所定の時間に行う。但し、勤務其の他止むを得ない場

合は此の限りでない。

十、許可なくして金内備付の物品を金外に持ち出し、又は定位置を動かしてはならない。

十一、就寝時間後雑談又は大声を発し他人の就寝を妨げてはならない。

十二、私服で病室に立寄る事を避け必ず看護衣を着用する。

第十三條 来訪者等宿舍に宿泊を願出たる時は金長に於いて事情止むを得ないと認めた場合之を許すことあり。但し男子来訪者は原則として金内に入出入する事を認めず。

第二章 炊 事

第十四條 金内炊事は左の各号に依り之を行ふ。

一、炊事は共同炊事にし、通番二、炊事婦一名を以つて之に當る。

二、炊事勤務者の欠員或は業務の繁忙時に依り、一時的な援を必要とする時は金長に於いて適宜な援者を指名することがある。

三、炊事に必要なる原料は炊事担当者に於いて購入請求し請求書を頭担当者に提出する。此の場合特殊なもの購入については予め炊事担当者に連絡する。

四、炊事器具の破損修理購入等の場合は炊事担当者に申し出る。

五、炊事備付の容器は無断で炊事場へ食堂より外へ持ち出してはならない。但し必要なる場合は炊事勤務者に申し出て用済み後返に返納する。

六、炊事に關する会計は担当者之を処理し、其の收支計算書及び証憑書類を整備保管する。

七、会計報告は月末常会に之を行ふ。

第三章 保 険 衛 生

第十五條 金内居住者は保健を重んじ概ね三ヶ月に一回の細密身体検査、毎月一回普通診断を行ふ。

才十六條 居住者、疾病の疑似者の金内立入りを禁ずる。

才十七條 酷熱及び其の他伝染病同疑似者の金内立入りを禁ずる。

才十八條 金内外の清潔保持のため指定の容器外に紙屑塵芥略炭等を投棄し、又は吐いてはならない。

才十九條 金内外の清潔は居住者全員で之を行ふ。

才二十條 入浴は一週二・三四回（季節に依り変更）とし入浴時間は一別に之を定む。入浴者は時間の履行静

粛節水などを厳守する。

第四章 火災予防

才二十一條 金内居住者は火気の取扱に細心の注意を払い殊に各号を遵守する。

一、炬燵及び火鉢等を使用する時は完全なる器具を危険なき場所を選び使用中は常に注意し、使用後は必ず火気の消滅を與にす事。

二、炬燵の使用時間を厳守し、使用後の残火は安全な場所に於いて消火し消滅を確める。

三、炬燵の使用は常に注意し、不備不完なる箇所を発見した時は使用を停止すると共に速に金長に申

出指示を受ける。

四、ロースクの使用は停電及び電燈故障の際に不得已時に使用し他に引火しない様に注意する。

五、火災盗難の予防にはお互に注意し事故発見の時は危機の処置を取ると共に金長に届出管理者に提出する。

才二十二條 本規則に違背し、若しくは辱々訓戒を受けるも尚改悛しないものは懲戒処分に対することである。

〇〇病院看護婦寮規則

看護婦寮内ニ於ケル規則ヲ定メ各員之ニ遵守スルコトナク寮自治生活ノ昂揚ニ努メルコト

一 看護婦寮ニハ寮長、其ノ他寮生活ノ自治ニ必要ナル役員ヲ置ク

一 寮長、其ノ他ノ役員ハ寮生活者ノ選挙ニヨリ定メ其ノ期間ハ寮長ハ一ヶ年、役員ハ六ヶ月トス

才一章 起床就寝外出外泊

才一條 起床 午前五時三十分

才二條 消燈就牀 午後十時

才三條 休日外出の時限は午前六時ヨリ午後九時迄トス

但シ止ムヲ得ザル事情ニ依リ臨時又は延刻外出ヲ要スル時ハ届出テ期間外々出禁ニ記入スルコト

才四條 外泊ヲ必要トスルトモハ其ノ旨届出、外泊禁ニ記入スルコト

才五條 外出ノ際ハ名札ヲ朱書面ニ代工置クコト

才六條 面会ハ午前六時ヨリ午後七時迄

面会ハ指定ノ場所ニテ行ハ特ニ居室面会ヲ必要トスルトモハ許可ヲ得ルコト

才二章 行 事

才七條 毎月一回ノ集会ヲ行ウコト(才三週水曜日トス)

才八條 寮宛書ノ小使、雜仕婦ヲ私用ノ為メ使役セヌコト

才三章 食 事

才九條 朝食 午前六時十五分ヨリ八時迄

昼食 午前十一時ヨリ午後一時迄

夕 食 午後四時三十分ヨリ六時迄

才四章 安全及び衛生

才十 條 健康ニ留意シ異常アル場合ハ早期ニ診断ヲ受ケルコト

才十一 條 食堂及び調理室ハ常ニ清潔ヲ保テ特ニ残飯類ノ処理ヲ充分ニシ蠅等ノ発生撲滅ヲ因リ伝染病ヲ

防ニ努メルコト

才十三 條 食器消毒ハ必ず毎回行ウコト

才十三 條 調理室ニハ必ず消毒薬ヲ備エ手指ノ消毒ヲ行ウコト

才十四 條 食事ハ休養以外ハ必ず食堂テ行ウコト

才十五 條 入浴日ハ毎週水曜日、日曜日午前八時ヨリ午後七時迄

才十六 條 寮内外ハ常ニ清潔ヲ保テ毎日起来後窓ヲ開放シ掃除ヲ行ウコト

才十七 條 臭ハナルバク度々快晴ノ日ニ日光曝干ラナスコト

才十八 條 痰唾ハ必ず所定ノ場所ニ吐クコト

才十九 條 被服寝具等ノ洗濯、乾燥及び洗髪ハ一定ノ場所ニ於テ行ウコト

才二十 條 洗面所、手洗所ハ常ニ清潔ヲ保ソコト

才五章 建設物及び設備ノ管理

才二十一 條 許可ナクシテ備付物品ヲ寮外又ハ他寮ニ移動セヌコト

才二十二 條 水道、瓦斯、電気ヲ節約シ特ニ火災ヲ防ニ注意スルコト

才二十三 條 火竈ヲ嚴重ニシ盜難ヲ防ニ努メルコト

規則

宿泊者へ同方会ヲ利用スルハ可ナルコト
但禁宿泊ヲ必要トスル時ハ寮長ノ許可ヲ得ルコト

〇〇中央病院看護婦寄宿舍自治会（〇〇〇〇会）会則

第一条 本会は〇〇中央病院看護婦寄宿舍自治会（〇〇〇〇会）と称す。

第二条 本会の目的は思想宗教を超越したる愛の奉仕に基く看護、精神の美しき発現を理想とし会員相互の親睦を図り各自規律を正して資質の向上に努め看護の重要性の認識を高めて明朗なる寮生活を築くにある。

第三条 本会は内勤看護婦（寮に居住する）全員を以て構成し会の業務一切を自治運営する。

第四条 本会は左の役員を置く。

会長 一名、副会長 二名、合計三名、自治委員十五名

選挙方法は全会員の投票により自治委員を選出し会長、副会長、会計（兼書記）は自治委員之を互選決定し其の任期は一年とす。

第五条 役員の仕事左の如し。

（一） 会長は本会を代表し会議の際は議長をつとめ一切の会務を遂行する。

（二） 副会長は会長を補佐し会長欠席せる時の代理として会長の任務を代行する。

（三） 会計は一切の基金の収入支出を正確に記帳し其の会計は総会の際之を発表し且又書記の任務を兼ねるものとする。

（四） 自治委員は本会の総べての自治に関する事項を審議し執行する。

（六） 本会は目的達成の爲に必要の部を置く。

- (一) 教育部
(二) 文化部
(三) 体育部
(四) 衛生部

イ、死給係、ロ、保健係、ハ、保安係

各部には正副部長二名を置き、其の選出方法は会員相互の推薦による。

但し保健係一名は看護婦よりの衛生管理者へ病院命令による一が当るものとす。

才七 係 会 合

本会は總會と自治委員会及び各部役員会の三種とする。總會は定期總會と臨時總會とに區別する。

才八 係 会 合 の 定 員

總會の成立は全員の二分の一以上、自治役員会の成立は委員の三分の二以上の出席を以てする。

才九 係 会 合 の 修 正

本会則の修正は總會の出席常会員の二分の一以上の賛成を得なければならぬ。

附 則

才一 係 会 費

才一 項 本会の会費は金三〇円とする。但し入会の際は入会費一〇円を加算する。

才二 項 会費は毎月十日迄に各勤務場所毎に取まとめ会計係に提出すること。

才二 係 各 部 役 員 会

各部役員任期は一ヶ年とする。

教 育 部

各目的教養を高め、看護の重要性を認識せしめ、以て看護精神の昂揚に努める。

文化部

本部は、広く文化資料を蒐集して、豊富な文化生活を送る様中心となつて活動する。

体育部

健全なる体育及び娯楽の奨励により、心身の健康増進を図り、共同生活を更に明朗化する。

生活部

一、配給係 營生活に必要なる配給事項及び正規ルート配給物の管理配給一切を司る。

但し直接配給の在に當るものは各室毎輪番制となす。

二、保健係 会員の健康増進、疾病の予防其の他健康管理上の事務を行う。

三、保管係 營生活に於ける筋矢置失物の管理、火災予防について取締り且つ事件発生時に於て

は対策を講ずるものとする。

第三條 會合

會合は定期、臨時總會、自治委員会に區別する。

一、定期總會（通稱總會）普通毎月一回又三日曜日に行ふこと。

二、臨時總會は自治会の運営上緊急事項を生じたる場合自治委員三分の二以上の承認を得て開催する。

三、自治委員会は毎月又月曜日に開催する。

本会を開催するに當り、其の準備は卒業年度別に之に當るものとする。

四、條 寄附金内に於ける起振、外泊、衛生事項及び其の他に關しては別紙要則による。

五、條 本会員にして入會一ヶ月以上に及ぶものに対しては見舞金として本会より金三〇〇円を贈り又

之を物品に代へることもある。

六 條 罰 則

本会員にして之等の規約を遵守せず其同生活を乱し看護婦として乖ずべき行動著明なる者に対しては自治委員会及び議会に於ける会員の三分の二以上の同意を得て本会より除名することを得。本会規約は昭和二十四年七月二十五日よりこれを施行する。

六、全織同盟寄宿舎方針（昭和二十六年二月）

はしがき

全鐵道同盟が宿舎民主化を主張して以來すでに三年有余の歲月を過し、その間の成果は一応全傘下宿舎に自治会を組織するに至り、その活動は活発になり、自治会の組織は急速な発展をとげる事が出来た。

又戦後の鐵道雇員の増大はめざましく、雇員を圧迫する利益率を生んでいるのであり、この際には鐵道雇員の特殊性であるところの宿舎制度があることを見逃してはならない。宿舎に居住する労働者によつて生産は保たれ宿舎に居住することによつて出勤率は一〇〇%に近く高度な生産能力を挙げているその事が今日の如き多くの利益を生じせしめている原因の一つなのである。

しかし、この経営上重要な宿舎は果して戦後五年の至道を経て、どのような状態にあるであろうか。そこには女工哀史の残骸がないであらうか。若しありとするならば、これは日本民主化の時にも、又鐵道労働者の身にも極めて重大である。

故にわれわれが宿舎民主化の方針を明らかにせんとするときには、現状をあらゆる角度からありのまゝに分析し認識し、是上新となる方針を打ち出さねばならない。

しかもこれら宿舎問題は、問題それ自体が鐵道雇員の三十数年に及ぶ経営上の内面から資本家陣営は重要な労働政策として築いた軀殻を持ち、又それ自体が生活内面にまで及んでいるので、われわれが現状を分析する事に相當の準備が必要である。

しかつて、民主化方針の具體的実践の過程には、宿舎居住者が實際に活動出来る様、具體的に新議して行かねばならない。

1. 経営者の寄宿舎に対する態度

(1) 鐵雄星業の経営上、絶對的に必要なものとして、経営者は寄宿舎を取り扱つて來た。又労働基準法に於ても、事業附属寄宿舎とは法第九十四条附係による次宮通條に、(一)事業附属寄宿舎とは、社宅や炊事寮の如き福利施設としてではなく、事業経営の必要に設置されたる寄宿舎として規定されており、鐵雄星業の寄宿舎は説く事業附属寄宿舎に該当するのである。

(2) その寄宿舎に居住する労働者は、農村出身の女子年少者である。その労働は單純労働であり短期間と或程度の特典は可能である。しかし、これらの條件から技術能率向上段は一定化されるので、たえず労働力の新陳代謝が三乃至五年程度に行われる事の方が利益が多い。而る賃金をたえず安い状態にとどめると、又労働者を実施する上から経営者は寄宿舎を設けてゐる。

(3) さらに会社は恩惠的、封建的労働政策を行つたために常に寄宿舎を利用せんとして來た。したがつて現在の段階に於いても一部の寄宿舎に於いては、世話係の職務として出勤欠勤の報告を所務に打つてゐる。これらの実態を上昇させるために、寄宿舎別に出勤競争を行ひしめ、或は世話係取場主任が出勤欠勤の防止手段をとつてゐる。

(4) 募集困難を打破する政策としてこれに茶、生花、和洋裁、宗教訓話、精神訓話に名をかりる労働政策は時代と共に発展し、戦後には於いては学園、定時制講義等の学校制度に受けつゝある。定時制講義は非常に好評しい発展過程にあるが一部の教育はややもすると経営者の社外宣伝や突撃資金の切下げの理由で、半夜教育を通じて居住者の自律性をあぶるかす様な原形の手渉が起りやすいこととなり、單なる労働政策となりやすい。

又これらの教育は強制的な場合があり、半夜に行ふれば世話係に叱られるという状態が一年にある。

教育は勿論進歩すべきであるが、その者の特技を情にのぼすことも大切であろう。

(5) 会社は自治会の連絡会議に於いて会社側は日常生活の同僚を、事業関係寄宿舎規定に基いた便更、救老、照明、保潔、防濕、清潔、避難、定員收容、就業に必要な措置、健康、食糧、等々の設備管理の連絡及び協力等の依頼を連絡会議に持ち出すべきであつて、私生活に干渉すべき場所でもないのであるが、ややもすると連絡や協力依頼のことかスムーズに行われないので干渉的行動に及ぶ場合がある。

二 労務組合の寄宿舎に対する態度と施設内渠の現状

(1) 労務組合が自治会に対して如何なる態度を課つて来たであらうか、寄宿舎に自治会が組織される時も、これから、労務組合が自治会を指導し、又互に協力して来たとは言ひ得ない程積極的であつた。

(2) 経営者は自らか私生活に干渉しては行かないと方針九十四条に規定されるや、労務組合が自治会育成に對して乗り出すことを悉し、労務組合と協定し、会社、組合双方が自治会の自主性を尊重し、自治会の発展を双方が協力するといふ協定を行つた。表面内には非常に立派な態度であつたが、前に述べた如く、経営上必要の寄宿舎を放置してはいなかつた。

労務組合はかかる経営者の陰謀にかかつたのか、それか、自治会の自律的發展を願つたのか、何れにしてもかかる態度をとつた事は反省されるべきであらう。

(3) 生屋手帳の一環として設備され、寄宿舎に對する諸費用は福利厚生費として取扱われ、経営者の一方の処置によつてこれ費用は増減されてきた。

労務組合はこれら福利厚生費が経営者の一方の処置によつて増減されることかその寄宿舎生活者にとつて不利益にならない様に処置すべきであり、そのことによつて更に恩惠的なものとして取扱われることを除去していかねばならない。

又寄宿舎の施設は公正末期に至る迄の寄宿舎が相当多く、未だ基本法に依り改造される寄宿舎は少く、

昭和七年昭和七年新設された寄宿舍は、やや完備され、建設であつたが、これより戦前の寄宿舍は十五、二十畳の室で戦後の標準法により十六人以上は住めず、一人二、五平方メートルの規定はあるものゝ、この規定によつてずりも、人間生活としての豊かさは確保し得ず、まづ巨額の難居生活に外ならない状態である。自らの室を自らの特性を生かして、自らの住み心地の良しを至にすることゝが本来ない様相状態では、どうして家庭的フレイグを得る事が出来るだらう。

又、最近新設されている寄宿舍も昭和初年以降の設計とくわべて行々の進歩もない昔そのまゝの状態である。

(5) 生活の重大要素である食事、肉類は不足して悪い。そのあたりにある食事は、新聖方にしろ、盛り方にしろ、一般家庭では見る事のない校風なものである。大皿につくるため止めを解きいと考へるならば、それは全くの口實にほかなりず遺憾であると言わざるを得ない。

今後詰着するところある女子に対して、はなはだ悪い影響を持つ事を考へるべきである。そして自治会が会社、(一)食事の量が少い、(二)飯の中につらが多い、石が多い等の中入れをすると、三日はよく居るが又え通りに居ると云う事が繰り返されてゐる所もある。

また居住者にもうこれらの不平不満をあまり言わず、あたかもその現状に満足してゐるかの感がある。

寄宿舍規程が二十三条、二十条には汚物等の嗜好調査を定めなければならないと規定してあるが現実には全然実行されてゐない。

(6) 寄宿舍はこのほど工場の内にある、従来各寄宿舍自治会を取り上げた工場内と寄宿舍の内を別にせよとの要求は何時の間に消えた。

故に居住者の外出、外泊の届出の行方、互割の取りしよりと守備が行つてゐる工場すらある。

3. 自治会の現状

(1) 所仿基準法が更施されるや工場寄宿舎には自治会が組織された。全職同盟傘下のほとんどがその自治会組織を持つに至つたが、その事自体は戦後の所仿組合と同じように他からの力に依る所大であり、自からの自覚によつて組織されたものではなかつた。居住者自らが寄宿舎生活に自治会が何故必要なのかを知らず、又自治会に加入してゐるというにすぎない。

(2) 従つて自治会運営は極めて困難な幾多の條件がある。

最近の寄宿舎自治会には役員に与ることが居住者自身にとつてもちつともいふさうな事となり、選挙に當つては候補者に推薦される者は如何なる事情があるうとも辞退は認めないと決議し、役員の選出に井戸なまりをしゝてゐる。

又役員の出出は兵に民主的な方法によつて行われてゐる寄宿舎自治会は極めて少ない。例えは役員には床間の奥座とは別箇なものでなければならぬが、工場即ち寄宿舎と云う現実から、やはり工場内の状態がどうも、寄宿舎に反映されてゐるので室長は勿論、会長、副会長等の全役員はいわゆるお新さん株の人達によつて決められ、又経費者、会費、生活係等に対策をもつ人達が役員に選出される傾向が多い。従つて役員は固定化する様になると共に、寄宿舎居住者の無自覚さによつて役員は次第にボス化する様になる。

(3) 役員は多くの仕事を背持つてゐる。仕事の多い爲に私生活も打たれ得ない様な寄宿舎もある。暇な十日間には役員の業務で費やされてゐる。

又米物の多い事により、役員には行政無形の近重な責任を背負ねばならぬ状態におかれてゐる。会社、会費、生活係等によつて寄宿舎生活に注意(干涉)を受け私生活上大いに悩んでゐる役員が多い。

(4) 役員と会社側との連絡会議或は会費を通じての甲入れば、組合の援助のないため会社より圧迫を受け

いる所もあり、又この危険性があるために強硬に申入れられたい状態をなしている。しかし又芳村組合から寄宿舍の詰問を要求するよりも自治会で要求した方が早いし、又会社がすぐに前送入れなく用事という状態の二場がある。自治会がこの事態を満足している場合であつて芳村組合に協力を求めようとしてもいいが、これは会社の芳務政策に完全に利用されてゐるのであつて、悲しむべき事といわざるを得ない。

(5) 農村本身の年少婦人労働者が多いことを理由に会社側は金監、在証係を通じて、或は学校教師を通じて私生活の干渉を行つて居り、寄宿舍居住者自身にも封建的にして、生活程度が低いために、寄宿舍生活に対して何等の手首も感じないし生活の向上性も持たず、又工場生活は結婚前の一時的な磨練としか考えていないことから、生活の干渉、寄宿舍生活の自主性を示す状態になつても、居住者は個々に不平不満を云い合つてゐる位で、これを自治会に持ち出さうともしない。

(6) 自治会は民主的選挙はなかなか困難であり、一部においては、戦前の状態に逆転する傾向すら見られる。戦前は寄宿舍生活の統制を会社が生証係の手によつて行つたが、戦後は自治会の役員の手によつて寄宿舍生活の統制を行つてゐるといつても近言ではない。自治会役員はなるほど選挙によつて選挙されたものであるが、前述した所によつても明らかである通り、投票の逆転は必ずしも民主的でないし、寄宿舍生活の統制は自治会大会で決定するのであるけれども、その多くは投票の提案によつて決まらぬ、居住者自身の発言、討論を起さないで行われ、更に投票の提案自体が在証係の初告によつて行われ、この場合があるのも、今日の如き自治生活の排民主的行動が多くなつてゐる。

この川はかくの如き憂鬱から一日も早く脱却する爲に至急寄宿舍民主化の徹底を期さねばならぬ。幾難星米の謠言が悪条件下におかれ、資本の暴圧がおどいかかつて悲慘な状態を呈してから民主化を叫

んでも時はずでに遅い。ましてや今日、内外情勢は極めて悪化し、特にレンド・パージ等の影響により、労働者の組織が後退にある時、必然的に労働会もその影響をまぬかれ得ないのである。

全機同盟はこの時期において、次の方針を明かにする。各組合はこの方針に基づき、より積極的に労働会民主化の徹底に努められなければならない。

二 労働会民主化の目標

労働階級のゆがめられた生活条件を、労働階級の当然の権利である健康にして文化ある人間の正当な生活条件に改善改善せんとすることは労働階級のすべての要求である。その一部として職権雇用の特殊な労働会を如何に改善し、改革するか、その目標は何なるものであるか、それについてはこれを明かにしなくてはならない。

労働者は人間として、より文化ある生活を望むものである。科学の発展に伴い、人間生活の改善は歩み止まりしつゝある。何人もより高度な自らの生活、自らの家庭を豊かにすることができるよう努力しつゝある。

しかし労働会の生活は、集団的な生活形態であり、経営の利潤に支配されている。このため真に自由にして然る規律ある社会生活はどういふ意味のない異質な人間生活とはならない。真に労働会生活が、個人個人の自由な、自律的な生活となり、たとえ年少者であろうと何人の干渉も受けない自主的な生活を営み得るようになることが必要である。

従つてこの年少者はもつとも教育を必要とする年代の者である故、国家教育の高度の徹底と労働組合の積極的な活動により教育並に生活指導を行つて行くことが大切である。

現実の如き労働会生活の徹底では会社の態度によつて生活が行われる型となるのであるから吾々は常に政策をギブ・アンド・テイクの型に改革するようにしなければならぬ。

然し、それと給与政策が改訂されることは寄宿舍に對する補助金は、福利厚生に消費費用は必要とする限り獲得する様に努めるべきである。

労務基準法の保護によつて、寄宿舍生活が守られるということではなく、労務者の当然の権利としての生活を営まねるようにならねばならぬ。

わがわがの活動は、對面次の目標に集約されるべきであらう。

一、 雅居生活ではない寄宿舍制度の改善

二、 会社から私生活干渉を行われぬ理由を排除する。

三、 基準法、寄宿舍規定の完全実施

四、 自治会運動の民主化

五、 自治意識の場をのり教育啓蒙

(一) 労務組合の任務

(1) 労務組合と自治会との関係

労務組合は組合員の労務条件、生活条件の向上を行ふ団体であり、自治会は寄宿舍内に於ける私生活の諸条件の向上を行ふ、完全なる自治生活の確立を目的としている団体である。労務組合と自治会とは別個の人格を有するものであるが、組合員の大半が自治会員によつて占められ、此であり、労務組合と自治会は現在の段階においては密接不可分の関係に互に助け合ふべきである。

基準法は自治会に對する使用側の干渉の排除をうたつたもので、組合がこれに對して積極的に関与することゝば、はばきものではなからう。居住者自体も寄宿舍民主化の目的には自ら組織してゐる労務組合の組合員として自治会の下に組合を十分活用する必要がある。

すなわち、自治会を速かに民主化するものとして発展させるため組合は協力し、且つ指導教育に努め

るべきである。

したがつて、以上を以つて所仿組合が自治会のみにて決定すべき就寝、起床時間等の寮内の生活について干渉することは行過ぎである。

全寮同盟と各加盟組合の密接なる連絡のもと、全組織をあげて、この方針にもとずき生活向上の諸条件を斗いとりぬばならない。

組合で寄附金問題にもつとも重大なる事項であるが、各寮内が常時これととりあげることが困難であるために専内部を設置すべきであり、専内部設置が困難なる場合は専内委員会を設置する様にしなければならぬ。

(2) 所仿組合の自治会に對する指導協力は従ゆる。校会に行われなければならぬ。自治会において校会紙を作製したり、或いは娯楽、調査、教育等の活動を行つてゐるが、このことが自治会委員の業務を多くせしめてゐる原因でもあるし、又所仿組合で積極的に行われねばならないことを自治会で行われしめてゐるようでは、組合員が組合に對して内心が蔑れるのは當然であらう。

組合は自治会の業務に協力し、自治会で行わなくても組合で代えるものは至急組合がなす様にしなければならぬ。

(3) 又自治会の民主的な運営には家庭のよい深い理解が必要である。そのために組合は組合員の生活の状況をつまびらかに家庭に知りしめる様にする、斗争中へのみ家庭通信を出している様では眞の理解と協力は得られない。眞に理解と協力を得ようとするならば、面折不くあらゆる積極的行動をなさねばならぬ。

資本家は毎月或いは四半毎に家庭通信を発行し、又労働人を通じて家庭対策を説けていることを見のぼしてはならぬ。

これらのことはそのことを実現する方法として、例えは、各振興会の機関を居住者の家屋に設け、
こと、或は家庭通信を特別に定期的に送ること、又識字産業の募集等或は同一県下多いため、それら
の果に及ぼして行つて慰安会、慰談会等を行うことが効果的であらう。しかれこれらのことは予算面
が極めて困難であらうけれども、我々はそのことゆゑを理由に遅延しているならば、農村の民主化も
新組合の民主化も、努力組合の発展も遅延することを知らねばならない。

(6) 寄宿舎生活の風紀はしなれば問題になる。その原因は外的な肉體から起る場合が多い。例えは町の
不良少年の影響を受けて自治会の統制が難化すべし、これらと交際している者があつた行爲をな
す場合がある。これはたとえ少数のものであるにせよ努力組合は自治会保護育成の立場から放置すべ
きでない。

組合員の知識を向上せしめ、人格の陶冶を図ることが努力組合の目的の一つであるから、かゝる問
題は組合員の自覚のたらない點と、そういう社会環境から来る問題である故に、組合は所町村の民主
化を図り、これらの悪環境を打破するための手段を講じなければならぬ。

ところで自治会が健全な運営の出来る条件を挙げてみるべきである。

(5) 寄宿舎の民主化を阻む大きな問題の一つは経営者の圧力である。組合員は自らの意見を發表すれば

経営者から憎まれると云ふ、或は発言に及んでいなから、組合の機内においても、又自治会の議会
においても発言をしないので会社側の圧迫を常に経験されている場合が多い。

組合幹部はこの事態を認識し、下級組合員の不平不満を取り止める様な処置を講じ経営者の圧迫を
排除して行く必要はない。

(6) 寄宿舎生活には学校教育が重要な要素となつてゐる。経営者の手によつて行われている学校教育は
経営者側に都合のよい努力者の根本的動機を作るまでに至つてゐる場合のあることを知らねばならぬ

い

労働教育の要前から学校教育の在り方を検討し、対策を樹立すべきである。

(7)

これら自治会の育成の爲めには給与制度を改善する必要がある。

すなわち、従来経営者側は労働者を福利施設としてその費用の決定は経営者側の一方的の処置として行われてきたが現在においては労働条件の重要な要素となつてきたので労働者として、合理的な賃金にするための協会の通じてこの斗争を開始し完遂することが必要に労働組合生活の自由を得ることである。

(二) 当面の労働組合施設改善斗争

労働組合施設によつて生活内容の異なることは論を要しない。

作業を起えて作業服の水コリをばらつて、そのまゝ労働場に帰るの労働者の入口は事務課という所もある。居室は脱衣所でもある。居室では十五畳二十四畳の室で或る者は長、或る者は本を被り、或る者は勉強をし、或る者は談笑にふけつてゐる。

ここでは雑居生活と云わざるを得ないし、生活の樂しみもない。せめて一家団らんのもじいぢ直にうるおいとせしめをむせむいものである。

人 居住施設の改善

(1) 雑居生活から抜け出るために居室の十五畳二十四畳という大室を二室に分割する斗争を行つてゐる。経営者は当然不可能としてこれを拒否するであらうが、これが完結まで行われればなる。

い

この斗いは基準法で兼附雇労働者現行改正に於て発表せしめる。一、五畳ハニ、五平方メートルに一人の現行基準法では、ましてヤルマシレン、寝台も入れ、一、五畳ではどうして又私的衛生

治とは云い得ることがない。もつと自由に生活せざるにすやきであり、基準法には現行十六人が最大居住限度であるが、最大一室四人、一人二畳とするよう基準法を改正しなければならぬ。

(2) 居室内の設備は普通水でなければとボックスであり、引き水には日給品少量しか入らず、ボックスは折回、行李等を入れた一ぱいである。中小企業や大企業の一部宿舍では折回を入れたボックスすらない所もある。従つて居住者は少量しか持ち物がなく、多くは家庭に送る入庫が多い。

一飯米定と止は行かす共、室の中には押入れの充分な設備とクレンス、寝台、机の置ける位の必要を持たすべきである。

(3) 現狀の宿舍舎では更衣する場所が多い。前述のと通り、二室にすれば一方を更衣室に求め、二室になる迄はこれが通居の処置を講ずべきである。

2. 食事内務の改善

(1) 組合は宿舍舎施設の改善に努力すべきであると共に、食事に肉しても消費組合がこれを請負つてしまふし、組合至營にまつて、食事は安く行うようにすることか好ましいであろう。特に寄宿舍、居住者は年少労働者で発育期であるから、食生活には重大な内地をばらぬ配慮を要する。

現在の食堂施設、食事手があまりにも貧乏であるから、次のように改善すべきである。

(一) 調理は米米の限り居住者の好むものを送るべきである。事業所内寄居舎規程が二十大条においても「労働者の嗜好調査を行うのは方ない」と規定されてゐるし、食事をするものがおいしいと感じて食ふことが健康な知れない。昨日も馬鈴薯、今日も馬鈴薯というばかり同種調食が続く調理になる傾向があるが、調理者が心掛けて、かゝる傾向のないようにさせ

ぬはむらでない

(二)

一 米制のり多未制にすべきである。

現行食事は一飯家庭では見られない一未制の場合が多い。米更の場合においては人数が少数であるために嗜好品選状がよく出来て、食事準備は簡便であるが、寄宿舍の場合には人数が多いために家庭生活のようなわけには行かない。従つて寄宿舍の場合には二、三種の副食を添つておけば、所方者が自由に選択出来る。又米未得れば副食量の大小をも亦つておけば、所方者が自由に選択することによつて廢棄量を極めて少量になる。

(三)

三 食堂施設を完備する。

食堂施設は大工場においては一度に千人以上も収容するので、騒音が甚だしく、格う着いて食事も出来ぬ状態であるから、せめて二百人乃至三百人程度の収容設備に改善し、お互にむつていく食事の出来る様にすべきである。

又寄宿舍は工場に接近している所が多いし、衛生面に不潔であるからこれらの改善に努力すべきである。

又食堂は非常に玄いからともしれば一飯と寒い。暖房設備を完備することが必要である。

(三) 自治会対策について

八 自治会等の在り方

(1)

寄宿舍居住者は自律的計画を運営するに必要の資金を負担し自治会を運営すべきである。

(2)

自治会行事予算を決定する場合、所方組合の請計画と重複せしめないようにし所方組合の計画

中に行事は直ちに組合で行えるようにすべきである。

(3)

寄宿舍居住者に与ふる福利厚生費は当然会社負担を要求すべきであるが、その計画及び運営に当

つて自治会は参与すべきである。

エ 自治会運営の仕方

(1) 寄附金自治制度の根本問題は他律的生活費から自律的生活費に指向することである。寄附金生活が団体生活であるために、それそれの業務と秩序が必要であるが、その団体生活はあくまで平等な権利と義務と責任を持つた生活制度でありねばならない。

(2) 寄附金居住者は、(一)年少婦少子が多い、(二)居住者の大半が農村出身であること、(三)勸業年数が短いこと、の特色があるが、このことによつて完全自治が実現出来ないと考えることは極めて所勿論自身を侮辱するものである。現実の問題はより深刻である場合もあるが、自治会の発展の決定を絶対視することにはなり得ないことであつて、とにかく努力と指導と援助を与えるならば必ずや自治制の発展は期せるといふ確信を持つべきである。

(3) 自治会の更体的運営の基本的在方は、全寮の責任業務を兼任化することではなく、各寮、各室に分派せしめるべきである。寄附金生活の定期的業務は各室の当番制として行い、役員のみが重要業務となりぬようにすべきである。

(更体的運営の在方は至急その指針を決定する)
会を及ぶ寄附金世帯について

(1) 寄附金寮の存続又は撤廃の論議の原因は、世帯制の仕事の範囲とどの立場にある。寄附金寮の業務は基本法において明らかな通りであつて、必要論議をする必要もない。

ただ寄附金居住者には年少者が多く、これらの年少者は所勿教育、学費教育を必要とする要慮にあかれているため、寄附金寮における日常の生活指導を必要とし、又その指導によつて家庭生活を行ない得ない寄附金居住者の幸福を招来し得るのである。

將來は養育せられてゐると關係或いは養母の居住者の生活指導を行ふといふが如き制度を廃止し、その生活指導は自治会を尊重する要がある。民主的指導者とすべきである。

しかし現在の段階においては世話係、養母の業務担当の分野を明確にし、生活指導に名をかりて野蠻な居住者の自主性を侵すが如きことなきよう嚴重に監視し、自治制度を整理させ、自治制度の推進をもたすよう適當な指導を實行すべきである。

結 ぶ

寄附金民主化の實現の爲には幾多の困難がある。それ程寄附金の民主化が急務なのである。ことがたつてゐる。吾々は自治会の能力をあげて民主化の爲めにあらゆる手段を盡すに展開すべきである。又この方針に基き、より具体的な指導はすみやかに寄附金委員会を決定する。

七 綿紡寄宿舍民主化方針

目次

はしき

一、終戦迄の紡績寄宿舎

1. 紡績寄宿舎の発生と歴史

2. 寄宿係（舎監、世話係）について

二、戦後の寄宿舎の変化と現状

三、寄宿舎民主化は如何に進めるべきか

1. 寄宿舎自治会の性格と目的

2. 自治組織について

3. 寄宿舎自治会の組織運営の再検討

4. 専任部活動について

5. 寄宿舎に於ける私生活・労務条件の限界

6. 寄宿舎問題に關する会社との交渉

四、眞の自治会の運営は如何にあるべきか

1. 寄宿係（舎監、世話係）の仕事の分析

2. 寄宿係（舎監、世話係）制度の改革

3. 寄宿係（舎監、世話係）制度改革後の日常業務処理について

4. 自治予算制度の確立

は し が き

繊維産業における寄宿舎問題は、使用者にとつても労働者にとつても極めて重要な問題として考えられており、使用者にとつては寄宿舎を通じて労働者を支配し、労務政策を浸透せしめて、労働者の組織がより強くなる事を阻害しようとしております。これらに対して労働組合は、使用者によつて行はれる労働者の人格支配を排除し、寄宿制度の民主化を促進すると共に労働者の組織力、団結力を強化することによつて労働条件としての生活条件の向上を図ることが出来るのであります。

ところで従来労働組合の寄宿舎に対する認識は果して妥当であつたでしょうか。又寄宿舎自治会自身の自己認識にも誤りはなかつたでしょうか。寄宿舎の民主化を促進し、寄宿舎生活の改善を図るためには、幾多の困難な問題があると考えるのであります。

自治意識と設備状況並に運営上の課題等を尋ねる時、これ等の問題を解決しなくては寄宿舎に於ける生活条件の向上も期待することが出来ないばかりでなく、寄宿舎民主化の促進は望み得られないと考えます。

こうした、寄宿舎民主化に於ける諸問題を解決するに当つては、先づ根本的な「寄宿舎自治会」についてあらゆる角度より分析研究し、充分認識した上に立つて民主化方針を打ち立てなければならぬと思ひます。尚、さきに全繊維寄宿舎委員会に於て、寄宿舎民主化方針が出されておりますが、全繊維全下の寄宿舎には中小企業が多くその寄宿舎の中には自治組織も確立されていなく、この点があり、綿紡部会全下の寄宿舎は一應自治組織が確立されているので、中小企業と異なる実態があり、綿紡は綿紡の現実に

てらし合せ、民主化方針を打ち立てる事によつて中小企業、寄宿舍、民主化運動の促進にもなることを信じ、こゝに綿紡独自の寄宿舍民主化方針を立てたいと考えて研究したものであります。

一、終戦迄の紡績寄宿舍

一、紡績寄宿舍の発生と圧迫

明治初年吾が国の綿糸紡績がいち早く近代的な生産様式を採用したのは、韓国と共に滔々と流れた欧米先進諸国の経済的圧迫と、とりわけその中心となす綿製品の圧力に對施しようとする政府の意図に基いたものであつたのです。

當時の貿易事情をみると開港直後の貿易は殆んど輸出によつて占められたが、その地位は次第に反轉し明治二年には輸入はついに輸出を上廻り、この輸入超過は明治十四年まで続いた。この輸入品の内、綿製品は総輸入額の四割を占めていたのであります。こうした事情の下にあつて明治政府は貿易奨励政策をとり上げ懸命に輸出貿易に力を注いだのであります。これは、殖産工業政策と共に當時の政府の一大政策でありました。この一大政策によつて世界に誇るわが国の綿糸紡績は實現されたものであります。こうして勃興した紡績産業は、国家資本の直接的な援助から離れた民間資本のあら母れとして、大規模な機械工業と低賃金による生産費の引下げをその可成として急速な發展をとげたのであります。

即ち、徳川幕府の治下で封建諸侯の貢租政策により、極度の窮乏のどん底にあえいでいた農民にとつては、維新政府の地租の改正も何らの待遇改善とならなかつたのみか、都會地の近代的な機械工業が発達するにつれて、農村家内工業は目に見えて衰微し、これが更に農村の窮乏を深める原因となつたのであります。こうした農村における窮乏と失業による過剰な勞働力は必然的に都市工業に集中されて行つたのですが、これに對応すべき都市工業もまた極めて不完全で過剰勞働力を吸収することゝ出来なかつ

た、め、当然の結果として失業者は街にあふれ、労働賃金も又極めて低いものとなつたのであります。

紡績資本もこうした農村の過剰労働力を基礎としたことは云うまでもありません、特に紡績産業の場合はその主要な労働力を婦女子の労働に依存して来たのであります。ところがこれら婦女子は出稼ぎ労働者であり、こうした婦女子の労働契約は、専業主婦を通じて、会社と親戚のあいだにおいてはなされ、親戚は婦女子の賃金を家計補助的なものとしていた、めに婦女子は非常な低賃金で酷使されたいたのであります。その奴隷的酷使を裏付けるものとして、寄宿舎がありました。

主として遠隔地の農村婦女子の労働方に依頼した紡績産業にとつては、寄宿舎はその労働力を確保するため必要に基くものであつたが、一方これは労働者にとつても良かれ悪しかれ一つの便宜であつたことは事実でありましょう。しかし労働者は寄宿舎に寄宿することによつて身体を拘束され、指示を束縛されたばかりでなく、その生活も道徳も使用者に対する絶対服従のワクを超えることは許されず、しかも徹底した資本の搾取に甘んじなければならなかつたのであります。

問「へ、入才の幼年工の仕事は晝だけか、夜もか」

答「夜もだ、晝は役人へ監督者の意へか喧しいから掃除する、夜はゆるいから怠る」

問「給金はくれるか」

答「へ、えぐれ食費と天とられるから一円残る」

「取工事情」に記録されたこうした状態、且つ細井和喜蔵氏の「女工哀史」を読んでも想像できるのであります。又一方に於ては病院、娯楽等の福利施設が設けられ、和洋裁、生花、茶等の教養も得られる、普通農村の生活にくらべてはるかに文化的であり且つ衛生的に改善された事も事実ではあるが、これ等においてすらも竹くもの、馬というよりは募集政策上の労働力引当策に宣伝材料としてこの必要だつたからで、寄宿舎制度それ自体は深夜業二支管作業を強行する紡績資本の搾取策に外ならなかつた

のであります。

こうした寄宿舎を中心とする低賃金と酷使によつて作り出された綿製品が海外市場で外国品と駆逐して綿業日本を詭譎し紡績資本を榮き上げたのであります。勿論、この間激しい労務運動や国際的な圧力或いは社会的な進歩によつて、一般労働者の労働条件も徐々に引上げられ紡績寄宿舎に於てもその待遇は大中に改善されて來ました。

即ち、大正五年には工場法が施行され更に大正十五年、昭和四年に至つて改正施行された外、昭和二年には附屬寄宿舎規則が作られ、又この外各種の労働者保護方法も制定されましたが、しかしそれらの立法の多くは何らかの政治的或いは、政策的な目的を持つもので、いわゆる人間平等の原則に基づく社会正義の貫徹を目的としたものでなく、あくまで与えられた愚恵的なものでしかなかつたわけであります。ところが敗戦の結果、基本的人権の尊重を基調とした新憲法と共に労働組合法、労働基準法が制定されるに及んで紡績寄宿舎に大きな変革がもたらされてきたのであります。

2. 寄宿舎（舎監、世話係）について

日本に於ける紡績産業にあつては寄宿舎の役割が大きな一つの要素であるのと同様に寄宿舎に於いては寄宿舎係（舎監、世話係）の役割は大きなものであります。

「取工事情」によりますと次のようなことの記されてあります。『寄宿舎には監督として若干の男子若しくは、婦人の世話係をおき、各室には室長をおき年長古参の女工を之にあて直接監督のことにあたらしむ、これら監督及び世話係にその人を得ず、弊害大なる場合多し、又外出時間は時間外二、三時間を定むるも随意に外出せしむるに非ず、逃亡隠刻等の憂いなく用向きあるものに限りなり、又休日には一般に外出を許すも逃亡のおそれあるものにはこれを許さず。この如く外出に制限を設くるは一面取工

の風儀を監督するにありと雖も、又一面職工の逃亡を防ぐの手段に外ならず、又このような事情の下で寄宿寮の任務は労働者の逃亡を監視し、完全な支配の下に労働者を職場にかり出すことであつたし、又同様に寄宿舎にあつて女工監督の任に當る者を見るに職工保護に意を用いる所の工場にあつては、往々小学教師の資格ある者を以て之にあてゐる所あり。然れ共多数の工場にあつては女工監督兼手長の女工か、しかうされば多王其工場に勤務した無教育者なり、この種の婦人にして寄宿舎の監督をなす間は、職工に対して待遇の宜しきを得んことは到底無視することを得ざるべし、いわんや職工の品性を落してその風紀を匡正するにおいておや此によつても資性の涵養などと云う善意の生活指導がその本来の目的でなかつたと云うことは明らかであります。

二、戦後の寄宿舎の變化と現状

戦後、民主主義思想の普及と共に自由をめざめた労働者による労働組合運動は果敢な活動となり、労働組合の流行は更にその活動を増して來ました。一方寄宿舎に於ては寄宿舎の自治化についても夫々研究するに至つたのですが、昭和十二年労働基準法が制定され、寄宿舎並に自治会について詳細に規定し、その弊害をのぞいたため万全の考慮を払つています。即ち終戦前の寄宿舎の強制労働中間搾取の弊害が、勸誘寄宿舎に居住している女子労働者についても見逃せなれどものがありました。この様な不合理な状態から女子労働者が解放される強固な支柱がこゝに確立され過去十数年に亘る紡績寄宿舎の悲劇は一掃されたかのように見えましたが然し事態はそう簡單なものではありませんでした。

労働基準法によつて寄宿舎に居住する労働者の私生活及自治活動に對する干渉排除が規定され、寄宿舎自治会が組織されるや使用者は政策的に表面上積極的にこれを支持し、育成協力と称して自治会に對する援助を惜しまない態度を表明すると共に、他方では寄宿舎自治会に對する労働組合の浸透を阻止し

ようとして「寄宿舎に於ける私生活の自由に対しては労働組合と雖もこれに干渉すべきではない」と宣傳して來ました。

又倉垣、世話係の温存と自治会に対する融和策として、所謂「三段階方式」を打ち出して居ります。その三段階方式とは次のようなものであります。

第一段階 自治組織の確立

第二段階 自治予算の確立 この段階に於て自治の育成即ち自治の精神が寮生個々に把握され自治

が寮生自身の手によつて完全に運営される様指導する。

第三段階 寮生は一般従業員として就業規則の適用を受けねばならない。

行事に関する予算及び経費は個人の給与面へ徴収され、その負担と責任に於て文化生徒が置まれる。

即ち地方的管理の要否を完全に脱却して自律的管理様式により運営される。

以上使用者も一応三段階を設けて寄宿舎を他律的管理様式より自律的管理様式に運営すべく目標を立て進歩的希望の姿態をみせたのであります。そして具体的に合監、世話係の再教育を行々と共に自治懇談会を設けて、自治会の要求をさく方法をとつてゐるのであります。このようにした使用者の自治会に対する態度は表面極めて友好的且積極的であつたけれども、その実は依然として労働者の自律性をかきやかすような無形の政策であり、又それは労働組合の組織強化に対する一つの防壁でもあつたことが云えるのであります。

しかしこうした使用有の政策もそのまゝ、一〇〇%の成功は見られなかつたのであります。それは民主主義に目覺めた寄宿舎自治会を意のほかにすることは出来なかつたし、労働組合の總えざる關心をそらすことは出来なかつたからであります。

(一) 組織は確立されているが自治活動に自主性が乏しい

(二) 自治会の使命が個々に把握されていらない。

以上の混合自治活動について必要すると自治会員は今もなお依頼心をもつて自治会の運営は人まかせの状態であり又使用右の恩恵的政策に対する無批判の原因をなして積極性を欠いているのであります。

尚、自治会の使命についてであります。が事業場内属寄宿金に於ては勿論基準法第九十四条に規定されてゐる寄宿金に寄宿する労働者の私生活の自由の干渉を以て共同生活における規律を規制し労働条件で保証されてゐる範囲に於て如何にすれば此を有効に利用するか等の自由を自治会で獲得しなければならぬので此の場合自治会員を拘束するものは使用者の干渉でなく、自治規則、寄宿会規則のみなのであります。に自治会自身の無自覚と労働組合の自治会の言致指導が消極的であつた爲に、自治会の成長が遅々として進んでゐないのが現状であるといふことが出来るのであります。

三、寄密舍民主化は如何に進めるべきか

ノ
醫宿舎自治会の性格と目的

寄宿舎に於ける労働者の生活条件は、如何条件であるか否かは、寄宿舎自治会の性格と目的を導明する上の基礎となるのでありますが、これ等は、次の事項により法的にも明かにされるのであります。

即ち労働基準法は労働条件の最低の基準を定めたるものであつて（第一条第二項）その基準法に於て労働条件に關する最低條件を規定してゐる（第五十五、九十六條）ことは、これらの諸基準が労働条件であることを法的に確證したものであります。

云いかえれば

(イ) 寄宿舎居住の労働者は使用者によつてその私生活の自由を侵されないこと（基準法第九十四条第一項）

(ロ) 寄宿舎居住の労働者は使用者によつてその自治に必要な役員の選任に干渉されないこと（基準法第九十四条第二項）

(ハ) 寄宿舎居住の労働者は使用者によつて一方的に寄宿舎の規律を定める・寄宿舎規則を押しつけられないこと（第九十五条）

(ニ) 寄宿舎居住の労働者は使用者によつて、寄宿舎生活に必要な健康、風紀、生命保持の措置を講じられること（第九十六条）

等が賃金、労働時間と同様な労働条件であります。

紡績産業の特殊操業としてニ支替制作業が採用されている点をつぎに考えるとき、且つ又労働者を遠隔地より採用しなければならぬ現状からして、寄宿舎に於ける生活条件が労働条件であると断定出来るのであります。

ところで寄宿舎に於ける生活条件が労働条件であれば、労働組合の団体交渉の対照となる事は、明瞭であるばかりでなく（団体交渉の対照は必ずしも労働条件に限らないが）労働組合が、その改善のために努力すべきことは組合本来の任務であるから（労働法第一条）使用者が寄宿舎の生活条件に関する労働組合の団体交渉の申入れを拒否することは不当労働行爲であります。（労働法七条第二項）

これに関連して従来、寄宿舎自治会は独自の立場からその生活条件の向上について直接会社と連絡会議をもつて折衝して来たが、寄宿舎自治会と会社との約束、協定が労働条件に関するものであり、それが労働協約に違反するときは労働法第十六条によつて無効となるから、これが労働組合の団体交渉権と

同一の効力をもつことが出来ないと言わなければなりません。

以上で寄宿舎に於ける生活条件が労働条件であることが明らかとなりました。次に寄宿舎生活に於ける労働条件と、私生活は何かなる基準で区別されるかということとを解明する事は、寄宿舎自治の目的を遂行する上に必要となるので労働条件と私生活の限界については具体的に述べることとして、それでは私生活の集団的な規律としての自治会はなにを為すべきかと云うに、いかに私生活の自由とは云え全く無制限な自由は許されないものであるから（民法第一条）、多数の利益のために外出の制限や消燈時間、その他必要な事項を自律的に定めること、又はこれを履行させることなどが第一にとりあげられなければならないであります。又この外にも會員の個人的な問題とか、生活指導や行事についても大體多岐にわたるものがあります。従つて自治会をなすべき事項は、寄宿舎生活に於ける労働条件を組合を通じて会社に交渉すべきであつて、自治会は集団生活を営む爲に必要なる事項を自律的になすべきであります。

以上述べたことを次に要約しますと、

(1) 寄宿舎に於ける生活条件は労働条件であること。

(2) 使用者に対する寄宿舎自治会の交渉能力は、労働組合の団体交渉権と同一の効力を持つものである。

(3) 私生活の自由と云えども無制限ではないから、使用者による干渉を排除した後にて集団的な自律が必要となること。

即ち、寄宿舎自治会の性格と目的は、少くとも、寄宿舎生活の本質が労働条件である限り、労働組合と対等の立場を主張し得ないものであつて、その使命は、法律又は労組（労働協約その他の協定）によつて保障され、確保された範囲に於いて、私生活の集団的自律にあることが理論的に結論されるの

この前提になつて分かれ、未だのであります。こうした事を再検討して確固たる理論と、現実の上に打ち立てなければならぬのであります。そこで組織運営上特に考慮されるべき事は、寄宿会自治会が私生活の集團的な自律にある以上、運営上の精神的、肉体的、時間的な負担が少数の役員のみの負担にならない事、及び最も民主的に運営される總の配慮をしなければなりません。又選考処分などが労働條件に重大な影響を与えるものである以上、この取扱についても充分研究しなければならぬ問題であります。寄宿会規則についても労働基準法をこえた拘束を受けていることはないかどうかに就いては尚検討しなければならぬところであります。

本来寄宿会規則の作成は労働基準法第九十五條によつて、使用者に課せられた責任であるが、その内容は同條各号の範囲に限られるべきであると思ひます。

使用者と寄宿会自治会の連絡会議についてもその連絡会議の性格が労働組合と使用者の団体交渉の相互交渉権をもつものでなく単なる事務的な連絡機関にすぎないものなれば寄宿会規則に規定されてよいのであります。

々、専門部設置について

自治会の運営のためにむづと必要なる専門部活動については、各会社の自治会によつて夫々専門部の持ち方が異つていますけれども、その主旨はあくまでも寄宿会居住者の生活に家庭的なうらやまのある豊かな文化生活を営み得る様を企画、立案をして、更にそれらの集團生活を通じて立派に社会人として成長出来る様を、活動を行うことであつて、大體次の様に分けられると思ひます。

(4) 総務部

自治会の統括的事務（諸記録、調査、各部の連絡調整）

(5) 生活部

寄宿舎生活の精神的方面を担当します。

寄宿舎居住者の生活指導、盗難防止、火災防止、風紀規律の維持刷新。

(ハ) 厚生部

寄宿舎居住者の物価的方面を担当します。

物資の配給、物品の保管、修繕箇所の手配、花壇、その他福利厚生に関する事項。

(ニ) 文化部

寄宿舎生活に於ける文化の向上発展、の給の諸事項を担当します。

図書、購入管理、娯楽会、演藝会、講演、講座、講習会等々の文化方面の行事に関するところ及び趣味

娯楽、器具の購入管理、校図紙の発行等。

(ホ) 体育部

寄宿舎生活に於ける体育行事の企画、立案指導及び運営、運動具の保管等。

(ヘ) 保健衛生部

寄宿舎生活に於ける衛生部面を担当します。

室内外の清掃保持、衛生思想の普及徹底、婦員の消毒等。

(ト) 食事部

食生活の部面を担当します。

食生活の改善、日常献立の研究、カロリー栄養調査、食望との連絡。

以上七部に分け、大々盛出された各専門部長及び部員によつて積極的に、しかも合理的な運営がなされる様に全員が最善の努力を拂うべきであります。但し、労働組合に於ても、文化、厚生、生活、運動がそれぞれ行われておりますから、自治会の行事と労働組合の行事が重複しないように運営すること。

と必要でありましょう。

5. 寄宿舎における私生活と労働条件の限界

寄宿舎における労働者の生活は労働条件であり、其の基礎の上に立つた「寄宿舎自治会の性格」を確
 定とした場合には、それではどこまでが労働条件で、どこまでが私生活かと云う問題を鮮明しなくては
 ならないと思います。

労働基準法は労働条件の最低の基準を定めたものであり、従つて同法第十章に定められた寄宿舎生活に
 関する最低の基準であります。ところで、この最低の基準は「この基準を理由として労働条件を低下さ
 せてはならない」とはもとよりその向上を図るように努めなければならぬし、（基準法第一章第二項）
 のであります。抽象的に云えば、これが最低の基準を形式的にも実質的にも侵害されない様に、つとめ
 更に進んでその向上を図ることが労働条件であると云えるのです。従つてそれに属さないことが「私生
 活」と云えるのです。

具体的に云えば拘束労働時間を終えて、寄宿舎に帰つた後は完全な私生活の時間であるから、その時
 間には外出しようと、洗濯しようと、裁縫しようと、或はみこんを縫いて帰ることむ私生活の自由と云
 うべきであります。ところが、基準法第九十四條において「寄宿舎に寄宿する労働者の私生活の自由を
 侵してはならない」とある。自由を侵してならないと云うことが労働条件として守られているのであつ
 て、例えば使用者から外出してはならないとか、帰ってはならないとか云う拘束を行うとすれば、これは
 当然労働条件の侵害に存するのであります。

又、基準法第九十六條に「換気、採光、照明、保温、防湿、清潔、避難、定員の収容、就寢に必要で
 べき、その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要なる措置を講じなければならぬ」とある。必
 ず「措置を講ずること」が労働条件となります。従つて、就業後、自分の好きなときに寝ることや作業に
 差支えない範囲で、好きな時間に寝ること

も私生活であるが、冷たいうつづける市團に暮なければならぬか、みかふとした気持ちのよい市團に暮られるかは労働条件といふことが出来ましようし、又洗濯をしようとすまいな、これも個人の自由であるが、洗濯設備や冬の温水設備があるかどうかは労働条件であるといふことも出来ましよう。二の様に寄宿舎に於ける私生活と労働条件はつきり区分出来るのであります。

6. 寄宿舎問題に関する会社との交渉

寄宿舎自治会は従来会社との間に、連絡懇談会を設け全く詰合の立場で、その生活条件の向上のため会社との折衝に當つて来ました。而しそれは寄宿舎に於ける生活条件は寄宿舎自治会独自の問題であるとの理念に基くもので、これについては一部に異論もあり、又、場合によつては労働組合の援助協力を求めることがあり、更に又これらは常に労働組合としての考え方の枠外にあつたのではないとしても、實質的には、労働組合を含めた多数によつて承認されていたものであります。

然しこの理念が誤りあることが明確に指摘される現在、この連絡懇談会を従来のような形式によつて継続することは妥当ではありません。少くとも寄宿舎に於ける生活条件が労働条件である以上、その改善向上に関する使用者との交渉は労働組合の名に於て行うことが最も合理的であり、又強力なものであるのであります。従来から使用者側は寄宿舎問題に対する労働組合の介入を好まなかつた、従つて問題によつては、自治会直接の申入なら承諾することと労働組合を通じて行うものについては、これを拒否するなど極めて悪質な方法を以て、これを牽制することを行つたのであります。然しこのような使用者側の態度は、今後断乎としてこれを打破して行かなければならぬといひ、又それは決して不可能なことではありません。若し今後ますますが要を求めてこのような使用者の態度に面合するやうなことがあれば、それは究極に於て寄宿舎自治会を含めた労働者の不幸をもちます。なせなら、このような使用者の態度の裏には、先に指摘したやうに用途そのまゝの寄宿舎に対する政策と期待

があるものとあります。

經濟的に不安定な日本の現状にあつて、常に基本的な生活生活の脅威にさらされてゐる労働者を擁護しなければならぬ労働組合にとつては、寄宿舎の兼ての労働條件について積極的にこれを調査追求し、この改善向上を図るためには余りにも多忙で不可能に近いことであるが、寄宿舎民主化のために労働組合は、寄宿舎自治会との密接なる関連をもつて、寄宿舎問題を取り上げ労働條件である生活條件の總ての交渉は労働組合が行うべきであります。

四、眞の自治運動は如何にあるべきか、

イ、寄宿係（会監、世話係）の仕事の分析

民主化された寄宿舎生活及び自治会を自律させるためには、久しきにわたつて培われてきた自治会員の依頼心をとり除くことが、先づ先決問題であると考えますが、二通りの依頼心を排除するためには、自治会員に対する指導育成と、更に自治会員自身の自覚を最も必要ではないかと考えます。そこで封建時代より温存してゐる寄宿係制度を充分検討すると共に、その職務分野を明確に分けた上での制度の改革を行う事によつて、寄宿舎の民主化は促進され向上することゝ出来ると考えますので現在寄宿係の行つてゐる職務について各社の実態を調査し分析した結果大體次の様なことゝ云われるのであります。

(1) 一般労働事務へ在る状況調査、日誌、日報作成、入退社外泊帰省手続現場食堂との連絡、起床、就

寝、食事、放送、物品購入その他)

(2) 管理事務（施設々備、備品の管理）

(3) 一般業務（郵便物取次、配給品の分配、来客応接、寄宿居住者よりの委託事務）

(4) 相談及び連絡（家庭連絡、自治会と会社との連絡、身の上相談、病人の看護）

(五) 教育（学校教育）

以上五項目に大別出来るのでありますが、これらの仕事を処理するために寄宿舎に個室を持つた寄宿舎（会監、世話係）制度が必要であるかどうか研究して見なければならぬと思ひます。

(1) 一般労務事務は自治会と労務係の連絡によつて行ひ得る。

(2) 管理事務は労務係の仕事で会社が行う。

(3) 一般雑務は郵便物取次郵便品の分配、米名配持は労務係が行ひ寄宿舎居住者よりの委託事務は自治会事務機関で行う。

(4) 相談及び連絡 相談は専門的に設置する。連絡はその内容によつてそれぞれ係で行う。

(5) 教育は学校で行う。

以上寄宿舎係の仕事の分岐をしたのでありますが寄宿舎内に個室を持つた寄宿係の必要性はここにも見出せないのであります。むしろこの係の人達を労務係、労務事務係、或は学校教師として、それぞれ仕事を分科した方がより能率的になり、自治会の自主性もおおされる事なく自治会の自律的能力の助長にもなるのであります。

又、寄宿係（会監、世話係）制度の改革

寄宿舎自治会の任務は私生活を前提としてあります。しかるに従来の寄宿係は 寄宿居住者の

生活指導を名目として私生活に干渉してまいりました。それが意図の生活指導を目的としたものでなかつたことは、終戦後の訪談寄宿舎の項で述べた通りであります。戦後に於てその性格は大きく變つて来て居ります。それは本質的な変革ではなく、労務者の統制と云う経営の目的にあることは否めず、事実であります。従つてこの様な性格をもつた寄宿係は速かにこれを排除し、単に建物、備品の管理者としなければなりません。又いわゆる生活指導について、若しこれを必要とするなら従来と受つたも

かとしなければならぬといふであります。寄宿寮を全面的に廃止することについては、まだ相当の議論がありましようし、又使用局にとつても、内務省基準第九十六條の義務遂行のためにも、全面的な廃止には固執出来ないといふ反論もありましよう。而し、少くとも私生活に対する干渉や、入格の支配が許されぬ今日に於て、寄宿寮を存続させる根拠は、建物、備品の管理以外にはありません。従つて寄宿寮はその本分をこえて、私生活に対する干渉を行い、又は自治会の運営に介入したり、不当に他人の尊重を侵害したり或は寄宿舎自治会が、寄宿寮個人を忌避する場合に、これを排除し得ないといふ理由は無いのであります。そこで寄宿寮制度の改革のために、当面の問題として、寄宿寮は建物、備品管理の總の事務員とし、更にこれらの寄宿寮が従来の様に、終極目的のためにあるのではなく、現在の寄宿寮を含めた労働者自身の總のものとする方法として、民主的にこれを忌避し、或は選任することゝ制限化するが習慣化するべきであります。

3. 寄宿寮（会監、世話係）制度改革後の日常業務処理について

寄宿寮（会監、世話係）制度を改革された後は自治会として当然処理されなければならぬ日常の業務が然されるわけである。

(1) 労働係業務

入退金、外泊帰省、食堂関係諸行事打合せ等

(2) 自治会業務

大会並に各専門部決定事項処理、日誌作成、その他

(3) 自治会運営に必要なる雑務一切

以上で自治会はこのものを事務として処理する為の機関をもちことが必要となるので、これを設置するの必要があれば自治会は雑務に忙しむれてオーバークラスとなり、自治に対する興味を失つてあらうし、法的

にも認められてゐる寄宿舎自治を發展させる爲にも、本社は社会的良心の上に立つてこれらの義務を処理する爲め自治事務所を設置して、自治会より選出された人を専任させ、それらの事務を処理することによつて、自治会が真に自主的に運営されるのであるから、自治会が自律的管理様式に運営される段階に到達し得られる様、会社は協力しなければならぬし、又専任者は自治事務所に於て、各機関の決定事項を完全に処理し、各機関の運営をスムーズにはこべるような努力も必要であるし、又努力する事によつて、自治会は活潑な活動も出来れば、円滑な自治の運営もできるのではありません。

しかし二つで私達の持つともよく考えなければならぬことは、如何に専任者により口實の業務が処理されようとも、只会長幹部のみの運営ではなく、あくまでも各専門部を中心とした自治会の総意による眞の運営をなければならぬし、又そうあることによつて寄宿舎は民主化されるのであります。その爲の専任者は勿論自治会から選出された人であり原則として解任後は原職に復帰出来る様な保障も必要であり、自治会の運営が自らの力によつて、民主的に行われる段階に至るまでの自治の指導、育成は当然皆仲組がこれを行うべきであります。

又、自治予算制度の確立

寄宿舎の生活は法的に認められ皆仲組と私生活の境界が明確にうたわれなくては、寄宿舎に於ける私生活の自由は、何人にもおかせられないものであり、寄宿舎の生活と云へば一般通勤者と同様、生活の條件を向上させるために、これら居住者の生活を自治とし、各専門部の企画立案と相待つて活発な活動を行うことが先づ必要なことであり、寄宿舎自治会の自律的な能力の發展助長の爲に自治予算制度を確立することこそ重要なことであると考えますが、自治費についてはその性格を二つに分けるとが出来ます。

- (イ) 会社が福利厚生費より一部自治会に割当てたもの

(四) 自治会はより一定の金額を徴収するもの

以上自治費の使用については、その金額によつて大々異つて来ますが、根本的なものとしては自治会を通じて寄宿舎居住者の生活條件がもつとも有利であり、自治会本来の目的を遂行せしめるためにかりにも各専門部に於ては適切有効な予算の編成をなされねばならないし、更に慎重を期すべきであります。

自治費(イ)については、終戦前までの訪漬寄宿舎の福利、厚生、体育、教育等の行事については募集政策とし、又移動防止政策であり乍らにして、表面的には良事實質の養育及び修養の場であるとか大きく取上げられ、これが実質賃金の返付けとしてすべてを恒律的管理方法の一環として行われて来たのであります。終戦後は自治会の組織を法的に認められて、従来の様に会社一方的に計画して居つた慈善行事その他文化行事、或は体育行事その他について自治会員の総意による各専門部員の立案によつて実施されることに実質的に変化されて来たのであります。私達は一日も早くこれらの費用を正式な賃金として獲得し、完全なる自治の運営のなされる様な努力を続けなければなりません。

(ロ) についてはお互に自治の精神を涵養し自治の運営に対する認識を深める總徴収すべきであつて小額である事を望ましく使途については、自治会全員で決めるべきだと思います。

五、学校教育の必要性について

寄宿舎に於ける生活は集團生活であり社会生活である限り、於てその社会を維持すべき規則がもつとも必要であると同時に寄宿舎居住者の中には未成年者の婦女子が大半であると言ふ事も考えねばならないと思ひます。従つてこれらの未成年の寄宿舎居住者を社会人として成人するための訓練は必要であることは当然でありまして、これらの人達に対し寄宿舎なる社会を通じて社会人としての要素を体得せしめなければならぬのでありまして、これらの責任は一概社会の責任である事は否めないであります。

これらの人達と雇用関係を通じて最も密接な社会的つながりをもつ会社の責務は非常に重大であり、又当然果さねばならない社会的使命であると考えます。しかもこれらの人達の大多数は最も保守的と云われる農村出身であると考えました。時少くとも社会的良心の上に立つて眞に社会人たるに値する人物に仕上げるための学校を設け教育をなすべきであります。

従来より設置されてゐる学校の設備並に教育内容については慎重なる批判を加へなければなりません。学校が募集政策或は、労力方針留策の奥に依られるが如き事がありとすれば社会的問題として許されぬ事は当然であり、又施設の不備或は教師の問題についても検討しなければならぬと考えます。

特に教師の問題及び教育内容等に組合はむづとも積極的であるべきだと思ひます。

したがつてなお会社はあくまでも社会的良心の上に立つて、眞に社会人たるに値する人間に仕上げるための学校施設を完備し、其の教育内容も充実したものであらねばならないのであります。

結 び

以上紡績寄宿舎の発生、沿革、及び今後寄宿舎民主化の方策を述べましたが、具体的にはまだ検討を必要とする沢山の問題があります。然し、明確に云ひ得ることは労働組合に寄宿舎何治会の組織的な融合であつて、これが凡ての前提條件であります。

この様にして、労働組合の指導と自治会の発意によつて寄宿舎の凡ゆる問題について、組織力が浸透して行くならば、願書に述べたところのように寄宿舎の民主化も生活條件の向上も大いに期待されるのであります。それは又労働組合の明日への組織力ともなるのであります。

八、寄宿舎制度民主化方策

(日本紡績同業会・昭和二十二年十月二日)

一、根本方針

1 寄宿舎は居住者の私生活の場所である

従つてその運営は居住者の自治に任すべきものと信ずる

2 経営者は寄宿舎生活の自治運営が民主的に行われ、居住者の生活が明朗且つ文化的に営まれることを附随しその実現に十全の協力をする

3 おのちの経営者は積極的に次の諸方策の実現に努力する

(イ) 自主性と自立性を涵養せしむるための指導

(ロ) 自治能力の程度に即応する発展的なる自治化の促進

(ハ) 生活環境の整備改善（建築、様式、教育制度を指す）

(ニ) 明朗公正なる雇用安全方策（募集方法を改善する）

(ホ) 其の他民主化促進に寄与すべき方策

二、自治能力の発展段階に即応する自治化の過程

（ホ一段階） 自治能力涵養のための指導育成の段階

1 寄宿舎自治組織として居住者が自治的に選出した室長、寮長により構成される自治委員会を設ける。

この委員会は寄宿舎生活に於ける起床より消燈に至る日程行事その他の企画立案を行う。

2 自治的運営への過渡的段階として連絡会議へは自治委員及び会社側代表者が出席し、オプザーバーとして労働組合代表者が列席する事が出来る。

3 自治委員会並に会社立案事項は、連絡会議へ上程され、協議決定される。議決は多数決に依らず双方

の得心と諒解のもとに行われる。

(オ二段階) 自治予算による自治的運営の段階

1 自治的運営の経済的基礎として会社は自治委員会に一定の自治予算(文化、厚生、教養等)を与える。

但し営繕費、人件費等は右の予算経費として経営者が負担する。

2 自治委員会は右の予算に基いて自治的運用及び行争の企画立案を行う。

予算の費目別使用に関しては差当り予算委員会が協議し、漸次自治委員会自らの運用に委ねる。

3 予算委員会は会社、組合並に自治委員会の代表者を以て構成する。

4 オ一段階に於ける連絡会議は、寮総会へ発展的に解消し、この総会で決定された事項は自治委員会が実施する。

但し会社並びに組合が寮総会へオブザーバーとして出席することを防げない。

(オ三段階) オ二段階の発展としての自治確立の段階

前記兩段階を経て居住者が自治能力を高度に具備するに至ると、寄宿舍は居住者の経費と責任に於てその自由なる意思によつて運営される完全自治の形態に発展する。

三、各段階に於ける具体的措置

(オ一段階)

1 起床より消燈 連絡会議に於て決定された寄宿舍規則による。

2 出勤、欠勤 欠勤は寄宿舍係へ届出る、その場合出勤を強要しない。

3 外出 寄宿舍規則所定の時向外の外出は寄宿舍係へ届出る。

各室には名札を掲げ外出の際は各自が名札を裏替えし、在舎の有無を明確にする。

- 4 作業を休まない外泊 寄宿舍規則所定の手續により外泊先、期間を寄宿舍係へ届出る
- 5 作業を休む外泊 前掲の外就業規則所定の手續により事前に寄宿舍係をへて会社の諒解を求める
- 6 行 事 会社が連絡会議に於て決定された行事を斡旋し経費を負担する
- 7 食 事 寄宿舍規則所定の場所、時間に行う、献立は連絡会議に於ける意見を参考として会社の栄養士が作成する

(オ二段階)

- 1 起床、消 燈 寮総会で決定された自治規則による
- 2 出勤、欠 勤 職場に於て出勤を記録し、寄宿舍に於ては関与しない
- 3 外出及び作業を休まない外泊 寮の代表者へ連絡する。会社は必要ある場合は代表者より通知を受ける
- 4 作業を休む外泊 前項の他就業規則所定の手續による
- 5 行 事 費目別予算に基いて寮総会又は自治委員会の各分科会の主催により行う、予算に過不足ある場合には費目を流用することが出来る
- 6 食 事 食事は実費徴収を原則とする。献立は自治委員会（炊事委員）の意見を徴し会社の栄養士が作成する

(オ三段階)

- 1 居住者は会社、組合の関与を受けず一般従業員として就業規則の適用を受けるにとゞまる（前段階の一乃至四項）

- 2 前段階に於ける予備及び経費は個人の給与面へ吸収されその負担と責任に於て文化的生活が営まれる（前段階の五乃至六項）

四、段階の目標時期

第一段階は、昭和二十三年（一九四八年）末に、第二段階は、昭和二十五年（一九五〇年）末迄に夫々完了するを目標とする但し既に第二段階に在り自治能力向上しある場合には第二段階より出発し、可及的速かに第二段階を完了するよう努力する

五、生活環境の整備改善

右方策実施の一端として左記の施設改善を行うよう努力する。

ノ 資材買の他の情勢から急激な改造は不可能であるが「少くとも寮別の出入口を設け、工場の出入口と寮のそれとは別箇にし、或は各室毎に居住者により施設される如く」（GHQの強い希望）民主化に相応しい様式へ漸進的に努力する

ニ 民主化に伴う男女の交際の放逸に失するを避け、これが健全明朗化を図るために談話室を設ける

三 読書室、娯楽室等の施設を行い自治能力の向上に資する

六、明朗公正なる雇用安定方策
別に設ける防衛雇用安定協議会により右方策の実現をはかる

七、其の他

ノ 自治教育

第一段階に於ては一定の期間（約一ヶ月間）新規採用者全員に対し、爾後の自治生活のための準備として自治委員会の協力を得て会社が積極的に指導する、教育計画等は予め連絡会議に諮る

第二段階に於ける教育は自治委員会の責任と指導のもとに行われる

ニ 寄宿舎係（特に在話係）

第一段階に於ては会社が寄宿舎係が熱意を以て居住者の自治能力育成に当り以て寄宿舎制度民主化の実

現に努力するよう積極的に教育する

才二段階以後に於ては寄宿舎係は漸次居住者のための人事相談、保険相談等の機関へ再編成さる

九、紡績に於ける寄宿舍制度のあり方について

紡績協会寄宿舍専門委員会云（一九五・三・二七）

日本の紡績工場に於ける寄宿舎は、我國の社會構成及び經濟的組織の特性と、それにより規定される紡績工場の諸條件（工場土地、工場規模操業形態、勞務給源等）から現在の形式の寄宿舎、即ち事業附屬寄宿舎の形態をとらざるを得ないである。

而もこれ等の諸條件が近い将来大きく変革されると考えられない今日、寄宿舎の理想的形態を云々するよりも現実の寄宿舎を如何に運營する事が最も妥当であるかを研究する事こそ重要な事であらう。

本系寄宿舎は、寮生の生活の場である。今日迄会社は寄宿舎をかけるものとしてその生活環境を整備改善し、又年少者の多い寮生の保護育成に努力して来たが、今後更に寮生の幸福の爲に一層の努力を重ねて行くものである。即ち寄宿舎の生活に關しては、職場に於ける雇用關係を寄宿舎生活の中に持込むことは一切行わず、むしろ寮生の自治運營に協力し、その民主的發展を心から望んでいるのであり、寄宿舎の施設や内容については、我國の一般的な生活水準に應じて紡績業の經濟的負担能力の許す限り、その改善と發展に努かし、この枠にして寮生の生活を更に快適明朗ならしめる事こそ一貫して変らない会社の基本的態度である。この心構えを以て会社は次の如き方針をとつてゐる。

一、寄宿舎生活

寄宿舎生活の運營は寮生の自治によつて行われべきものであることは言う迄もないところである。この精神に於つて、会社は寮生の自治能力向上の側面的な援助を續けて来たのであるが、最近に於いて各工場寄宿舎の自治は高度の發展を示し、会社による生活環境の改善及び良心的な施設管理と相俟つて寮生の生活はとみにその明朗さを加えつゝある。

併し乍ら、寮生の大部分が年少女子であり、家庭を離れて寄宿舎に入り、集団生活を送っている人達である事を思うと、社会に対する責任という点からも、又寮生が心身共に健康な従業員として成長する事を希望の意味からも、会社が寮生の自主性を尊重しつつ、温い気持でその自治生活に側面より援助を与える事は当然必要である。

この立場に立つて会社は次の如き具体的施策を行っている。

／ 寄宿係

寄宿舎生活の充実と自治能力の向上の爲にはよき指導者の協力が要請される

これは寮生自らの希望でもある。

寄宿舎に於ける寮生の生活の全般に亘り、温い心づかいを以て懇切な指導を行い、寮生の人格を高め生活を幸せなものとする爲には、如何なる人が最も適任であるかを考えるならば、平常寮生と起居を共にし、その日常生活を知悉しているものこそ最適任者であるという事が出来る。この様な指導者として会社は寄宿係を置いてゐるが、この寄宿舎係の任務は極めて重大であり、且つ極めて困難なものであるから、特にその人選には慎重を期し生活経験の豊かな人格、教養に秀でた人物を送任し、更に寮生の信頼と親愛感を勝ち得る林絶えず指導教育してゐるのである。特に寄宿舎係は従来の世話係の一部にあつた林に、寮生の生活に干渉し、これを支配し監督する様な事があつてはならないのであるから、この意味からも会社として寄宿舎係の人選とその活動の監督に特に注意を払つてゐるのである。

この様な寄宿係の業務としては

第一に、寄宿建物施設物品の保全管理に当ると共に、寮生の生活を正常にして快適に営まれる林絶えず生活環境の整備改善を図ること。

第二に、自治の運営が眞に民主的に行われる林自治会（自治委員会と各専門部）に協力し常に集団生活と

個人生活の円満なる調和を図ること。

オ三に、養生の健康、身上等に関するより相談相手として、日常生活の指導を行うこと。

オ四に、会社と自治会の連絡者として双方の円満なる意思疎通を図ること。

オ五に、これらの目的を達する爲めに行う事務手続が挙げられるであろう。

これらの任務を寄宿係が正しく遂行する事こそ養生の自治生活を円満に推進するものである。

乙 連絡会議

寄宿舎に於て行われている自治生活が眞に民主的なものに成長し、又その生活内容が充実したものとなる事を希望して、会社は自治会との間に連絡会議を設けている。連絡会議に於いては、寄宿舎に関する事項の範囲内で会社側より寄宿舎に関する諸法規や諸規則の説明を行い、その周知徹底を依頼したり、自治会の運営や生活に関する要望を伝え自治会より自治会の運営に関する相談に応じ、又自治会より寄宿舎生活の諸條件に関して要望があればこれを聞く等の事を行い相協力して寄宿舎生活の向上と自治の円滑な運営の爲に努力するものである。

而も会社側よりの連絡や要望は繰返し述べた如く寄宿舎に於いて眞に民主的な自治運営が円滑に行われる様に側面的な援助を行うと言う意味からなされたものであつて、決して自治会の意見を圧迫し歪曲せんとするものでない事は言う迄もない又連絡会議は寄宿舎に於ける生活とその運営に関する事のみを取り上げる機関であるからそこで行われる協議は自治生活の向上という一つの目的に向つて相互の納得と俾んとするものであつて、決して労使協議会の如く団体交渉の場であつてはならない。従つて組合員の大半を占める養生の幸福に關心を持つ労組組合がこの連絡会議に出席することは拒否するものではないが飽く迄オプザーバーとして臨むべきであり、いやしくも自治会をして会社に対する対立関係にかり立てんとする事は連絡会議の本旨に反し、その民主的な運営破壊する事は勿論ひいては養生の自治能力の伸

長を妨げるものである。

3 自治予算

会社は又自治促進の一つの方法として、自治会に自治予算をあたえ、寄宿舍における文化、娯楽、教養等の諸行事の一部を自主的に実施せしめている。

この自治予算は自治会員の拠出する自治会費とは別なもので従来会社が寄宿舍内の諸行事に支出してきた福利厚生費の一部分であつて、その使用に當つて具体的な企画立案、実施は自治会に認めていゝるものである。従つて自治予算はそれを運用する事によつて寮生が自らの自治能力を向上させる事が目的であつて賃金と同じように寮生の当然の権利として要求すべきものではない。

又それに関連して寄宿舍に關する福利厚生費については、すべて自治会と会社との協議すべきである。と主張もあるが、これは自治予算についてと同様福利厚生費の本質を理解しないものである。

二、寄宿舍施設

寄宿舍における寮生の生活が内容の充実した快適なものであることは会社にとつても極めて望ましいことであるが、会社は事情の許す限り寄宿舍施設を尚一層充実させるためにあらゆる工夫と努力を盡しているのである。寄宿舍の施設の保全と管理は会社の全責任によつて行われるものであるから、会社は寄宿舍係の日常業務として絶えず細心の注意を払つてこれが完全な遂行に努力させており問題が発生すれば直ちに出来る限りの適当な処置を行っているのである。しかしながら寄宿舍施設は複雑多岐にわたる生活に接觸するものであるから会社の努力にも拘らず何卒かの問題が協議される必要を生ずることもあるがこの場合には連絡会議において話し合い双方誠意を以つてその必要性や可能性について検討しお互に納得した上で最も適当と考えられる処置をとらるべきものである。寄宿舍の生活と切實な事業の出来ない食事の内容について衛生と栄養という面は勿論のこと嗜好にあり且つ豊かなものにするため会社は絶えず研究と工夫を重ね

ねて来たのであり、現在既に可成り改善されているが、会社としては更に一層の注意と努力を払うと共に施設と同様に連絡会議によつて双方納得に基く適当な処置をとつて行くのである。

三 自治会と組合

以上の如く会社は寄宿舎生活の安定と向上のために良心的な努力を続けてきたのであるが、これは決して一部に云われる如く組合を寄宿舎問題から切り離しその弱体化を意図するものではない。なる程組合としては、組合員の大部分が居住している寄宿舎の問題に無関心たり得ず、その自治能力の育成と自治運営の進展のために協力する事は当然であらう。然しながら会社の寄宿舎に対する良心的態度を理解せず寄宿舎を会社と組合の努力伸長の接点の如く考え、労資闘争の場とする事は位々に寮生の私生活の安定をそこなうものであり、又せればとてなくとも組合が自治育成に援助を手える際、会社と組合の方針に食い違いがあることは寮生をして去就に迷わしめ生活を不明朗にし寮生を不幸に陥れるものであることに注意せねばならない。

寮生は生活の場としての寄宿舎に於て就業時間外の余暇時間を自らの教養と慰安と環境の整理のために当て、楽しい田舎の内に共同生活を営むことを望んでいる。この人間性に発した自然な態度を目して寮も会社の老かいな政策によつて或は寮生の組合意識の低調によつて自治会が組合より譏反した結果であるとするのは、会社、組合、自治会の夫々の目的の相違を解せぬものと言わざるを得ない。組合意識が高まつたからといって自治会それ自体が組合化するものではないのであつて、組合活動の活発化に伴つて寧ろ私生活の自由を求め自治会の存在を主張するものである。

このように眞に寮生の寄宿舎生活の安定と向上をのぞむならば、自治会に対する会社及び組合の働きかけは極めて慎重を要する筈である。

現在会社としては組合が寄宿舎生活の本質を理解し会社と共同歩調をとつて眞に寮生の幸福のため自治会

を責めせんとするならば、組合が自治会を側面的に援助することはさまたげないが、もし自治会の本質を解せず援助を組合の努力伸張の具とし、自治会の組合化をはかり或は殊更に会社の努力をひほうし寮生を迷わしめる様なことがあれば甚に遺憾と云わざるを得ない。

結 び

以上述べた如く会社の諸施策は何よりも寮生の幸福をのぞむところより出たものであるから寄宿舎に対して、如何なる批判があろうと抽象的論議や無責任な放言によつてその信念に動搖を来してはならないのである。

